

尾張旭市教育委員会（12月）定例会次第

日時 令和5年12月20日（水）
午後2時
場所 市役所3階 講堂（2）

1 開会のあいさつ

2 前回会議録の承認について

3 報告

別紙のとおり

4 付議事件

- (1) 協議第4号 小中学校体育館空調設備整備の進め方について
- (2) 第23号議案 第2次尾張旭市教育振興基本計画の策定について
- (3) 第24号議案 尾張旭市文化財保護審議会委員の委嘱について
- (4) 第25号議案 令和6年度教育委員会当初予算案に関する意見の申出について

5 その他

6 閉会のあいさつ

次回定例会

日時 令和6年1月24日（水）午後2時
場所 市役所3階 講堂（2）

市制功労者表彰式

令和5年12月1日
午前10時
尾張旭市文化会館

(以下抜粋)

一般表彰

2 長年にわたり教育・文化の振興に貢献された方

社会教育委員	吉田 与十六
尾張旭市スポーツ協会正副会長	藤松 佐登司
尾張旭市スポーツ協会副会長	久野 博行
尾張旭市文化協会副会長	山本 正治
文化財保護審議会委員	桐原 千文
図書館読み聞かせボランティア	太田 幸
同	小林 ふみ子

感謝状

2 多年にわたり教育・文化の振興に貢献された方

教育委員会委員	伊藤 智成
教育支援委員会委員	佐伯 公
社会教育委員	中道 晶乃
尾張旭市地域婦人団体連絡協議会城山支部長	若杉 美代
棒の手保存会会长無二流棒の手保存会会长	若杉 正人
井田地区打はやし保存会会长	日比野 和雄
三郷地区馬の塔保存会会长	谷口 雅芳
スポーツ推進委員	中尾 高子

尾張旭市教育委員会

(令和5年1月)

定例会会議録

尾張旭市教育委員会

尾張旭市教育委員会（11月）定例会会議録

- 1 日 時 令和5年11月15日（水）午後2時00分
- 2 場 所 市役所3階 講堂（2）
- 3 出 席 者 教育長 河 村 晋
委 員 山 本 真依子
委 員 鈴 木 厚 子
委 員 戸 原 弘 二
- 4 欠 席 者 委 員 松 尾 功
- 5 出席職員 教育部長 山 下 昭 彦
管理指導主事 伊 藤 和 由
教育政策課長 田 島 祥 三
学校教育課長 田 中 健 一
学校給食センター所長 松 原 友 雄
生涯学習課長 鈴 木 直 子
図書館長 三 浦 明 美
文化スポーツ課長 加 藤 剛
文化スポーツ課主幹 周 防 康 尚
指導主事 松 原 幸 平
- 6 従事職員 教育政策課係長 中 川 暢 顕
教育政策課副主幹 稲 生 さより
- 7 傍聴者 1名
- 8 会議に付した事件
- (1) 第20号議案 令和6年度尾張旭市教職員定期人事異動方針について
 - (2) 第21号議案 令和5年度一般会計補正予算（12月）に関する意見の申出について
 - (3) 第22号議案 尾張旭市文化会館の指定管理者の指定に関する意見の申出について

	開　会　　午後2時00分
教　育　長	<p>本日の出席者は4名です。定足数に達しておりますので、ただいまから11月定例教育委員会を開催します。なお、松尾委員から欠席届が出ております。</p> <p>さて、ここ数日で一気に寒くなりました。先週はまだ、暑い日もありましたが、夏が過ぎ秋を飛ばして冬が来たように感じます。くれぐれも風邪をひかないように注意していただきたいと思います。</p> <p>ところで、昨年度の今頃は新型コロナの感染者の増加により、学級閉鎖を行う状況となっていましたが、今年はインフルエンザの流行により、早くから学級閉鎖を行いました。感染症の流行となると教育活動に大きな影響を及ぼすことから、感染拡大防止に向けた取組が重要となります。基本的な対策をしっかりと取るよう学校での指導をお願いします。</p> <p>話は変わりますが、大リーガーの大谷選手が、全国2万校の小学校へグローブを3個ずつ、合計約6万個寄付すると発表されました。右利き用が2個、左利き用が1個ということですが、大谷選手らしい配慮だと思います。そして自身のインスタグラムで「このグローブを使っていた子どもたちと、将来一緒に野球ができるることを楽しみにしています。」と綴っていますが、今後このグローブをどのように活用していくのか注目を浴びそうです。</p> <p>それでは、続いて私からの報告をさせていただきます。</p> <p>本日の報告は2件でございます。令和5年11月報告事項とあります資料をご覧ください。</p> <p>(資料に基づき説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛日地方教育事務協議会 ・令和5年度第3回尾張部市教育長会並びに尾張部町村教育長会 <p>それでは、次第の2「前回会議録の承認について」に入ります。各委</p>

	員は、10月定例会会議録について、訂正等がありましたらお願ひします。
	(無しの声)
	無いようですので、10月定例会会議録は原案どおり承認します。会議録承認の署名を行う委員は、山本委員を指名しますので、後ほどお願ひします。
	次に、次第の3報告に入ります。事務局から報告をお願いします。
管理指導主事	(資料に基づき説明) ・11月校長会議等について
教育長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
山本委員	11月校長会議等についての資料には載っていないことですが、確認させていただきます。先日中学校で今年度初めて実施される公立高校の入試のWEB出願の試行があったと伺いました。実際に困ったことはありましたか。
管理指導主事	中学校からは、WEB出願システムが途中でダウンしてしまって使用出来なくなったと聞いています。学校側としては、これから本番での登録を行うに当たり、問題なく出願出来るのか心配で問い合わせをしたところ、所管している愛知県教育委員会高等学校教育課からは、使用出来ますと返答があったと聞いています。ただ、学校としては生徒の将来を左右する大切な手続であり、現段階では色々な面で不安が残るため、市教育委員会を通して引き続き確認をしていく予定です。
教育長	他にご意見・ご質問はございませんか。
	(無しの声)
	それでは、次の報告をお願いします。
教育政策課長	(資料に基づき説明) ・後援・推薦行事について
教育長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	(無しの声)

	無いようですので、次の報告をお願いします。
生涯学習課長	(資料に基づき説明)
	・令和6年尾張旭市二十歳の集いについて
教育長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
鈴木委員	第2部の集いとは、どのようなことをするのでしょうか。
生涯学習課長	参加者代表の実行委員が第2部の企画・運営を検討しているところで すが、現時点では全ての中学校区で恩師の招待と抽選会を予定していま す。
鈴木委員	抽選会ということは、何かプレゼントをお渡しするのでしょうか。
生涯学習課長	抽選会は、決められた予算の範囲内でプレゼントを購入し、抽選に當 たった方に、渡す予定です。プレゼント内容については、検討中です。
教育長	小学校と中学校の両方の恩師を招待するのですか。
生涯学習課長	当初は、小学校と中学校の両方の恩師を招待する予定で検討していま したが、恩師の人数が多くなるため、全ての中学校区にて、中学校の恩 師を招待する予定です。中学校の恩師の出席が少ない場合は、小学校の 恩師も招待することを検討しているところもあります。
教育長	対象人数814人は、どのように抽出されたのでしょうか。進学や就 職で市外に転出された方は、含まれているのでしょうか。
生涯学習課長	対象人数814人は、10月31日現在本市に住民登録がある方の人 数です。転出者であっても本市の式典に参加したいと連絡があった方は、 参加可能であり現時点で20名の方から申込がありました。
教育長	第2部の集いでは、中学校から地元の中学校に行かなかった方や、中 学校卒業後に転入してきた方にも参加していただき、多くの新成人をお 祝い出来るように考えていただくようにお願いします。
教育長	他にご意見・ご質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をおいします。
教育政策課長	(資料に基づき説明)

	・あいち県民の日連携事業の実施について
教 育 長	<p>ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>各課等が実施するイベントのチラシの中に「あいち県民の日連携事業」が明示されるのですか。</p>
生涯学習課長	生涯学習課では、広報等に「あいち県民の日連携事業」と記載しています。
図 書 館 長	図書館も同じく「あいち県民の日連携事業」を表示しております。
文化スポーツ課長	どうだん亭一般公開など一部については、記載しておりません。
教 育 長	<p>11月に開催されるから連携していますということではなく、「あいち県民の日連携事業」と明示されているということが県民、市民に伝わるようにしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>また、あいち県民の日当日である11月27日には、連携事業はないのでしょうか。本年の11月27日は、月曜日の平日であり学校も休みでないのでイベントの開催が難しいと思いますが、愛知県としては、何らかの催しを開催すると思います。本市においても大きなイベントでなくとも実施することでこの事業の意義が伝わると思いますので、市担当課とも調整の上、検討をよろしくお願ひいたします。</p> <p>他にご意見・ご質問はございませんか。</p>
	(無しの声)
	無いようですので、報告を終了いたします。
	次に、次第の4付議事件に入ります。
	「第20号議案 令和6年度尾張旭市教職員定期人事異動方針について」審議します。事務局から説明をお願いします。
管 理 指 導 主 事	(資料に基づき説明)
	・第20号議案 令和6年度尾張旭市教職員定期人事異動方針について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	方針の中の(3)では、「男女を問わず登用する」との記載がありま

	ですが、記載することによって男女を意識した様に感じられてしまいます。
	愛知県教育委員会の異動方針でも同様の表記をしていたと思いますが、尾張旭市では男女問わず、能力、適性に応じた登用をしていますので、何かの折に表記の確認していただけたらと思います。
鈴木委員	「同一校内における婚姻の場合は、転任について特別に考慮する」と記載があります。翌年になるとどちらかが転勤になると思いますが、本人たちに希望を聞いているのでしょうか。
管理指導主事	同一校内における婚姻の場合は、どちらかが転勤するものと考えています。異動希望について大まかなことは聞いていますが、小・中学校の別や市内の異動者の状況など全体のバランスを考えながら異動を行っていますので、必ずしも希望が叶うものではありません。
教育長	他にご意見・ご質問はございませんか。 (無しの声)
	無いようですので、「第20号議案 令和6年度尾張旭市教職員定期人事異動方針について」は原案どおり可決してよろしいですか。 (全員異議なく原案どおり可決)
	次に、「第21号議案 令和5年度一般会計補正予算（12月）に関する意見の申出について」審議します。事務局から説明をお願いします。
教育部長	(資料に基づき説明) ・第21号議案 令和5年度一般会計補正予算（12月）に関する意見の申出について
教育長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
山本委員	債務負担行為明細書の文化会館第5期指定管理料の期間は、令和6年4月から令和10年3月か、令和11年3月なのかどちらでしょうか。
文化スポーツ課長	文化会館第5期指定管理料の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとなります。
教育長	他にご意見・ご質問はございませんか。

	(無しの声)
	無いようですので、「第21号議案 令和5年度一般会計補正予算（12月）に関する意見の申出について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に「第22号議案 尾張旭市文化会館の指定管理者の指定に関する意見の申出について」審議します。事務局から説明をお願いします。
文化スポーツ課長	・第22号議案 尾張旭市文化会館の指定管理者の指定に関する意見の申出について
教育長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、「第22号議案 尾張旭市文化会館の指定管理者の指定に関する意見の申出について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に、次第の5、その他に入ります。事務局から説明をお願いいたします。
教育政策課長	(次回定例会日程について説明)
教育長	それでは、これをもちまして、11月定例教育委員会を閉会いたします。
	閉　会　　午後2時53分
	教育長
	委　員

12月定例教育委員会報告

12月定例教育委員会の報告事項について

前定例会から本定例会に至るまでの教育委員会の所掌事務について、裏面のとおり報告する。

令和5年12月20日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

報告事項一覧

機 関 等	件 名
教 育 部 長	1 12月議会について
管理指導主事	1 12月校長会議等について
教 育 政 策 課	1 後援・推薦行事について 2 情報公開請求について
学 校 教 育 課	1 旭中学校における物損事故について
学校給食センター	
生 涯 学 習 課	1 令和5年度尾張旭市小中学校PTA連絡協議会教育懇談会の開催結果について 2 令和5年度第2回尾張旭市社会教育委員会の開催結果について
図 書 館	
文 化 ス ポ ツ 課	1 令和5年度市民音楽祭実施結果について 2 どうだん亭秋の一般公開実績報告について 3 愛知万博メモリアル第16回愛知県市町村対抗駅伝競走大会の結果について
全 課	

1 12月議会について

一般質問

答弁

個人② 芦原 美佳子【公明党尾張旭市議団】

3 学校の水泳授業の民間委託について

(1) 今年度の実施について

ア 今年度の実施について

【教育部長答弁】

水泳授業の民間委託について、旭小学校及び本地原小学校の児童と、保護者にアンケート調査を実施した結果、約57パーセントの方から回答をいただきました。

そのうち「児童からの反応」としましては、約92パーセントの児童から「水泳授業を楽しく受けていた」との回答がありました。また、「丁寧に泳ぎ方のアドバイスをもらえた」など、約56パーセントの児童から「以前より水泳授業が好きになった」との回答がありましたが、「泳ぎの練習だけでなく、授業時間の最後に、自由に遊ぶ時間も欲しかった」といった率直な意見もありました。

一方「保護者からの反応」としましては、「子どものレベルに応じて、きめ細やかに指導していただけた」などの声をいただくとともに、約97パーセントの保護者から「水泳授業の民間委託の継続を望む」との回答があり、当事業に対する期待の高さを感じたところでございます。

イ 教職員の反応と負担軽減について

【教育部長答弁】

「教職員の反応」としましては、「インストラクターの指導方法を見られて、良い経験になった」や、「泳力別のグループ分けでの細かな指導によって、児童の泳力向上が実感できた」との感想を聞いております。

また、学校プールの管理業務を担当していた校務主任や教職員からは、「民間委託によって、施設の老朽化に伴う保守対応や小まめな水質検査のほか、プールの清掃などの負担が軽減された」との声も聞いております。

さらには、民間の屋内プール施設の活用は、「悪天候や熱中症リスクを原因とした水泳授業の中止がなくなり、確実に授業を実施できる」という点も水泳授業の民間委託効果の一つとして捉えられております。

ウ 水泳指導の効果について

【教育部長答弁】

民間委託による水泳指導の効果としましては、まず何よりも、専門のインストラクターによって、レベルに応じた適切な指導がなされたことで、児童の泳力向上につながったことが挙げられるところでございます。

またこれには、概ね20人以下の児童に対し、インストラクターが1人配置されるなど充実した体制のもと、安全安心な水泳授業が実施できたことも、大きく貢献したと考えられます。

さらに、業務委託後は、約56パーセントの児童が「以前より水泳授業が好きになった」と回答しており、インストラクターによる効果的な指導の実施によって、水泳に対する児童の印象が良くなっていることも、効果の一つとして挙げら

れるところでございます。

(2) 費用対効果について

【教育部長答弁】

昨年3月の予算決算特別委員会の場において、議員からの御質問にお答えしましたとおり、これまでどおり学校のプールを活用した場合には、今後の整備費用も含め、年間約570万円弱の費用が必要と試算される中、今回の民間委託に係る費用は1校当たり年間約450万円と、民間委託のほうが安価となっております。

さらに、水泳指導や施設の保守対応などに係る教員の負担軽減効果のほか、児童の泳力向上に係る効果なども含めますと、民間委託の費用対効果につきましては、大きいものがあると考えております。

(3) 今後について

【教育部長答弁】

来年度は、今年度実施した2校に加え、新たに小学校2校で水泳授業の民間委託を実施したいと考えております。また、その他の小学校につきましても、民間プール施設への移動時間や、学校プールの老朽化の状況等も勘案しながら、民間委託を進めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、水泳授業の民間委託には様々な効果が確認されておりますので、全小学校での早期実施に向け、段階的な対応を進めてまいりたいと思います。

4 発達性読み書き障害（ディスレクシア）について

(1) ディスレクシアの児童生徒の把握について

【教育長答弁】

本市においては、ディスレクシアについての調査を行っておりませんので、正確な人数についてはお答えすることはできませんが、ディスレクシアが学習障害（LD）の一つであることから、そうした傾向や医師から疑いがあると言われている児童生徒が市内小中学校に若干名在籍していることは把握しております。

各小中学校においては、これまでにも学校生活全般を通して、児童生徒に発達障害の心配がある場合は、個別に保護者と相談を行ったり、状況によっては医療機関の受診をすすめたりすることで、ディスレクシアを含めた発達障害等の早期発見に努めています。

(2) 早期発見・早期支援体制について

ア 現状について

【教育長答弁】

学習障害の一つであるディスレクシアは知的障害と異なり、おおよその能力は平均的であるにもかかわらず、特定の分野である文字の読み書きに困難さを示すことから、日常の生活の中で見極めていかないと発見に遅れを生じてしまう場合もあります。そのため、教員が学校で接する中で、気になることを保護者にお知らせしていくこととなり、学校と保護者両者の理解と支援が重要となってきます。まずは、こうした状態があることを保護者にも理解していただくことが必要であります。

取組としましては、状況にもよりますが、学習障害の児童生徒には通級指導を受けるなどの配慮をしています。また、児童生徒の学習や生活全般の支援を行う

ためのスクールサポーターの活用や、近年では低学年の学習支援を行うために学校教育支援教員を配置し、担任一人ではなく、複数で子どもたちの支援を行うようしております。

こうした中で、学習障害を含め特別な配慮を必要とする子どもたち一人一人に対しても、手厚い支援を行えるように努めています。

イ Tsukuba (つくば) モデルについて

【教育長答弁】

Tsukuba (つくば) モデルについては、2013年度からつくば市において文部科学省の委託を受けて研究がなされ、2020年度から全市的に導入されたものであると認識しております。発達性ディスレクシアについては、障害種の中でも最も出現頻度が高いと言われているものであり、その障害について正しい認識を持ち、早期発見したうえで、教職員が指導に当たることは重要なことであると考えます。

本市においても、発達性ディスレクシアについて正しい見識を持った教職員を増やしていくことが急務であると考えるため、適切な研修等を実施し、早期発見のためのよりよい手法について、研究を深めてまいりたいと考えております。

(3) 適切な支援体制について

【教育長答弁】

発達性ディスレクシアにかかわらず、発達障害を持つ児童生徒は、従来の紙媒体の教材よりも、ICTを活用したデジタル教材の方がより興味を引く傾向にあります。また、デジタル教科書についても今後、国の方針として拡大していくことが示されているため、より活用が進むことで、子どもたち一人一人に対応した学びにつなげることが期待できます。また、発達性ディスレクシア特有の文字情報処理能力に対する適切なサポートを行うなど、個に応じた支援を行うように努めてまいります。

今後は、ICTの活用とともに教員の力量向上を図る中で、個別最適な学びを実現し、誰一人取り残さない教育の推進に努めてまいります。

(4) 発達性ディスレクシアへの理解を広げるために

【教育長答弁】

発達の特性については、教職員がその理解を深めていくことはもちろんのこと、保護者にも理解を深めてもらうことが、学校と家庭の連携の中で、適切な支援が行えるものと考えております。そのため、練馬区の取組のように社会全般に分かりやすく周知を図っていくことはよい取り組みであると考えるため、発達障害全般にかかる周知のよりよい方法について検討してまいります。

個人③ いとう 伸一 [市民クラブ]

3 市民が利用する体育施設の課題について

(1) 現行の体育施設の課題について

【教育部長答弁】

本市の体育施設の多くは、昭和50年代に開設されており、整備後40年以上が経過しております。

このため、老朽化対応のほか、近年の猛暑をはじめとした気候への対応や、新たな利用者ニーズへの対応。さらには、適切な維持管理の実施や競技人口に応じ

た施設の改修など、対応すべき課題がいくつも挙げられるところでございます。

その他にも、曜日や施設によっては「なかなか予約が取れない」といった声が寄せられ、特に総合体育館やテニスコートは抽選が当たらないので改善してほしいとの要望も多くいただいており、運用面においても課題を抱えております。

(2) 城山テニスコートのコンディションについて

【教育部長答弁】

城山テニスコートは表面が土と細かな砂でできたクレーコートで、施設の利用が終了した際に、ブラシでの整備を、利用者の皆様に実施していただいております。

また、年末年始の休日期間に合わせて、砂の補充やローラー転圧などの整備を、ソフトテニス協会の皆様などに実施していただいておりますが、なにぶんクレーコートであるため、時間の経過に伴って表面に凸凹が生じ、利用者の皆さんに不便をおかけしてしまう状況にあります。

このため、管理人による毎日の点検や、担当職員による定期的な確認などを実施することによって、楽しく安全に施設を御利用いただけるように努めているところでございます。

個人④ 櫻井 直樹 [市民クラブ]

1 子どもたちへのきめ細かい教育を進めるための教職員の業務負担軽減支援について

(1) 時間割作成業務の負担軽減について

【教育長答弁】

学校における時間割は、学校教育法施行規則において定められている標準授業時数をもとに作成しております。小学校では、主に教務主任が専科教員の授業の配置や、特別教室等の調整などを考慮した原案を作成した後、各学級担任がその他の教科を割り振ることで時間割の作成を行っております。

また、中学校においては、年度当初に確定した学級数によって、各教員の担当する授業時数が確定します。その授業時数をもとに、音楽室、体育館といった特別教室等の調整やアレルギー疾患をもつ生徒に対する配慮、さらには教科の特性による制限といった様々な条件の組み合せを設定した上で、専用のソフトを使用して時間割作成を行っております。ソフトによる原案ができあがったあとも、教科のバランスや教員の1日の持ち時数などについて教員が手作業で調整を行い、時間割が決定していきます。

(2) キャリア教育業務の負担軽減について

【教育長答弁】

職場体験の手順としましては、各中学校で少し違いはありますが、まず担当学年の教員で各事業所に連絡をとり、職場体験を受け入れていただける事業所を探します。次に、生徒に希望調査を行った後、各事業所への割り振りを行います。事業所とは事前に打合せを行い、職場体験を2日間実施するというのが、主な流れになります。

職場体験については中学2年で実施しておりますが、各校の2年生の生徒数は、どの学校とも在籍が200名を超えており、2日間の体験可能な事業所を探すことは、かなりの苦労を要します。さらにコロナ禍においては、介護系及び医療系の事業所への依頼を行わなかつたり、飲食系の店舗での受け入れも難しかつ

たりしたため、体験可能な事業所数が生徒数を大きく下回った時がありました。

(3) 学校教育に対する意見について

【教育長答弁】

市内の各小中学校は、保護者や地域の方からさまざまな御意見や要望をいただいております。意見等につきましては、家庭や地域と適切に連携していくことが子どもたちの健やかな成長につながると考えておりますので、1つずつ丁寧に対応していく必要があります。

また、各教職員に対してもいただいた意見などについては、一人で抱え込まず、組織として適切に対応できるよう、日々情報交換をするよう指導を行っております。

(4) 特別支援学級担任の負担軽減について

【教育長答弁】

市内の小中学校には、特別支援学級や通常学級において何らかの支援を必要とする児童生徒のために、スクールサポーターの配置を行っております。

また、肢体不自由児などの介助が必要な児童生徒については、介助員を配置し、学級担任とともに該当児童生徒の支援を行うようにしております。さらには、医療的ケアを必要とする児童生徒に対しては、専門的な医療的ケアを行うことができるよう、看護師の配置も行っております。

なお、様々な支援を必要としている児童生徒の人数は年々増加しており、そのニーズは常に高まっている状況です。こうしたことから、スクールサポーターの配置については、特に必要な学校については加配などを検討し、対応していきたいと考えております。

2 校内フリースクールの実施状況について

(1) 校内フリースクールの概要について

【教育長答弁】

校内フリースクールは、国や県の制度では民間のフリースクールと区別するため「校内教育支援センター」として設置をしています。なお、県ではこの校内教育支援センターを校内教育支援ルームとして設置し、不登校生徒の支援を行うものとしております。

11月1日時点で、旭中学校の校内教育支援ルーム、通称「アイルーム」に通っている生徒数は6名となっております。支援ルームでの過ごし方については、通っている生徒一人ひとりの実態に合わせて本人が決めることとしております。

また、生徒が居場所と感じることができるように、ソファーを設置したり、ボードゲームを用意したりするなど、これまでの学校にとらわれない環境づくりに努めています。なお、教員配置については、専属の担任1名と支援員1名で指導を行っております。

(2) 成果と課題について

【教育長答弁】

校内教育支援ルームの成果としては、これまでなかなか家を出ることができなかつた生徒が校内教育支援ルームの目的に共感して、学校に足が向けられるようになったことです。校内教育支援ルームに登校できた子どもたちは、各自思い思いの時間を過ごすことができているため、穏やかに学校での時間を過ごすことができています。また、一緒に校内教育支援ルームにいる友達と話をするなど友達

との関わりを持つことができている生徒もいます。

一方、課題としては、不登校生徒数全体から考えると、まだまだ利用者が少ないことです。このことについては、利用に関する不安を一つずつ取り除くなど、学校へ来ることができない生徒のニーズに近づける工夫をするとともに、さらなる周知を図っていく必要があると考えております。

(3) 今後の本市の方針について

【教育長答弁】

来年度以降の旭中における校内教育支援ルームについては、県からの委託の有無にかかわらず、その目的からも継続をしていかなければならないと考えております。しかしながら、県からの委託の状況によっては、教員の配置が本年度と異なる状況となってしまうことが懸念されますので、県に対しては、一定の軌道に乗るまでは、補助を行ってもらえるように要望を行ってまいります。

今後も不登校児童生徒への支援方法については、校内フリースクールの拡充や校外での居場所づくりなどさまざま方法を検討してまいりたいと考えます。

個人⑤ 市原 誠二【市民クラブ】

3 尾張旭市民の優れた才能を支援することについて

(1) 児童等の成果物や障がいの方々の芸術作品を各種発行物の表紙等としてPRすることについて

【教育部長答弁】

児童や障がいの方々の作品等を、各種発行物で活用することは、本市の文化振興に寄与するとともに、制作者のモチベーション向上にもつながると考えられます。

このため本市では、児童から募集したポスターや標語を、報告書の表紙やチラシ等へ掲載することによってPRしており、障がい福祉施設の利用者がイラストを描いたトートバッグを、イベントの参加賞とした取組は、大変好評であったと伺っております。

こうした取組につきましては、今後も継続するとともに、さらにもっと拡大すべきではないかとも考えますので、ポスター等の作品を募集する際には、二次利用に関する条件を設定するなど、その活用の幅を広げるような取組も関係各課等と進め、皆様の活動を支援してまいりたいと思います。

(2) 市民の優れた芸術作品を、ふるさと納税の返礼品に設定し芸術作家を支援することについて

【教育部長答弁】

本市では現在、竹細工作家の方や、光の切り絵作家の方の作品を、ふるさと納税の返礼品に設定しております。

なお、芸術作品につきましては、「返礼品としてふさわしいかどうか」の判断において、大変難しいところがありますが、優れた才能をお持ちの方が、市内におられることを知っていただくことは、芸術活動の支援だけでなく、市民の本市に対する誇りや愛着の醸成にもつながることと考えられます。このため、ふるさと納税以外での対応も含め、今後も芸術活動の支援策を検討してまいりたいと思います。

個人⑭ 川村 つよし【日本共産党尾張旭市議団】

3 インフルエンザワクチン接種補助制度について

(2) 今年度のインフルエンザの感染状況について

【教育長答弁】

今年度、愛知県では11月9日、県内全域に4年ぶりとなるインフルエンザ警報を発しており、本市でもインフルエンザ罹患者数の増加を理由とする学級閉鎖数が大幅に増加しております。

流行が拡大傾向となった9月以降、小学校で31クラス、中学校で8クラスの学級閉鎖を行っております。

また、学年閉鎖数の状況は、小学校3学年、中学校1学年となっており、この状況はここ数年に比べ大幅に増加しております。

そのため、学校の行事などについては、小学校の運動会3校、中学校の合唱祭1校、体育祭1校、小学校の社会見学1学年といったものについて、やむを得なく延期した状況も発生しているところでございます。

5 小中学校教員不足の現状と今後の展望について

(1) 教員不足の現状について

【教育長答弁】

6月議会における答弁では、代替えの講師が見つからない未補充は4名とお答えしております。現在は、産休・育休に関する者、体調不良で休職した者、自己都合で退職した者などの関係で16名の欠員が生じ、その内、小学校で6名、中学校で2名が未補充となっています。6月議会での答弁と比較すると、未補充者は4名の増加となっております。

この補充については、常勤講師で補充することが難しいため、特例非常勤講師で補っている状況です。

また、3学期については、産休育休の取得予定者が2名おり、その補充者が確定していない学校もあります。

特に小学校における未補充の拡大は、大きな懸念事項となっており、年々その状況の深刻さが増していると感じています。

(2) 任期付教員の募集について

【教育長答弁】

教員の配置については、学級数に応じて必要な定数を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により定めており、その費用負担は県によって行われております。従って任用については、県教育委員会によって行われ、必要数が各市町村に配置されていくこととなります。さらに専科、少人数、生徒指導など必要な加配も県によって行われ、地域の教育水準の維持向上を目的とした広域人事を行っていくこととなります。

まず、必要数を確定し、その上で、学級数が年度当初しか確定しないことによる流動的なものや、休職者などについては、補充者として臨時の任用を同様に県により行い、配置されていきます。教員は県費負担教職員制度により県の責任において配置されて行くこととなります。

一方、東郷町の任期付教員の募集については、町独自の施策である少人数学級を実施していくというものであり、その採用など町独自の負担と責任で追加で採用していくものであります。

教員不足の中で、独自の施策を行っていくには、採用条件も県と同様又はそれ以上でないと難しいと思いますが、仮に採用した場合でも、教員に欠員が生じた場合、例えば担任なら、独自施策より優先的に配置していく必要もあります。年度当初から未補充が生じているような状況下において、独自の任期付教員を配置することができないことや、年度途中で新たな欠員が生じた場合は、その制度で雇用した教員を欠員補充に優先的に充てることも考えられ、せっかくの独自施策が成立しないことも懸念されます。

東郷町の取組は、町としての本気度が伺えるものではあります、本市においては様々な懸念事項があるため、慎重に検討していかなければならぬと考えております。

1 12月校長会議等について

1 12月校長会議

(1) 教育長

- インフルエンザの予防対策
- 教師を取り巻く環境
- 探究学習の必要性
- 不登校の現状と対策

(2) 教育部長

- 令和5年12月定例会について
- 県民の日学校ホリデーのイベント参加者について
- 学校での事故について
- 交通安全・防犯について
- 各種行事について

(3) 管理指導主事

- 危機管理にかかる対応
考え得る危機に対して、あらゆる想定をする
- 人事情報の管理について
人事関係書類の取扱いに細心の注意を払う
- 人権週間に向けて
人権意識を育む活動を、教育活動の中で実施する
- 教職員の不祥事根絶に向けて
具体的な事例を紹介するとともに、時季に応じた内容の指導をする

2 学校の様子

- 2学期末を迎える、個人懇談会が実施された。
- インフルエンザ罹患による、学級（学年）閉鎖の学校がある。
- 開校150周年記念の式典やイベントが開催された。
- 本年度は、12月22日（金）が2学期終業式になる。

1 後援・推薦行事について

令和5年度受付分

No	区分	催 物 名	会 場	実施日	行事概要・趣旨	申請団体名等
68	後援	ロボット教室 無料体験会	尾張旭中央教室 (尾張旭市文化会館)内 晴丘教室 (Y.B. ちるどれ ん)内	令和5年11月25 日(土)から12月 9日(土)	STEAM教育の啓蒙及び、理系教育の横断的な学びを通じて社会で課題解決に役立つ人材育成を促進する。	ヒューマン アカデミー 株式会社 マネージャー 沼 夏樹
69	推薦	オーケストラ Fantasia 第 20回記念定期演奏会	長久手市 文化の家	令和6年6月30日 (日)	管弦楽の生演奏により、演奏者と一般聴衆が感動と豊かな時間を共有することで、市民の音楽文化の向上に寄与する。	オーケストラ Fantasia 団長 山本 秀樹
70	後援	尾張小中学校 PTA研究発表大会	尾張旭市 文化会館	令和6年1月17日 (水)	PTA活動の研究の成果を発表することにより、PTAの果たす役割を確認するとともに、これからPTA活動の推進と充実を図る。	尾張小中学校PTA連絡協議会 会長 田中 広樹
71	後援	第38回尾張旭市青少年健全育成推進大会	尾張旭市 文化会館	令和6年1月20日 (土)	表彰式や発表を行い、青少年の健全育成と非行防止について認識を高めるとともに、広く市民に理解と協力を呼びかけ、青少年健全育成活動の促進を図る。	尾張旭市青少年健全育成推進会議 会長 柏原 弘道

許可件数4件（後援3件、推薦1件）

新規団体は番号の下に下線

2 情報公開請求について

請求年月日	令和5年10月26日
請求区分	公文書公開請求書
請求内容	1 令和5年度9月分の「在校時間状況記録一覧表」（市内12校分） 令和4年度3月分の「在校時間状況記録一覧表」（市内12校分） 2 旭丘小学校の令和5年度4月から令和5年度9月までの「在校時間状況記録一覧表」 3 旭丘小学校の令和4年度9月、令和3年度9月、令和2年度9月の「在校時間状況記録一覧表」
決定年月日	令和5年11月27日
開示区分	一部公開
開示文書名	1 令和5年度9月分の「在校時間状況記録一覧表」（市内12校分） 令和4年度3月分の「在校時間状況記録一覧表」（市内12校分） 2 旭丘小学校の令和5年度4月から令和5年度9月までの「在校時間状況記録一覧表」 3 旭丘小学校の令和4年度9月、令和3年度9月、令和2年度9月の「在校時間状況記録一覧表」
担当部署	学校教育課
備考	1 非公開とした部分 在校時間状況記録一覧の対応等に関する部分 2 非公開理由 尾張旭市情報公開条例第7条第1号に該当 個人に関する情報であり、公にすることにより、プライバシーを中心とする個人の権利利益を害するおそれがあるため。

1 旭中学校における物損事故について

次のとおり損害賠償の額の決定及び和解をしたので、報告します。

- | | |
|---------|--|
| 1 事故発生日 | 令和5年8月6日 |
| 2 事故の概要 | 旭中学校において、野球部の生徒が打ったボールが、隣接する民家の窓サッシ及び自動車を損傷させた物損事故 |
| 3 損害賠償額 | 191,235円 |
| 4 示談締結日 | 令和5年11月2日 |

1 令和5年度尾張旭市小中学校PTA連絡協議会教育懇談会の開催結果について

1 開催日時

令和5年11月10日（金）午前10時30分から午前11時50分まで

2 開催場所

尾張旭市役所北庁舎3階 講堂1・2

3 出席者について

(1) 尾張旭市小中学校PTA連絡協議会

PTA会長、家庭教育委員等その他役員、小中学校長、事務局

(2) 市、教育委員会（5名）

市長、教育長、教育部長、指導主事、学校教育課長、生涯学習課長

4 懇談テーマについて

「子どもの運動と家庭でのIT機器への親子での取り組み方～コロナ禍を終えた中での生活から」

5 懇談内容について

(1) 基調報告

各校のPTA役員とその子ども（小中学生）に対するアンケート結果を基に、家庭教育委員代表が報告（生涯学習課3～9資料のとおり）

(2) 意見交換

下記のとおり、家庭、学校、市それぞれの立場からの報告及び意見交換を実施した。

- ・子どもたちの体力調査では、全国と愛知県を比べるとポイントが低い種目がみられる。尾張旭市については、愛知県平均と比べて複数の種目でやや下がる傾向があるがほぼ平均的である。
- ・塾や習い事、コロナや熱中症問題、交通問題等の安全面から送迎を要することなどから、放課後に友達同士で自由に遊ぶことのハードルが以前より高くなっている。
- ・時間、場所、仲間といった点で適しているのは放課後に学校で遊ぶことである。児童クラブとの兼ね合いや一度自宅に帰らなければならないという課題はあるが、学校で遊べるという情報を発信していきたい。

- ・小学校では運動系の部活が廃止され、運動する機会が減ってしまったが、児童会で鬼ごっこを企画したり、市のスポーツ教室に参加したりと新たな取組も出てきている。夜間開放で活動している学校は、バレー、バスケットボール、ビーチバレー、棒の手など4校ある。
- ・部活動の地域移行については、クラブチームとうまく連携したり、学校グラウンドを有効に活用していくとよい。
- ・IT機器に関しては、あるのが当たり前の時代であり、ルールを決めた上で、積極的に活用してもらいたい。使い過ぎに関しては、友達同士など近い年代で話をしてももらった方が有効ではないか。
- ・運動習慣を強制されると難しいが、子どもたち自身が楽しいと思ったことは続けられるし、上達していく。普段から運動する習慣をつけ、目標をもって取り組めるとよい。
- ・IT機器問題では、コミュニケーション不足が懸念され、不登校問題にも影響している可能性があると考える。個性を引き延ばすために、多様性を尊重し、許容する力を持って、子どもたちを正しく導くことが課題と考える。

尾張旭市教育懇談会 家庭教育委員代表基調報告

近年、子供の体力低下がニュースなどで取り上げられている。その要因がコロナ禍におけるＩＴ機器の需要によるものと、子供のネット・スマホのゲーム依存で、コロナ禍があけた今も体を動かす習慣がついておらず、ＩＴ機器の使用に時間を取りられている。

当市においては、小学校の運動部が廃止されるなど、むしろ運動時間が減少していく可能性がある。多くの保護者は、部活動の再開、または部活動に替わる活動を実施し、有意義な時間を仲間と過ごしてほしいと感じている。

今回のテーマの中では、それぞれの立場において、「今何ができるか」「どうすればよいか」を考え、創造していく道筋を見つけていきたい。

尾張旭市の小中学生と保護者の現状を把握するために、各学校のPTA執行部の子供と保護者を対象にアンケートを行い、「子どもの運動と家庭でのＩＴ機器への親子での取り組み方」について調査した。

グラフ②の「お子さんのＩＴ機器の使用時間は1日平均何時間程度ですか」という質問に対して、多くの子供は3時間内となっているが、使用時間が4時間以上の子供も少なくない現状が明らかとなつた。

また、グラフ③「お子さんのＩＴ機器の使用時間についてどのようにお考えですか」の答えの中で、保護者は子供の使用時間が多いと感じている割合が高い。それに対して、子供は少ないと感じている割合が高いことが明らかとなり、感覚にずれが生じていることが分かる。

グラフ④より「お子さんのＩＴ機器の使用目的はどのようなものですか」については、遊びと答えたものが多数であり、子供はゲーム等を中心とした遊びにＩＴ機器を使用していることが分かり、家庭での過ごし方の変化が見られる。ＳＮＳに関しては、小学生から中学生になるにあたり、部活動や塾といった交友範囲・行動範囲が広がることで、使用が増えていることが考えられる。

グラフ⑤「お子さんはＩＴ機器を使用しない時間に何をしていますか」については、勉強・ＴＶ視聴・読書・外遊びなどある程度平均していて、特に差は見られなかった。

グラフ⑥「お子さまは何歳頃からＩＴ機器を使用していますか」では、大半の子供が小学校1年生までに使用し始めていることが分かる。今の時代において、学習にしても遊びにしても、ＩＴ機器を全く使用しないということは難しいので、

IT機器の使い方を考えていく必要があると思われる。

グラフ⑦の「お子さんのIT機器へのイメージはどのようなものですか」に対しては、ほとんどの子供が楽しいと感じていて、肯定的なイメージをもつ一方、「事実と違う情報もあるので怖い」というイメージを一定数の子供がもっていると分かる。

グラフ⑧「お子さんはインターネット上の情報を信用していますか」では、「事実を確認する」「信用していない」を合わせると半数近くとなり、「信用している」を上回っている。

グラフ⑨「お子さんは習い事（部活動を含む）をしていますか」という質問に対しては、7割近くの子供が運動に関する習いごとや部活動をしており、予想以上に体を動かすものに時間を費やしていることが分かった。また、グラフ⑩「定期的な運動習慣はありますか」についても、⑨と同様、7割近くの子供があると答えている。

グラフ⑩－2「運動をしない理由」としては、時間や場所、仲間の確保ができないことが挙げられる。中には「運動する気がない」など、運動そのものに関心がない回答もあったが、多くは運動する機会に恵まれていないと考えられる。

グラフ⑪「お子さんの運動時間は1日平均何時間程度ですか」に対しては、3時間以内という回答がほとんどであった。IT機器の使用時間と同じ傾向が考えられるが、IT機器の使用では4時間以上が一定数いたが、運動での4時間以上がほとんど見られなかつたことが相違点である。

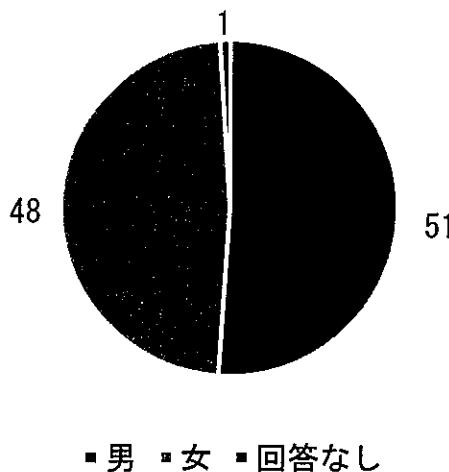
グラフ⑫「お子さんの運動時間についてどのようにお考えですか」については、中学生では子供と保護者の間の感じ方に相違はないが、小学生では子供と保護者の考えに相違がある。小学生の保護者は子供の運動時間が少ないと感じている割合が高いのに対して、ちょうどよいと感じている子供が、少ないと感じている子供より多い。

グラフ⑬「お子さんはどうしたら運動したくなるでしょうか」では、多くの保護者や子供が機会と場所を求めていることが分る。

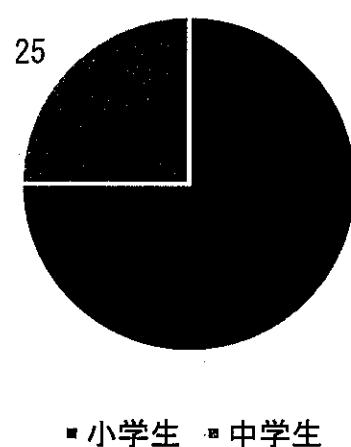
以上が、「子どもの運動と家庭でのIT機器への親子での取り組み方」に関連した調査結果です。この基調報告は、進んでいく電子化とその問題点の現状や課題を提案するものです。市と学校、保護者が共に学び、話し、考えていきましょう。

アンケート対象（各学校 P T A 役員とその子供：小学生72人、中学生24人、計96人）
 ※ 単位は、円グラフが%、棒グラフが人となっています。

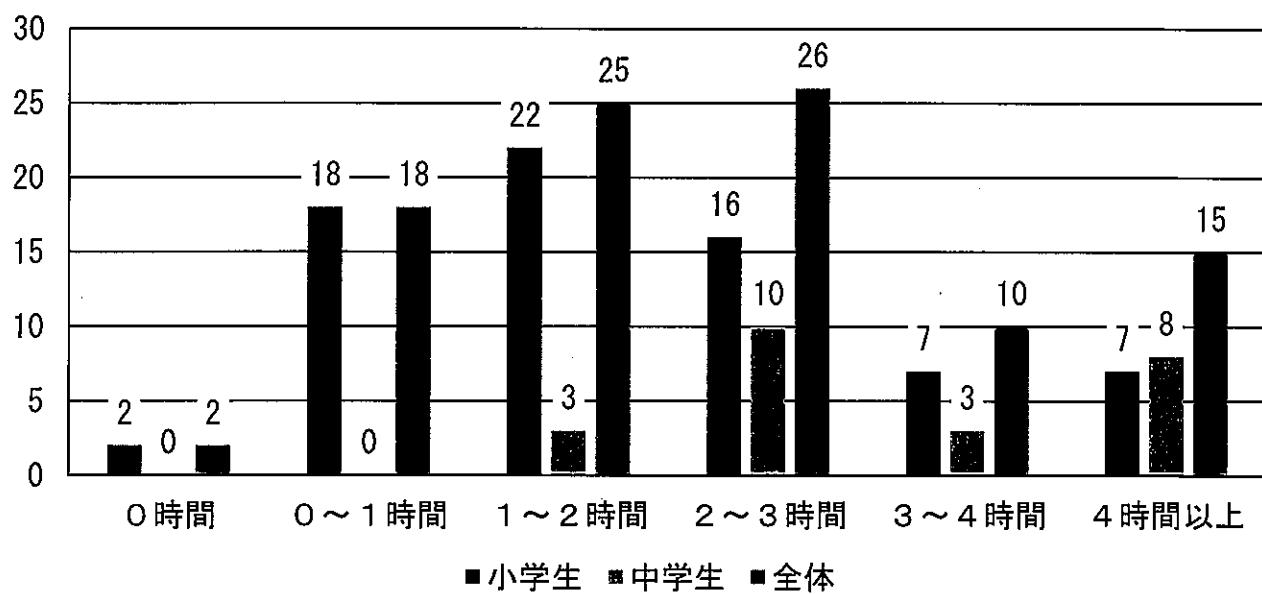
1 お子さんの性別



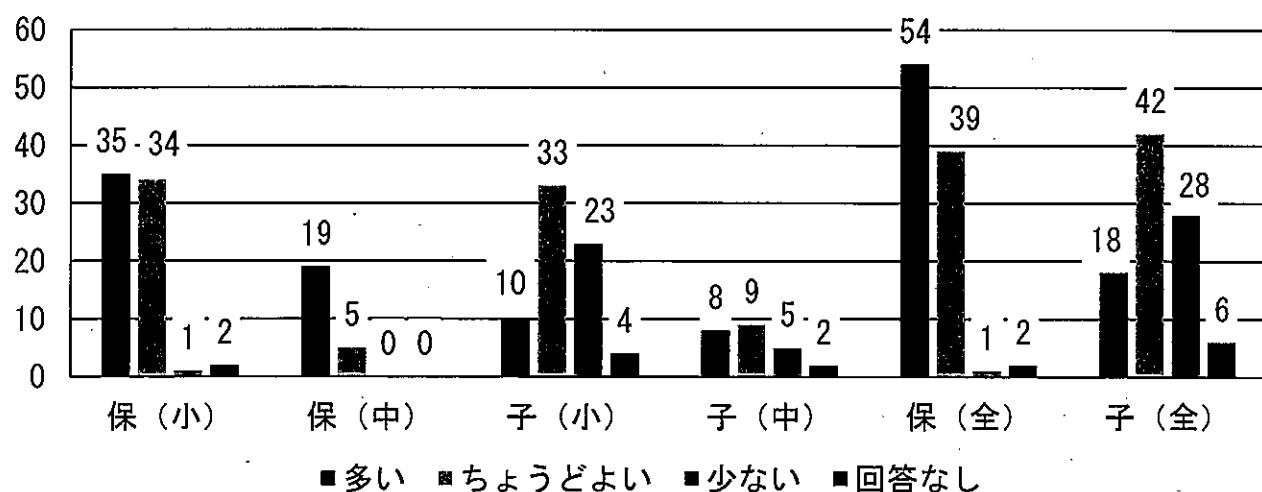
※学校種



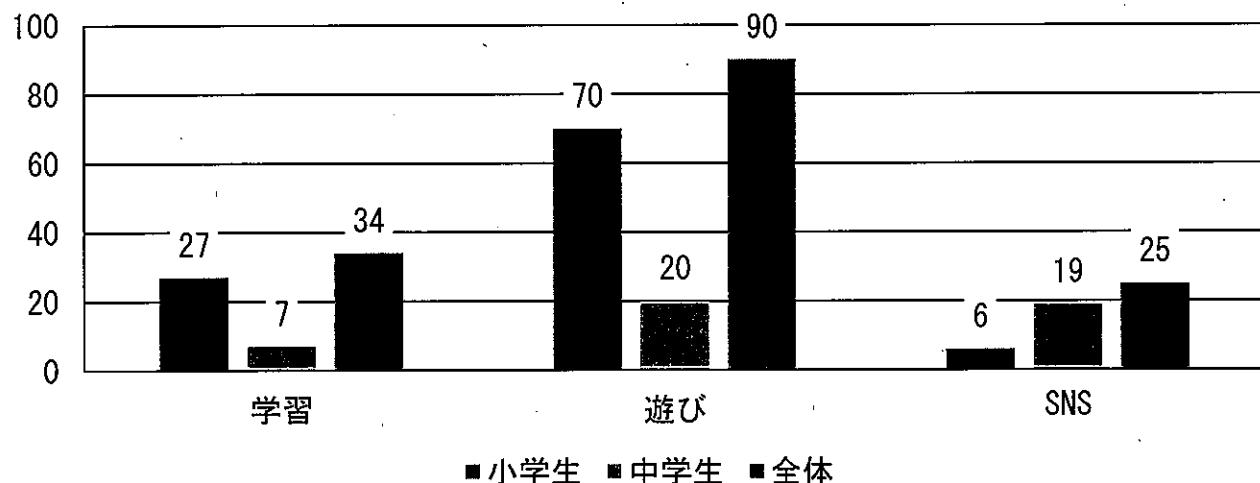
2 お子さんの I T 機器の使用時間は1日平均何時間程度ですか（平日、休日合わせて）



3 お子さんの I T 機器の使用時間についてどのようにお考えですか

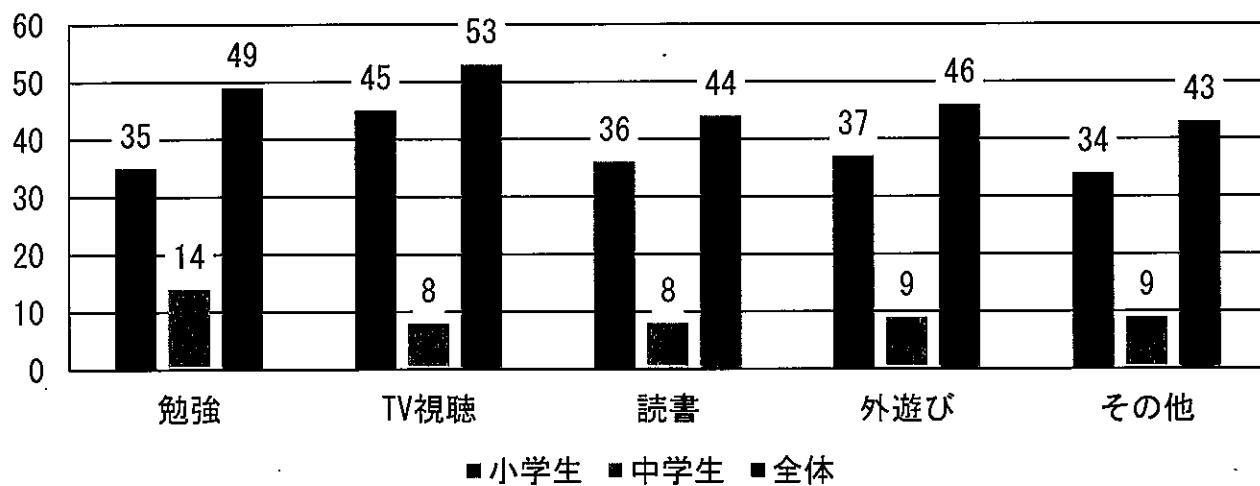


4 お子さんのIT機器の使用目的はどのようなものですか（複数選択可）



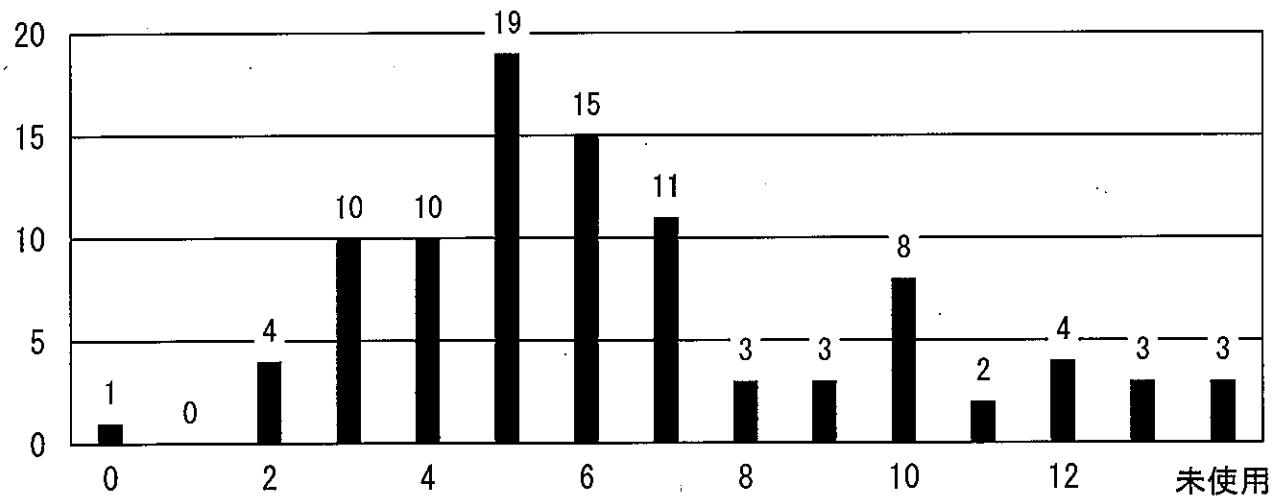
5 お子さんはIT機器を使用しない時間に何をしていますか（複数選択可）

※ 読書はマンガを含む

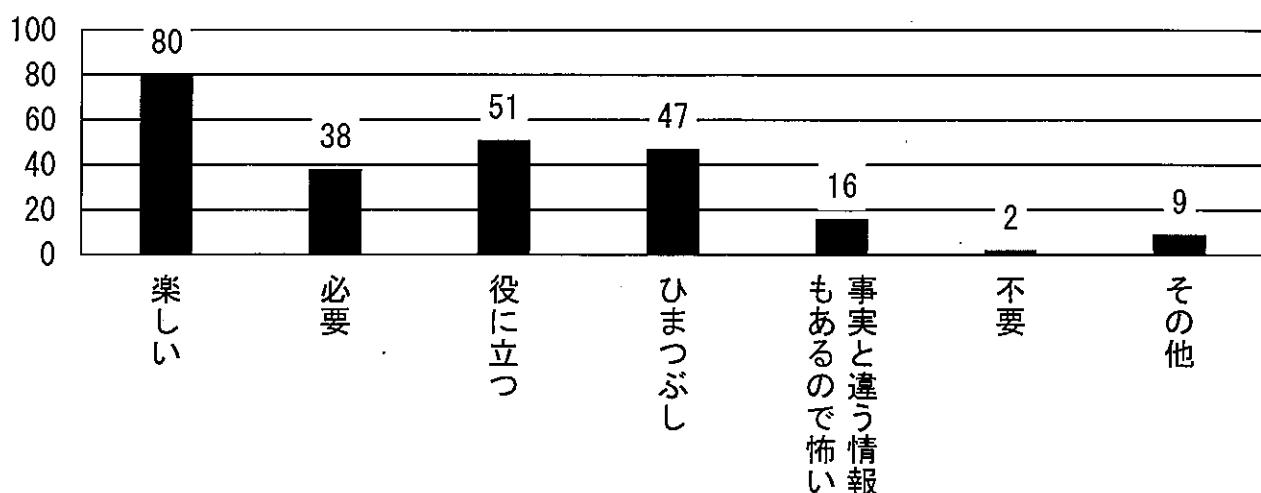


※ その他：室内遊び、きょうだいと遊ぶ、部活動の練習、習いごと 等

6 お子さんは何歳頃からIT機器を使用していますか

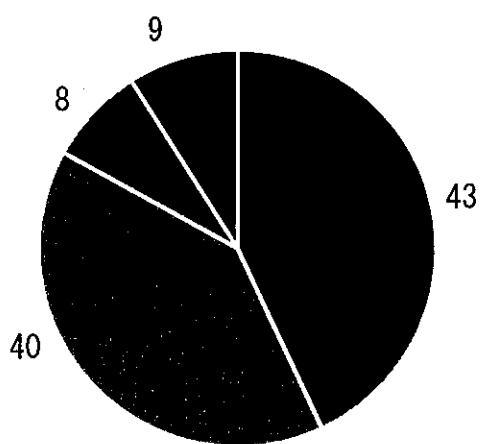


7 お子さんのIT機器へのイメージはどのようなものですか（複数回答可）



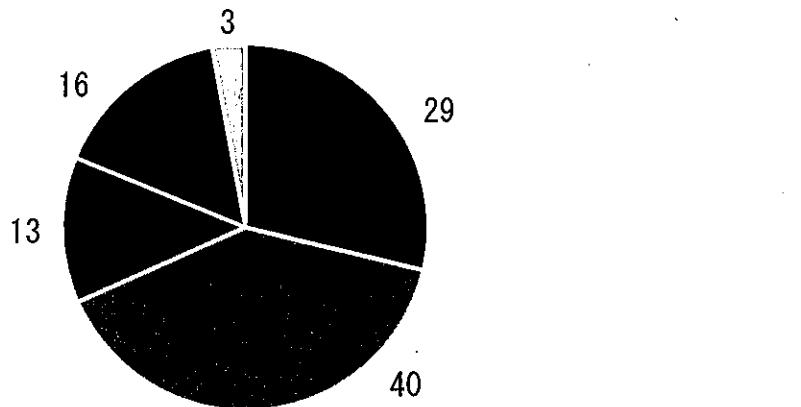
※ その他：便利、学習・生活の支援ツール、健康への影響がある、中毒性がある 等

8 お子さんはインターネット上の情報を信用していますか



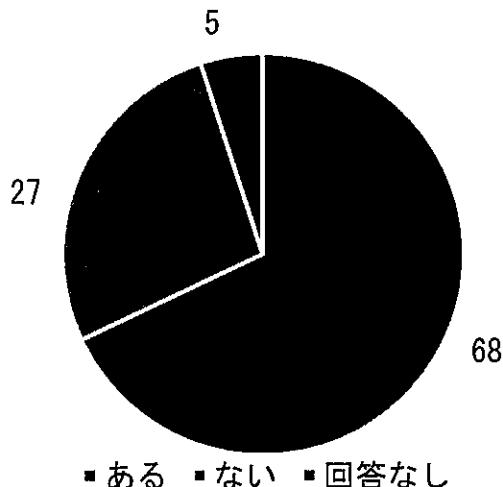
■信用している ■事実を確認するようにしている ■信用していない ■回答なし

9 お子さんは習いごと（部活動を含む）をしていますか



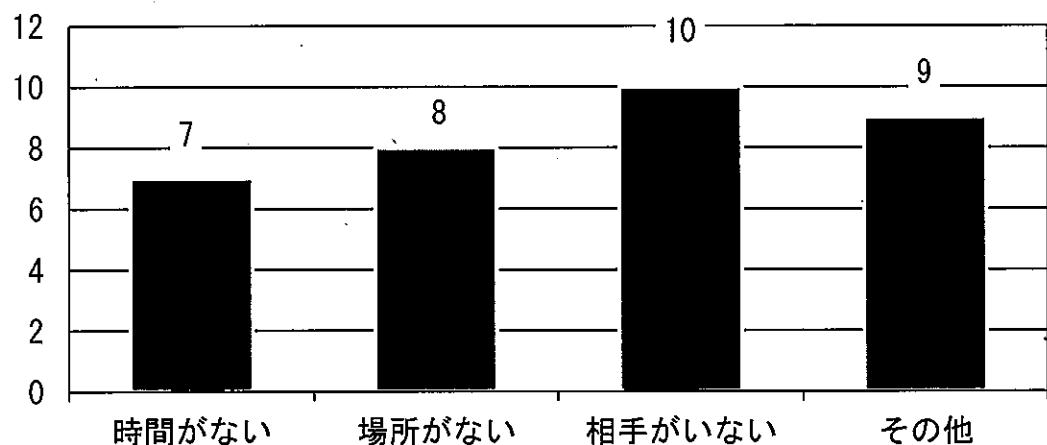
■運動系+文化芸術系 ■運動系 ■文化芸術系 ■していない ■回答なし

10 お子さんは定期的な運動習慣はありますか



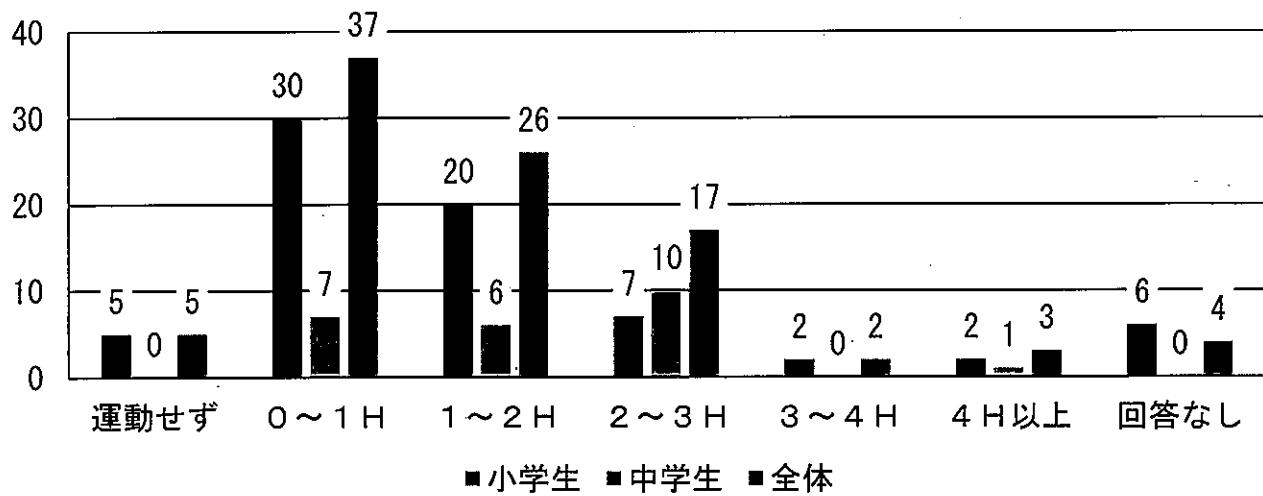
10-2 お子さんが運動しない理由はなんですか（複数回答可）

※ 9で「していない」を選んだ人のみ

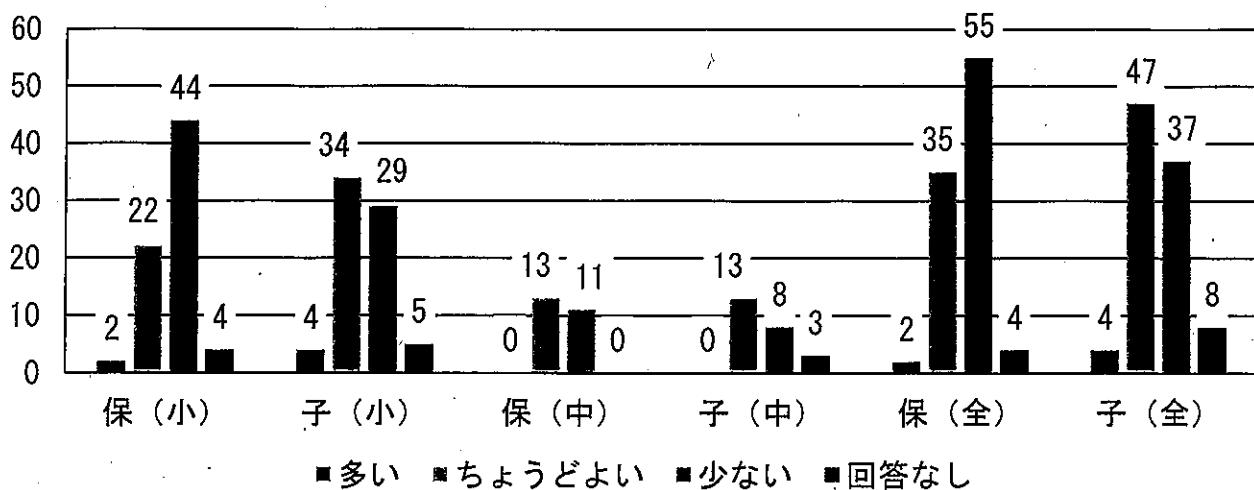


※ その他：読書の方が好き、運動は登下校で十分、運動する気がない、夏は暑すぎて外出したくない 等

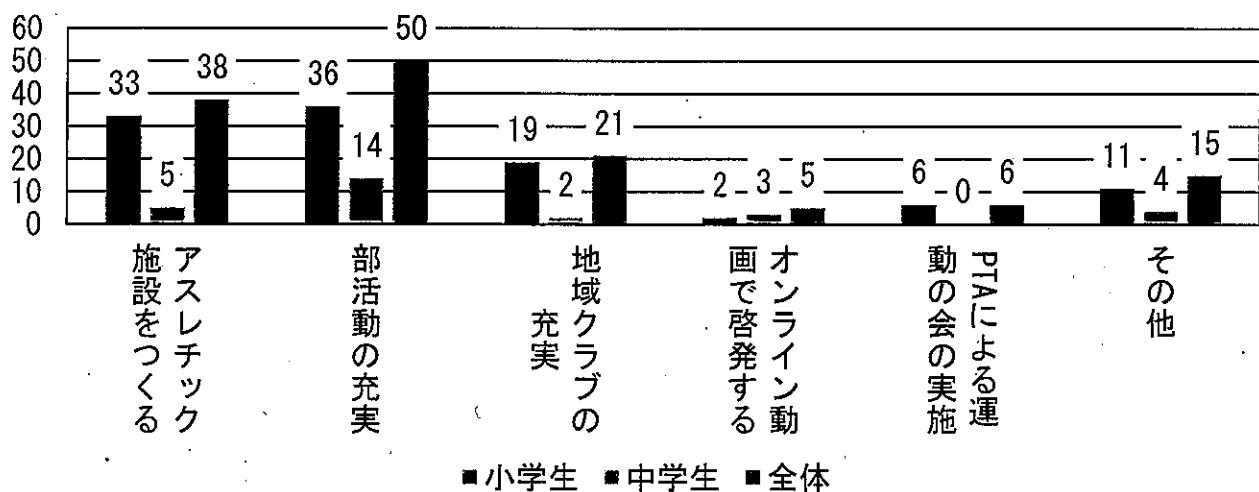
11 お子さんの運動時間は1日平均何時間程ですか（平日、休日合わせて）



12 お子さんの運動時間についてどのようにお考えですか



13 お子さんはどうしたら運動したくなるでしょうか



※ その他

- ・友達や保護者などと一緒に運動できる場所と機会があるとよい
- ・体力向上につながる講座があるとよい（オンライン講座については、賛否両方の意見）
- ・みんなで遊べるイベントがあるとよい
- ・屋内で安心して遊べる場所があるとよい
- ・スター選手との交流会などがあるとよい
- ・ニューススポーツ、マイナースポーツの体験会の実施
- ・児童館のイベントを公園で行う
- ・公園の遊具を増やすとよい
- ・体育の授業でパーソナルトレーニングやヨガを行う
- ・スポーツ施設で子どもの無料パスポートをつくるとよい
- ・学校の壁面でボルダリングができるようにする
- ・保護者の意識を変え、子どもと一緒に運動することが大切等

2 令和5年度第2回尾張旭市社会教育委員会の開催結果について

1 開催日時

令和5年11月27日（月）午後1時30分から午後3時まで

2 開催場所

中央公民館 1階102会議室

3 出席者

社会教育委員8名、教育委員会事務局職員10名 計18名

4 議題等

(1) 報告事項

ア 第29回尾張旭市生涯学習フェスティバルについて

<質疑応答>

・市民団体がフェスティバルへ参加することの可否について

→各課等に照会して募集しているため、所管する部署を通じて申込みい
ただければ参加することは可能。

イ 令和6年尾張旭市二十歳の集いについて

<質疑応答>

・成人年齢が20歳から18歳へ下がったことに伴い、市として将来的
に式典の対象者を18歳に変更する予定があるかについて

→本市では今後につきましても、多くの市町と同様、現行どおり二十歳
を対象とする予定である。

ウ 公民館施設改修工事及び修繕について

エ 公民館まつりの実施について

オ 図書館事業実施結果について

カ 尾張旭市文化会館の指定管理者の指定について

キ 第54回東海北陸社会教育研究大会福井大会「フェニックス！社会教
育」に参加した委員長による受講報告

(2) 意見交換

テーマ「講座・部活動指導者等の募集について」

<委員からの提案>

・募集に関する情報を若い方に周知するため、SNSやユーチューブで發
信するとよいと思う。

・指導者というと、専門性がないと、申し込みを躊躇してしまうと思われ
るため、同好会も含めた形で募集し、市がPRしていくのはどうか。

1 令和5年度尾張旭市民文化祭実施結果について

事業名 項目	第49回 市民展	第42回 市民芸能発表大会	第40回 市民音楽祭
期日	10月29日(日) ~11月5日(日)	11月3日(金・祝)	11月5日(日)
会場	スカイワードあさひ	文化会館	文化会館
応募数・ 出演者数	出展総数：306点 ・絵画 114点 ・書道 35点 ・写真 50点 ・彫塑工芸 60点 ・文芸 47点 (短歌、俳句、川柳)	20団体(370人)	20団体(432人)
入場者数	約5,200人	約870人	約910人
備考		イベント動画の生配信 を実施 東中箏曲部初参加	イベント動画の生配信 を実施

(参考)

令和2年度

	市民展	市民芸能発表大会	市民音楽祭
応募数・ 出演者数	340点	中止	中止
入場者数	約6,140人	—	—

令和3年度

	市民展	市民芸能発表大会	市民音楽祭
応募数・ 出演者数	290点	中止	268人
入場者数	約4,700人	—	約550人

令和4年度

	市民展	市民芸能発表大会	市民音楽祭
応募数・ 出演者数	317点	300人	367人
入場者数	約4,900人	約360人	約770人

2 令和5年度どうだん事秋の一般公開実績報告について

1 期間

令和5年11月15日（水）～11月21日（火） 計7日間

2 入場者数

実施日	天気	来場者数 (人)	市内 (人)	市外 (人)	呈茶
11月	15日（水）	晴	133	55	78
	16日（木）	晴	161	47	114
	17日（金）	雨/晴	65	34	31
	18日（土）	曇時々雨	215	64	151
	19日（日）	晴	357	150	207
	20日（月）	晴	183	53	130
	21日（火）	晴	460	113	347
	計	1, 574	516	1, 058	152

3 開催期間中のイベント

- (1) 竹筆・竹細工の名工 松原立雄展
- (2) 呈茶（11月19日のみ）

4 文化振興基金の募金額

金57,988円（前年度56,824円）

5 入場者数の推移

年度	来場者数 (人)	市内 (人)	市外 (人)
令和2年度	2, 717	1, 096	1, 621
令和3年度	3, 474	1, 227	2, 247
令和4年度	1, 837	631	1, 206

※ 公開期間は、令和2年度は10日間、令和3年度は9日間、令和4年度は7日間

6 その他

- (1) 期間中は、紅葉の様子を写真で市ホームページに掲載し、毎日更新
- (2) 11月20日（月）にNHK「まるっと」内で紹介

3 愛知万博メモリアル第16回愛知県市町村対抗駅伝競走大会の

結果について

1 日 時 令和5年12月2日（土）12：30スタート

2 場 所 愛・地球博記念公園内、周回コース

3 参加チーム数 54チーム（愛知県全市町村）
市の部：38チーム、町村の部：16チーム

4 選手等 9区間 30.2km

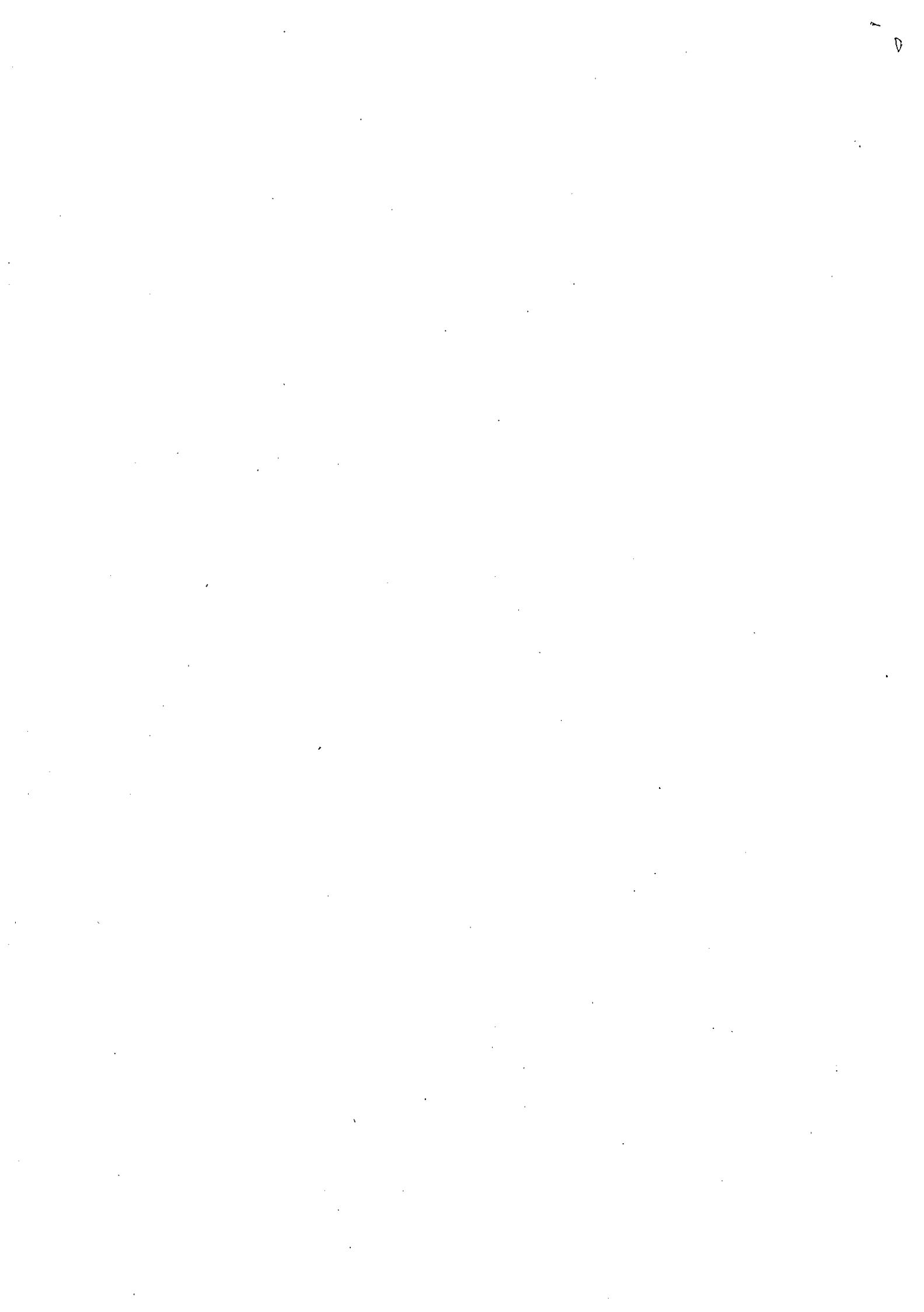
区間	距離	区分	氏名 (所属等)	氏名 (所属等)
第1区	2.8km	中学生女子	佐藤 穂香 (西中3年)	金嶋 笑葉 (東中3年)
第2区	4.8km	ジュニア 男子	加藤 草太郎 (愛知高校3年)	山田 維吹 (名大付属高校2年)
第3区	1.3km	小学生男子	新坂 英大 (本地ヶ原小6年)	加藤 楓 (東栄小6年)
第4区	2.8km	中学生男子	山本 悠晴 (旭中3年)	三浦 優侍朗 (旭中3年)
第5区	1.1km	小学生女子	田頭 愛麗 (旭小6年)	金尾 和心 (瀬川小6年)
第6区	3.6km	一般女子	河内屋 聰子 (名古屋市)	後藤 陽子 (印場元町)
第7区	4.4km	ジュニア 女子	梅村 茉那 (旭野高校3年)	丹羽 涼音 (豊田大谷高校3年)
第8区	4.4km	40歳以上	服部 篤彦 (柏井町)	加藤 英忠 (印場元町)
第9区	5.0km	一般男子	有路 翔 (東京都多摩市)	濱田 悠太 (北原山町)

5 結 果

タイム：1時間44分31秒

順位：市の部（38市）・・・・・・・21位（令和4年度：16位）

参加チーム全体（54市町村）・・22位（令和4年度：18位）



協議第4号

小中学校体育館空調設備整備の進め方について

小中学校体育館空調設備を整備するに当たり、今後の進め方の案について、別記により協議する。

令和5年12月20日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

提案理由

この案を提出するのは、小中学校体育館空調設備整備の進め方の案について、委員会の意向を確認するため必要があるからである。

小中学校体育館空調設備整備の進め方について

1 現状

- ・ 近年の猛暑の影響により、本市の小中学校においても、運動場や学校体育館の使用を禁止する日もあるなど、教育活動に影響が及んでいます。
- ・ 小中学校校舎内については、令和5年度までに整備が完了しており、残っているのは学校体育館になります。

<本市の空調設備整備状況>

年 度		29	30	31	2	3	4	5
小学校	普通教室	[Redacted]						
	特別教室	[Redacted]						
中学校	普通教室	[Redacted]						
	特別教室	[Redacted]						

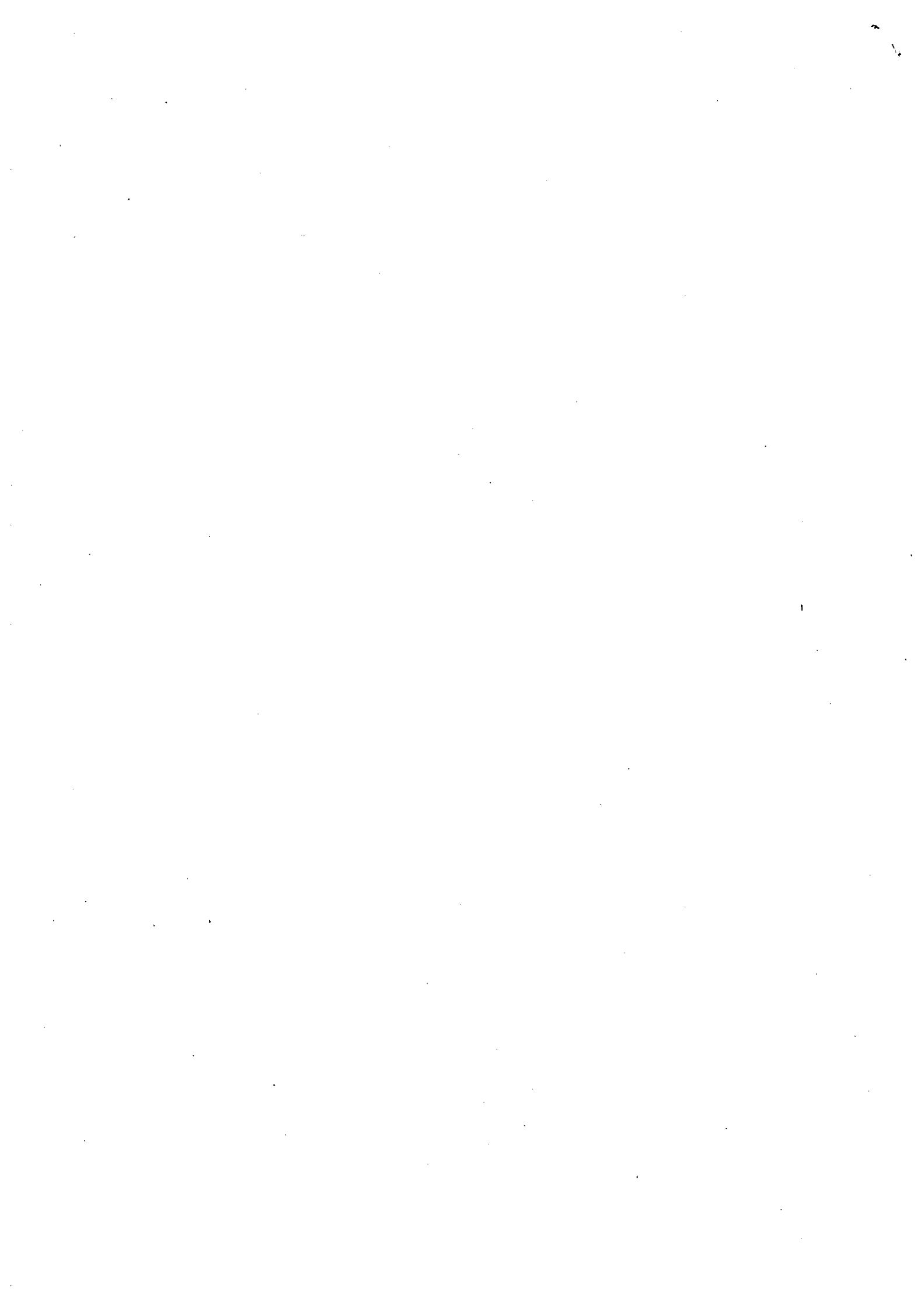
- ・ 学校体育館は、授業や部活動のほか、学校行事や学校開放など利用頻度が高く、避難所としての役割も持つ施設であることから、暑さ寒さ対策などの環境改善が必要であるため、令和4年度に調査検討を外部委託により実施しました。
- ・ 令和5年10月に開催された総合教育会議において、熱中症対策として、学校体育館の空調設備整備を進めるようにとのご意見がありました。
- ・ 近隣自治体の整備状況としては、大府市、岩倉市、みよし市、刈谷市、清須市、東海市、名古屋市などが学校体育館に空調設備を整備しています。

2 課題

- ・ 学校体育館に空調設備を整備する費用については、小学校1校当たり約6,000万円、中学校1校当たり約1億1,000万円と試算しています。
- ・ 小中学校12校全ての学校体育館に同時に整備することは、多くの財源、機器及び工事業者の確保が課題となり、困難であると考えています。

3 今後の進め方

- ・ 今夏の記録的な猛暑を考えると、熱中症対策は最優先事項であり、計画的な整備を推進します。
- ・ 整備順序案については、校舎の普通教室並びに特別教室に空調設備を整備した順序と同様に、利益享受の「公平性」、整備後の活用頻度の「必要性」、「施工能力」、「財政負担」の観点から平準化を行いたいと考えます。
- ・ 小学校と中学校に分け、先行して3中学校を整備し、その後、小学校について、計画的に整備していきます。



第23号議案

第2次尾張旭市教育振興基本計画の策定について

尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和55年教育委員会規則第6号）第3条第1項第1号の規定に基づき、別添のとおり第2次尾張旭市教育振興基本計画を策定することについて付議するものとする。

令和5年12月20日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

提案理由

この案を提出するのは、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく第2次尾張旭市教育振興基本計画を策定するため、必要があるからである。

第2次尾張旭市教育振興基本計画

（案）

尾張旭市教育委員会

はじめに

「誰一人、取り残されない教育」

これが、第2次尾張旭市教育振興基本計画を策定するに当たって、検討の根幹に据えた大切な思いです。

尾張旭市教育委員会では、平成26年度に『尾張旭市教育振興基本計画』を策定し、学校教育、生涯学習、文化、スポーツと様々な施策を進めてきました。地域や保護者の皆さんのが学校運営に参画するコミュニティ・スクールの設置や、市長と教育委員会の連携を強化する総合教育会議の実施など、地域や関係機関の皆さんとの連携協力により新たな事業も実施してきた反面、いじめ・不登校対策や教職員の働き方改革、伝統文化の保護継承など、これまでも対策を進めてきましたが、引き続き課題として取組を進めていく必要がある項目も数多くあります。

「教育」は、社会全体の根や幹となる揺るぎないものであるとともに、新しい時代の要請や教育を取り巻く環境変化を適切に踏まえ、教育理念の実現に向け、歩を進めていかなければなりません。その中で、家庭環境や社会的に困難を抱えた方にとっても幸せを感じられる、誰一人取り残されない教育を目指します。

本計画の策定に当たり、尾張旭の教育を考える協議会の皆さんには、本市教育に対して深い議論をしていただきました。また、市民の皆さんからも意見や提案をいただきました。心から感謝を申し上げます。

これらの取組に加えて、今回、新たにこどもたちから多くの意見をいただきました。この取組を端緒として、こどもたちが意見を表明する機会や、多様な社会的活動に参画する機会の確保に努めていきます。

「つながり合い 伸びる 尾張旭の教育」の実現に向け、取組を進めてまいりますので、市民や関係者の皆さんのご理解ご協力をよろしくお願ひいたします。

令和6年2月

尾張旭市教育委員会

教育委員会（案）

〔目 次〕

第1章 計画策定の基本的な考え方.....	1
第1節 策定の考え方.....	1
第2節 教育を取り巻く現状と課題.....	3
第3節 本市を取り巻く現状.....	5
第4節 市民の意識.....	10
第5節 本市の教育理念.....	11
第6節 本市教育の目指す人間像.....	12
〈本市の教育のイメージ〉	13
第2章 施策の体系.....	14
第3章 施策の展開.....	16
施策1 主体的に学ぶ教育の推進.....	17
施策2 総合的な教育連携・協働の推進.....	33
施策3 生涯学び続ける教育の推進.....	43
施策4 文化・スポーツの振興.....	49
第4章 計画推進のために.....	58
資料編.....	60

計画策定の基本的な考え方

第1節 策定の考え方

1 教育の目標

教育基本法によれば、「教育」は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行うものとされています。

同法では、この目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行うとされています。

教育基本法が掲げる教育の目標

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（教育基本法第2条）

2 計画策定の趣旨

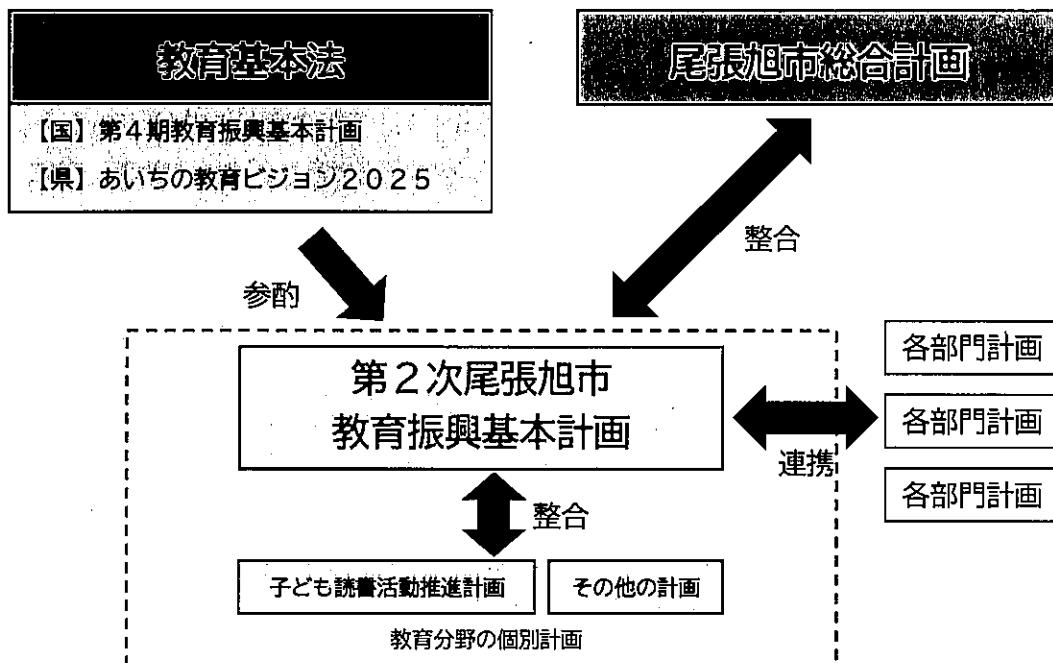
教育基本法に定める目標を実現していくためには、現在の教育を取り巻く環境変化を的確に把握し、そこから見えてくる課題に対して、取組を進める必要があります。

尾張旭市では、これらの目標の実現を目指し、教育分野における取組を計画的に進めていくため、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、地域の実情に応じた教育振興施策の基本的な計画として、「第2次尾張旭市教育振興基本計画」を策定することとします。

3 計画の位置付け

この計画の策定に当たっては、国及び県の取組と整合を図るため、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「第4期教育振興基本計画（国）」及び令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「あいちの教育ビジョン2025－第四次愛知県教育振興基本計画－」を参照することとします。

また、尾張旭市総合計画を上位計画とする教育分野におけるより具体化した計画として位置付けるとともに、教育分野の個別計画（子ども読書活動推進計画など）との整合を図るほか、こども子育て部所管の子ども・子育て支援事業計画など、教育部門を越えた分野においても、密接な関わりがある計画とは、十分に連携を図っていきます。



4 計画の期間

この計画の期間は、尾張旭市総合計画との整合を図るため、第六次総合計画の計画期間と同じ、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間とします。

なお、計画策定時からの制度改正や社会環境の変化に対応するため、中間年次を目途として、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2節 教育を取り巻く現状と課題

教育を取り巻く現状と課題のうち、本市に影響のあるものを、次のとおり整理します。

1 超スマート社会（Society5.0[※]）の到来と技術の進歩

デジタル技術の進歩に伴い、従来は解決できなかった課題や悩みが解消されることが期待されています。

様々なデータを収集活用する視点や、A I[※]自動化の仕組みを活用する視点、D X[※]や情報通信機器の進化に伴う新たなコミュニケーションのあり方に対応する視点などを意識することで、暮らしや学びの場においてデジタル技術を活用した新たな社会の恩恵を受けられる可能性が高まっています。

これまでの教育の良さを生かしつつ、デジタル技術を活用していくことや、誰一人取り残されない人にやさしいデジタル化を進めていく必要があります。

2 持続可能な社会づくり（S D G s の推進）

私たちの社会を永続的なものにしていくに当たり、地球単位で対応が必要な課題が顕在化しています。大小様々な社会の持続性を損なう問題として、環境・災害・平和・貧困・健康・人権などの課題が、世界的に認知されてきています。

そこで、国連のS D G s（持続可能な開発目標）の枠組みにおいて、誰一人取り残さない、持続可能で、多様性と包摂性のある社会を実現することに各国が取り組んでいます。

これらの問題は、どの国・地域にも内在するものであるとともに、国を越えて課題が連動している場合があります。そのため、一人ひとりが地球市民としての意識（グローバル・シチズンシップ）を持ち、行動することが求められています。

3 地方創生の進展と地域を超えた連携

人口減少や少子超高齢化、産業構造の変化などの影響により、各地で地域社会の衰退が予断を許さない状況にあります。一方、現代の社会では、人・モノ・情報などが市境・県境・国境を越えて盛んに移動しており、国内外の社会とつながりのあるグローバル社会の側面も併せ持っています。

そこで、私たちが暮らす地域（ローカル）の振興に取り組む視点と、地域を超えた（グローバル）連携に取り組む視点という2つの要素を併せ持った、グローカルな視点で行動をすることで、地域社会の安定的な継続など、各地域の抱える課題解決を図ることが求められています。

4 社会的危機の発生と社会の変化（災害、新型コロナウイルス感染症の発生）

私たちの社会は、日常生活に支障や影響を与える「予測・想定できなかつたリスク」に遭遇しています。国内において発生する地震、風水害などの自然災害のほか、新型コロナウイルス感染症、急激な物価高騰などの世界情勢の変化に連動するリスクも存在します。

不確実性が高まる中においても、学びの継続性を確保するために、各種のリスクと適切に向き合う視点が求められています。

5 令和の日本教育の推進

社会のあり方が変容していることや、先行きが見通しにくい時代であることを踏まえ、こどもたち一人ひとりが自分の良さや可能性を認め、他者を尊重し、多様な人々と手を携えていく「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実と、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取組が重要になっています。

その実現のために、デジタル技術を活用した学び、教職員の資質・能力向上や働き方改革、家庭や地域社会との連携などを、一体的に取り組んでいく必要があります。

6 幸せや豊かさを感じられる暮らしへの意識の高まり

家庭、地域、学校などのあらゆる場で、誰もが幸せや精神的な豊かさを感じられ、自分らしさを認め、発揮し、社会で活躍することができる社会の実現が求められています。

また、こどもも、大人も、障がい者の方も、外国籍の方も、世代や分野を超えてつながり、ともに地域をつくっていくことで、誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会※の実現が求められています。

加えて、各個人が各自の幸せな暮らしを希求する意識も高まりを見せており、多様な価値観に基づいた、枠にとらわれない暮らしや学びを実現するニーズが高まってきています。

【用語説明】

Society5.0：超スマート社会のこと。狩猟中心の社会であった「Society1.0」から、農耕社会、工業社会、情報社会に続く仮想空間と現実空間を融合させたシステムにより経済発展と社会問題の解決を図る社会のこと

AI : artificial intelligence の略称で人工知能のこと。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に変わってコンピューターに行わせる技術のこと

DX : デジタルトランスフォーメーションの略称。データやデジタル技術を活用して、業務、組織、プロセスなどを変革すること

共生社会：制度の『縦割り』や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と地域資源が世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会

第3節 本市を取り巻く現状

1 本市の特性

尾張旭市は、名古屋市に隣接する住宅都市として、通勤・通学に便利であるという立地条件から、発展を続けてきました。

また、商業施設や鉄道などの交通機関も整い、第70回全国植樹祭が開催された愛知県森林公園をはじめとした緑や豊かな自然にも恵まれていることから、都市の利便性と恵まれた自然環境を備えたバランスの良いまちと言えます。

2 本市人口・児童生徒数の推移と推計

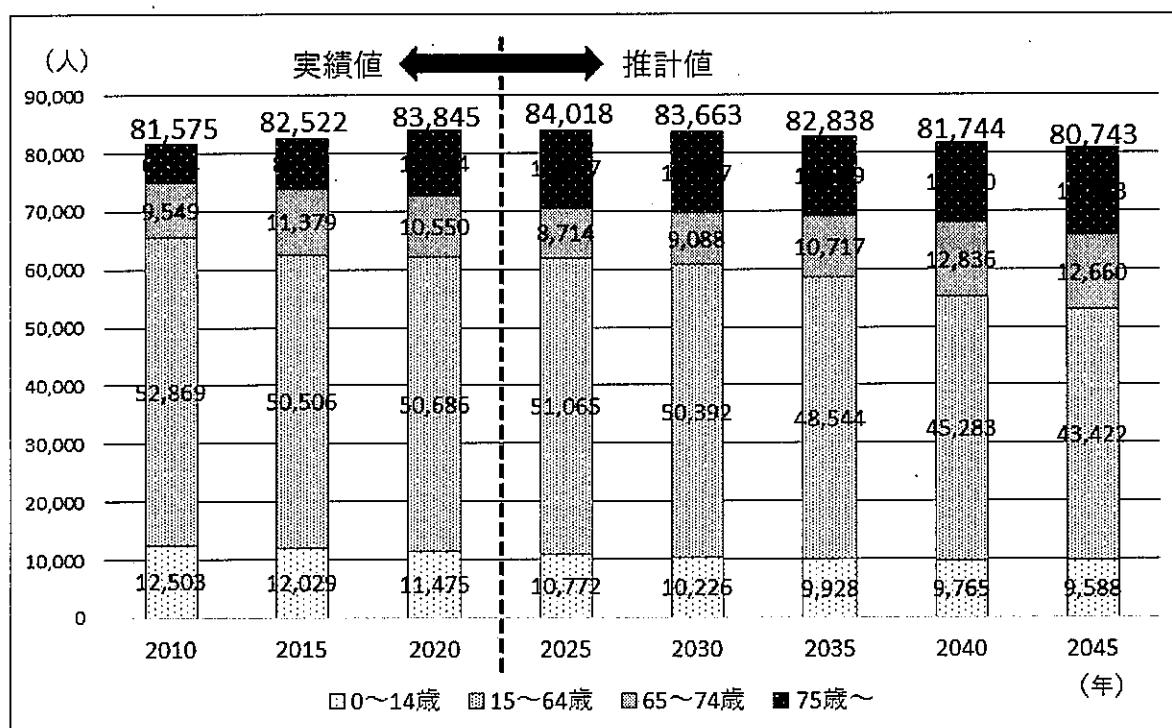
本市の人口は、2020年（令和2年）から2025年（令和7年）までの間に、ピークを迎え、今後緩やかに減少していくことが見込まれています。

また、児童生徒数も、減少傾向にあり、今後6年間で2割を超す児童生徒が減少する見込みの学校もあります。

対して、65歳以上の高齢者数は増加が続くことが見込まれています。

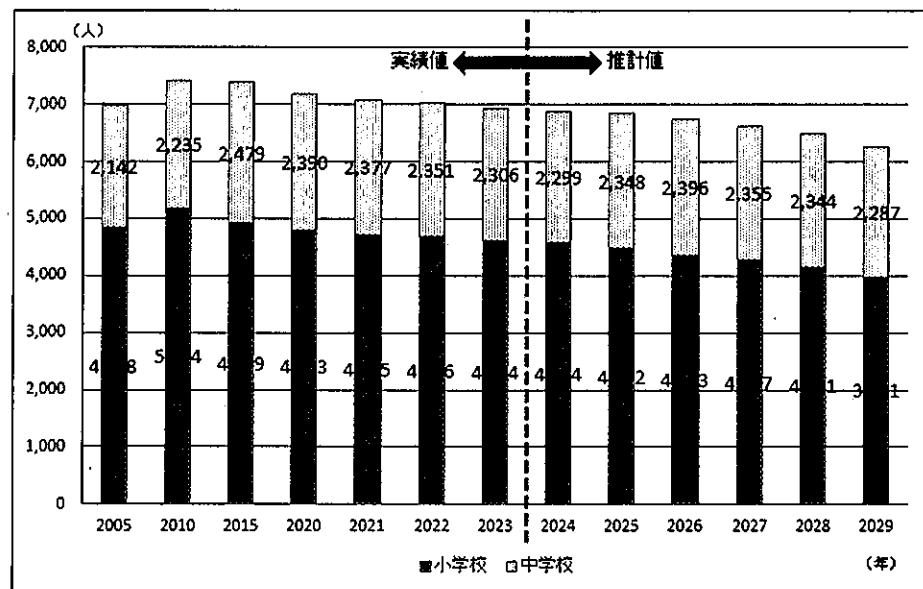
今後、人口減少や少子超高齢化が進むことを念頭に置き、各種の施策を検討・推進していく必要があります。

人口推計結果



(資料：住民基本台帳データをもとに推計)

児童生徒数の推計結果



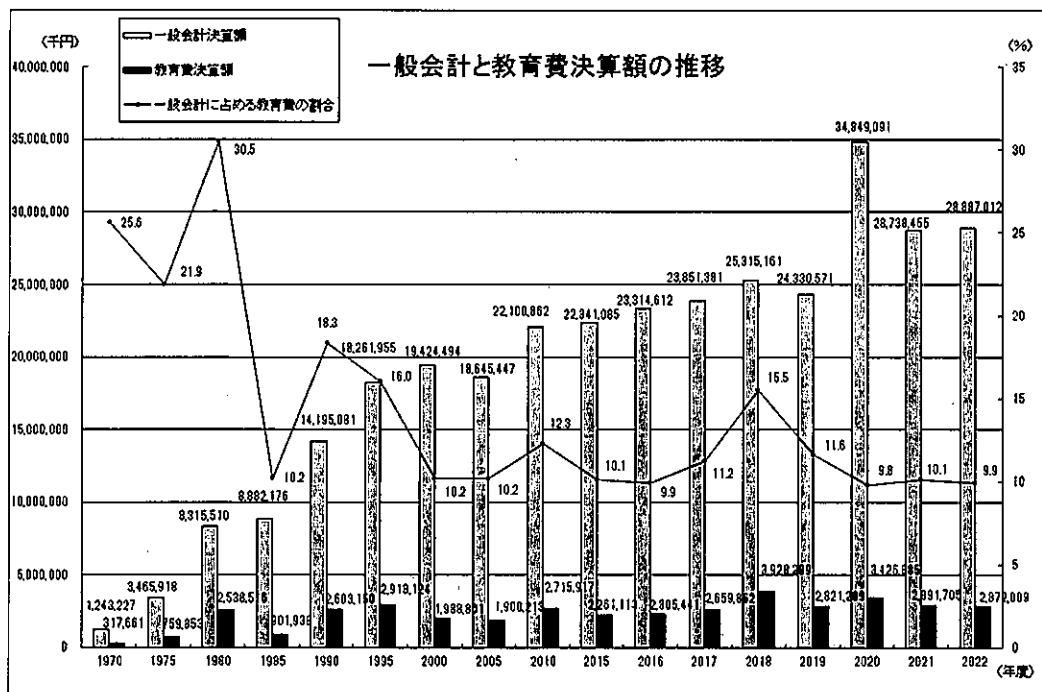
(資料：教育政策課)

※閉鎖人口（人口移動が無く、出生と死亡だけの要因で仮定した推計値）による推計

3 本市の教育予算の推移

本市財政の特徴は、歳入の根幹をなす市税の大部分を個人住民税、固定資産税、都市計画税が占めており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの危機的な状況下でも、行政サービスの提供に必要な一般財源を比較的安定して確保することができます。その中で、教育費に充てられる予算は、一般会計当初予算総額に対して、概ね1割程度で推移しています。

今後も、引き続き、必要な費用を確保しつつ、教育施設の老朽化などに伴い、多額の費用が必要となることから、大規模修繕などを計画的に実施していきます。



(資料：尾張旭市の教育)

4 本市の特長的な取組

(1) 50年の歴史と、未来に向けた取組

本市は、昭和45年に市制を施行し、令和2年に節目となる市制50周年を迎え、今、未来に向けて歩みを進めています。

50年の歴史と、ここに至るまちの発展は、市民・地域コミュニティ・団体・事業者・行政などの様々な人や主体が一緒になり、力を合わせ、知恵を絞り合い、ともにまちづくりを進めてきた証です。

今も変わらぬ「市民憲章」の思いを酌み、過去の先人たちから受け継いだ財産の大切さを知り感謝し、今を誇りに思い、これから未来に向けて、「ふるさと尾張旭」に愛着を持ち、ともに進んでいくことで、私たちのまちを継続的に発展し、活力を生み出していく必要があります。

市民憲章

わたくしたちのまち尾張旭市は、緑と太陽にめぐまれた豊かな自然と長い歴史にはぐくまれながら、あすにむかってたくましくのびる青年都市です。

わたくしたちは、このまちの発展に限りない願いをこめてここに市民憲章を定めます。

- 1 自然を愛し 緑につつまれた郷土をつくりましょう
- 1 教養を深め 文化の向上につとめましょう
- 1 働くよろこびをもち 豊かなくらしをめざしましょう
- 1 青少年に夢と 老人に安らぎのある家庭をつくりましょう
- 1 きまりを守り 心のかよう明るいまちをつくりましょう

（市制施行10周年を記念し、昭和55年9月に制定）

(2) 健康都市の取組

本市は、健康を個人の責任としてのみとらえるのではなく、都市そのものを健康にしようとするWHO（世界保健機関）が提唱する「健康都市」の考え方賛同し、平成16年6月に健康都市連合へ加盟しました。

この取組は、WHO憲章に記載された「肉体的にも精神的にも、そして社会的にもすべてが満たされた状態（ウェルビーイング）」につながるものであり、SDGsの目標3（すべての人に健康と福祉を）を中心とした各目標の達成に向けた取組にも関わっています。

高齢化が進み、社会保障費なども増加すると予想される中、健康都市の取組はますます重要になります。

健康都市のこれまでの主な取組（平成25年度以降）

時期		主な取組
平成26年	3月	健康都市プログラム改定
	10月	第6回健康都市連合国際大会で3つの賞を受賞
平成28年	10月	第7回健康都市連合国際大会で3つの賞を受賞 健康都市連合日本支部を代表して健康都市連合理事に就任 (令和3年11月まで)
平成30年	10月	第8回健康都市連合国際大会で3つの賞を受賞
令和3年	11月	第9回健康都市連合国際大会で4つの賞を受賞

尾張旭市健康都市宣言

緑と太陽に恵まれた わたくしたちのまち尾張旭市は 市民一人ひとりが 心も体も健やかで いきいきと暮らすことを 永久（とわ）の願いとし ここに「健康都市尾張旭」を宣言します

- おおきな夢を持ち 健康はみずから築きます
- わたくしたちは 進んで健康づくりに努めます
- りんとした生活から 健康づくりを始めます
- あさひのように こころ明るく爽やかな生活をおくります
- さんさんと降り注ぐ太陽のように 健康に輝きます
- ひとと人のふれあいを大切に 「健康都市 尾張旭」を目指します

あさひ健康マイスター事業

「あさひ健康マイスター」は、年間を通して、様々な事業に参加してポイントをためることで、記念品や表彰などの特典を受けられる事業です。

「健康都市 尾張旭」を代表する事業の一つとして、こどもからお年寄りまで、多くの方が楽しみながら健康づくりに参加しています。

(3) 全国植樹祭の理念継承

令和元年6月に森林公園で開催された第70回全国植樹祭の開催理念「私たちは、「木材の利用」を山村と都市をつなぐ架け橋とし、健全で活力のある「森林づくり」と「都市づくり」を進めていきます。」を継承し、森林や緑に対する理解を深められ、市内に緑があふれ、「まちが庭」と認識してもらえるようにするとともに、市民がまちの色々な場所で木や花に触れ合い、その魅力を認識し、次の世代に引き継がれるようにします。

全国植樹祭理念継承事業として緑化活動や木材利用を進めていくほか、各小学校のみどりの少年団^{*}による活動など教育委員会が実施する事業においても、これらの理念を念頭に置き、取組を進めていきます。

全国植樹祭の理念継承

・『緑化推進機運の醸成』

市内のいろいろな場所で木や花に触れ合う機会を創出し、「植える→育てる→伐採する→使用する→植える」のサイクルや自然に対する思いやりなどを学び、緑の魅力を醸成します。

・『植樹祭の記憶の継承』

植樹祭の記憶がよみがえる機会を創出し、森林や緑の大切さを次の世代に引き継がれるようにします。

・『緑化活動の普及』

森林の整備や緑化の推進などの活動を支援することにより、森林や緑の大切さを発信します。

【用語説明】

みどりの少年団：こどもたちが自然に親しみ、緑を育む活動を通じて、責任と協力の心を培い、明るい社会人に育つことを願って結成された団体のこと（本市では、各小学校等に設置されています。）

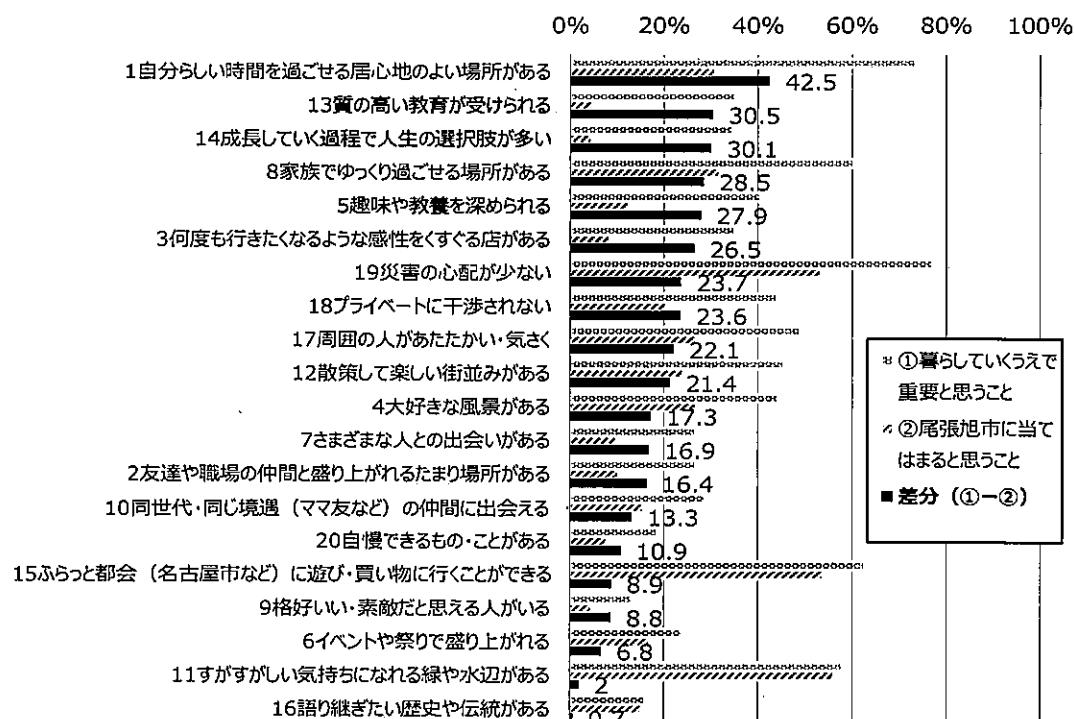
ネット・プロモーター・スコア：アンケートの回答数値を「推奨者」「中立者」「批判者」の3グループに分けて算出されるアンケート項目に対する信頼や愛着を測る指標のこと

第4節 市民の意識

本計画の策定に当たり、市の総合計画策定と併せて、市民や中学生の皆さんを対象にアンケート調査を実施しました。ここでは、アンケート調査のうち、教育に関する部分を記載し、市民の意識をとらえた施策を推進していきます。

1 市民アンケート

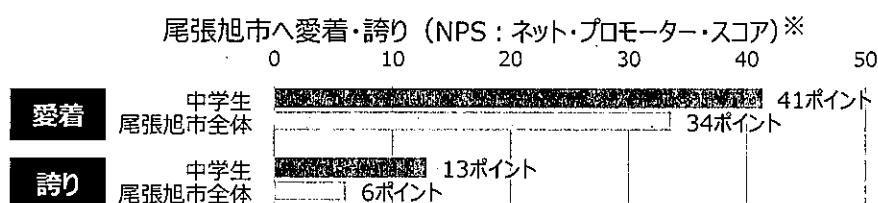
暮らしていく上で重要と思うこと及び尾張旭市に当てはまると思うことを聞いたところ、特に、教育振興基本計画と関わる「質の高い教育が受けられる」「成長していく過程で人生の選択肢が多い」「趣味や教養を深められる」などの設問で、「重要と思う」と回答した割合と、「本市に当てはまる」と回答した割合の乖離が大きく出ています。



(資料：市民アンケート)

2 中学生アンケート

本市に対する愛着や誇りを得点化したところ、ともにプラスとなっていますが、中学生は愛着や誇りを感じる割合が高く、20歳代にかけて低くなる傾向があることから、若年層を意識した取組が必要です。



(資料：中学生アンケート、市民アンケート)

第5節 本市の教育理念

第2節から第4節で掲げた状況の中で、尾張旭市が今後進めるべき教育分野の方向を明らかにするため、次のとおり本市の教育理念を掲げます。

〈尾張旭市の教育理念〉

つながり合い 伸びる 尾張旭の教育

～ こどもから大人へ 家庭から社会へ ～

つながり合い 伸びる

幼年期から老年期までの各ライフステージを通して学びの機会を提供していくという縦軸の取り組みと、多様な課題に対応できるよう社会全体で学びの場を提供していくという横軸の取組とが、有機的につながり、連携、協力の中で本市の教育をさらに高めていき、誰一人取り残されることなく、みんなが幸せを感じられることを表しています。

こどもから大人へ

人は、こどもから人生をスタートさせます。持続可能な社会づくりが求められる時代においては、学校段階はもとより、生涯を通じて自らを磨き、高めていくことが重要であり、教育デジタルトランスフォーメーション※の推進などにより、それぞれのライフステージに応じた学びを継続していくことが求められます。

その中で、主体的に学び、広い視野や深い見識を持ち、ふるさと尾張旭に誇りや愛着を持った自ら人生を切り拓く大人に成長していくことを表しています。

家庭から社会へ

教育は、社会全体の根や幹となる部分であり、その始まりは家庭での教育です。家庭での教育を生かしつつ、家庭環境によらず、教育を、より深く、より広がりのあるものとし、地域、学校、団体、企業や行政などの教育を担う主体が、連携・協働していくことが必要です。

結びを「社会へ」としたのは、目指すところを単なる自己実現に留まらず、その培った知識、技能、経験などを生かし、社会の担い手となり、共に学び支え合う社会の実現に向け、歩み続けていくことを表しています。

第6節 本市教育の目指す人間像

尾張旭市では、昭和55年に市民の願いを込めて「尾張旭市民憲章」を定めました。その中では、自然への愛情や郷土への思いを述べるほか、教養、文化の向上や勤労の喜び、規律を重んじる一方で、安らぎの家庭や心かようまちの実現を希求しています。

今も変わらないこの思いを参照し、第5節で掲げた教育理念のもと、次のような人間像を目指します。

命を大切にし、多様性を認め合うことができる人

何よりも大切な自己や他者の命を尊重し、高い倫理観を持ち、多様な個性・能力を互いに認め合いながら、生きるために必要な力を、主体的に身に付けた人となることを目指します。

自ら学び、他者とつながることができる人

自ら主体的・継続的に学び続けるとともに、社会の一員として、家庭、地域、学校、団体、企業などの方々と関わり合い、つながることができる人となることを目指します。

ふるさと尾張旭を愛し、自分らしさを發揮し社会を担うことができる人

本市に関わる人たちが、「ふるさと尾張旭」に愛着をもち、地域における様々な活動を通して、自らが学んできた知識、技能、経験などの自分らしさを認め、発揮し、社会を担うことができる人となることを目指します。

【用語説明】

教育デジタルトランスフォーメーション：データやデジタル技術を活用して、教育の仕組みなどを変革すること

〈本市の教育のイメージ〉

教育理念

つながり合い 伸びる 尾張旭の教育 ～ こどもから大人へ 家庭から社会へ ～

目指す人間像

- ・命を大切にし、多様性を認め合うことができる人
- ・自ら学び、他者とつながることができる人
- ・ふるさと尾張旭を愛し、自分らしさを發揮し社会を担うことができる人

老年期

壮年期

中年期

青年期

少年期

幼年期

施策3 生涯学び続ける 教育の推進

施策4 文化・スポーツの 推進

施策1 主体的に学ぶ教育の推進

施策2 総合的な教育連携・協働の推進

家庭

学校

地域

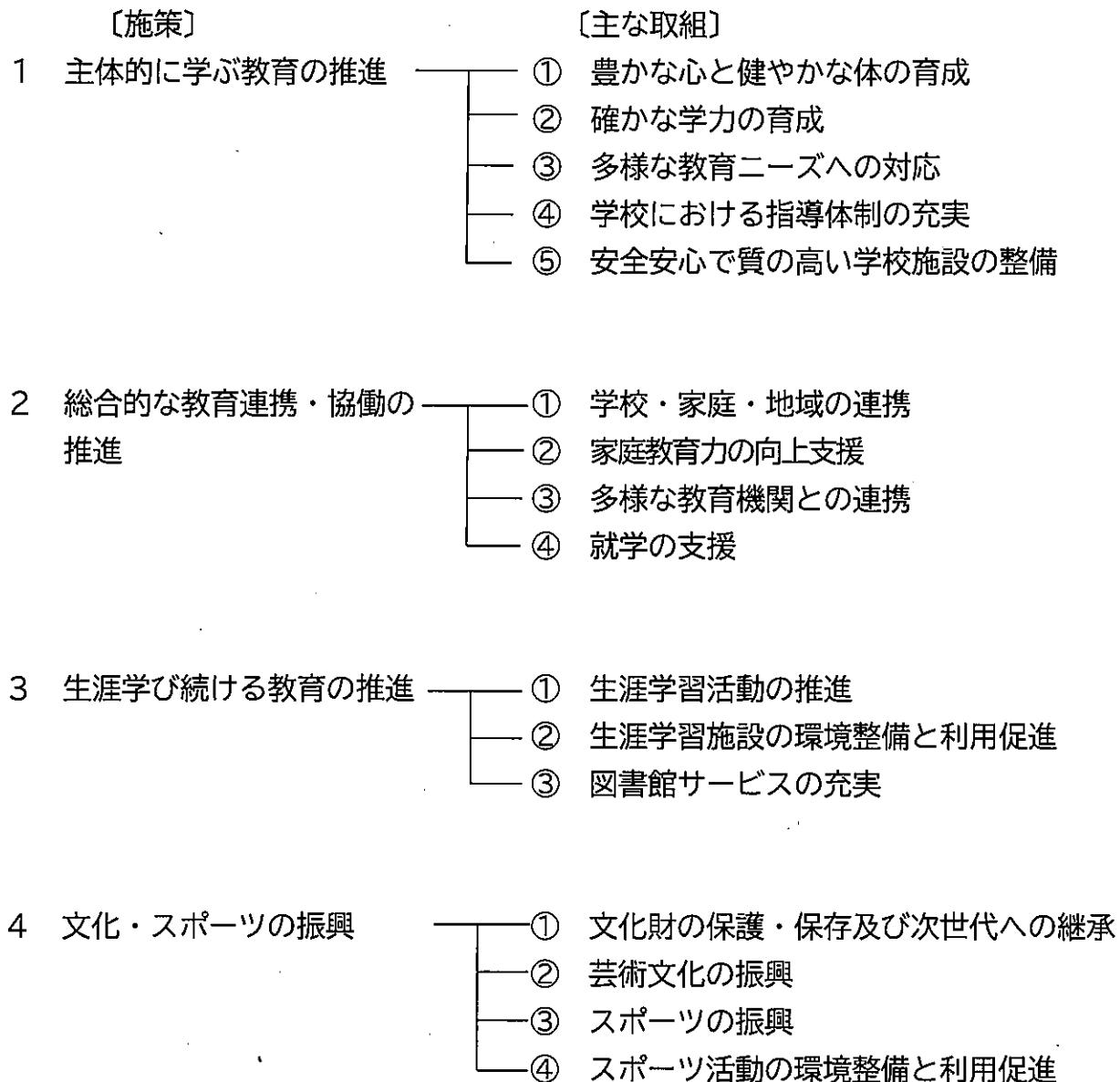
行政

企業等

施策の体系

本計画では、第六次総合計画の施策の体系と整合を図り、学校教育、教育連携、生涯学習、文化・スポーツの「施策」を定めます。

また、それぞれの施策を達成するための具体的手段として、「主な取組」を定め、それぞれの取組を着実に実施することで、教育理念の達成や目指す人間像の実現を目指します。



施策の展開

施策と主な取組に基づき、個別の事業を展開します。

施策の展開に当たっては、施策に係る現状と課題を改めて確認し、主な取組ごとに、個別の事業を定めます。

施策のページは、以下の構成となっています。

<p>主体的に学ぶ教育の推進</p> <p>主な取組</p> <p>1-① 健かな心と健やかな体の育成</p> <p>道徳教育・人権教育・多様性理解をはじめ・不登校対策などに取り組みます。児童生徒の体力向上や健康増進に努め、アレルギー対応を含む安全管理を徹底した学校給食を提供します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>学校へ行くのが楽しいと感じる児童生徒の割合</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> <tr> <td>82.4%</td> <td>85.0%</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>87.0%</td> </tr> <tr> <td>85.9%</td> <td></td> </tr> </table> <p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての子どもたちが、安全で安心して過ごすことができる居場所を持ち、様々な学びや体験ができ、幸せを感じられるように健やかに成長していくことが大切です。こどもの視点に立った政策・事業を実施することで、自尊感情や自己肯定感を高めていく必要があります。 ヤングケアラー*や子どもの貧困などの課題が顕在化してきており、教育・福祉・保健・医療・雇用などの各分野が連携し、全ての子どもが取り残されないための対策が急務となっています。 集団の中での個の良さを認め、こどもたちの可能性を引き出すことができる環境を整備するために、こどもたちの居場所の確保や悩みごとを相談できる体制づくりを進めています。今後も、増加している不登校への対応や複数多様化するいじめの実態の把握が急務となっています。 将来にわたって、こどもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、部活動の地域移行・地域連携*を進めていくことが急務となっています。 <p>[関連計画等]</p> <p>第3次尾張市教育実行プラン（令和2～令和6年度～6（2024年度））</p> <p>[用語説明]</p> <p>リンクアワー：本末大人が担うと想定されている家庭や家庭の状況などを目的的に行っていることのこと 居場所の地域移行・地域連携：学校給食を、学校外の多様な居場所が主体となる地域工夫活動へ移すこと。 不登校対策：児童生徒の居場所により地域と連携すること</p>	学校へ行くのが楽しいと感じる児童生徒の割合	小学校	中学校	82.4%	85.0%	中学校	87.0%	85.9%		<p>個別事業</p> <p>1-①(1)道徳教育の充実 [学校教育課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 「特別の教科「道徳」」の選択や選択肢を踏まえ、いじめの問題への対応等、児童の困難な問題に主体的に対処することができるよう授業改善を行い、学校の教育活動全般を通して、生命を大切にする心や思いやり、規範意識等の道徳性を高める教育を推進します。 地域の人々との交流を通して、地域と一緒にした道徳教育を推進します。 某田舎活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かして健やかな心を育みます。 児童生徒の自発的・自治的な活動を通じて、ボランティアや勤労の精神を培います。 あいさつ運動やゴミ拾い運動を通じて、家庭・地域・学校での好ましい人間関係の確立を図ります。 <p>1-②(1)人権教育の推進 [学校教育課、子育て相談課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の元気な发育や実力に即して、各教科や領域など、学校教育全体を通して人権を尊重する教育を推進します。【学校教育課】 教職員の研修を計画的に実施し、人権教育や多様性、多文化共生*等に対する理解と意識の向上を図ります。【学校教育課】 人権推進委員や社会福祉協議会などの連携を図り、地域とともに人権教育を進めます。【学校教育課】 個々が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かれ合い、その個性と能力を十分に発揮できる心や態度の育成を図ります。【学校教育課】 人権月間の取組を進めます。【学校教育課】 こどもの人権を守るために、児童福祉や教育関係機関などで情報共有を図り、児童虐待やヤングケアラーなどの課題について、理解と意識の向上を図ります。【子育て相談課、学校教育課】 <p>[個別事業]</p> <p>主な取組とその取組方針に基づき、実施する個別の事業を記載しています。</p> <p>[現状と課題]</p> <p>施策を取り巻く現状と課題を、〔主な取組〕ごとに確認したものです。</p> <p>[関連計画等]</p> <p>この施策に関連する個別計画です。</p> <p>本計画の推進に当たっては、個別計画との整合を図るほか、教育部門を越えた分野においても、十分に連携を図っていきます。</p>
学校へ行くのが楽しいと感じる児童生徒の割合	小学校	中学校								
82.4%	85.0%									
中学校	87.0%									
85.9%										
<p>〔主な取組〕</p> <p>施策を達成するための具体的手段としての、主な取組を定めたものです。</p> <p>主な取組とその取組方針を定め、施策の達成度を表すために、指標を設けます。</p> <p>※ 指標は、毎年度検証を行い、必要に応じて取組の改善に活用します。</p>	<p>〔現状と課題〕</p> <p>施策を取り巻く現状と課題を、〔主な取組〕ごとに確認したものです。</p> <p>〔関連計画等〕</p> <p>この施策に関連する個別計画です。</p> <p>本計画の推進に当たっては、個別計画との整合を図るほか、教育部門を越えた分野においても、十分に連携を図っていきます。</p>									

施策1 主題的に学ぶ教育の推進

主な取組

1-① 豊かな心と健やかな体の育成

道徳教育、人権教育、多様性理解やいじめ・不登校対策などに取り組みます。児童生徒の体力向上や健康増進に努め、アレルギー対応を含む安全管理を徹底した学校給食を提供します。

指標	学校へ行くのが楽しいと感じる児童生徒の割合	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和15年度)
		小学校 82.4%	小学校 85.0%
		中学校 85.9%	中学校 87.0%

現状と課題

- 全ての子どもたちが、安全で安心して過ごすことができる居場所を持ち、様々な学びや体験ができ、幸せを感じられるように健やかに成長していくことが大切です。子どもの視点に立った政策・事業を実施することで、自尊感情や自己肯定感を高めていく必要があります。
- ヤングケアラー※や子どもの貧困などの課題が顕在化してきており、教育・福祉・保健・医療・雇用などの各分野が連携し、全ての子どもが取り残されないための対策が急務となっています。
- 集団の中で個の良さを認め、子どもたちの可能性を引き出すことができる環境を整備するために、子どもたちの居場所の確保や悩みごとを相談できる体制づくりを進めています。今後も、増加している不登校への対応や複雑多様化するいじめの実態の把握が急務となっています。
- 将来にわたって、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、部活動の地域移行・地域連携※を進めていくことが急務となっています。

〔関連計画等〕

第3次尾張旭市食育実行プラン（令和2（2020）年度～6（2024）年度）

【用語説明】

ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと

部活動の地域移行・地域連携：学校部活動を、学校外の多様な地域団体が主体となる地域クラブ活動へ移行することや、合同部活動や部活動指導員の配置により地域と連携すること

個別事業

事業	1 -①-(1)道徳教育の充実	【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> 「特別の教科 道徳※」の理念や趣旨を踏まえ、いじめの問題への対応等、現実の困難な問題に主体的に対処することができるよう授業改善を行い、学校の教育活動全体を通して、生命を大切にする心や思いやり、規範意識等の道徳性を高める教育を推進します。 地域の人々との交流を通して、地域と一体になった道徳教育を推進します。 集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かして豊かな心を育みます。 児童生徒の自発的・自治的な活動を通して、ボランティアや勤労の精神を培います。 あいさつ運動やゴミ拾い運動を通じて、家庭・地域・学校での好ましい人間関係の確立を図ります。 	
事業	1 -①-(2)人権教育の推進	【学校教育課、子育て相談課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の発達段階や実態に即して、各教科や領域など、学校教育全体を通して人権を尊重する教育を推進します。【学校教育課】 教職員の研修を計画的に実施し、人権教育や多様性、多文化共生※等に対する理解と意識の向上を図ります。【学校教育課】 人権擁護委員や社会福祉協議会などとの連携を図り、地域とともに人権教育を進めます。【学校教育課】 個々が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かれ合い、その個性と能力を十分に發揮できる心や態度の育成を図ります。【学校教育課】 人権月間の取組を進めます。【学校教育課】 こどもの人権を守るため、児童福祉や教育関係機関などで情報共有を図り、児童虐待やヤングケアラーなどの課題について、理解と意識の向上を図ります。【子育て相談課、学校教育課】 	

【用語説明】

特別の教科道徳：これまでの道徳の時間が「特別の教科 道徳」として位置付けられ、教科書を使用すること、体系的な指導を行うことが定められた反面、数値などによる評価はなじまないことから他の教科とは異なる新たな枠組みとなったこと

多文化共生：国籍や民族の異なる人々が、互いの違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら生きていくこと

事業	1-①-(3)いじめ対策の充実	【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止対策推進法の目的や基本理念を達成するため、いじめ防止等に関する機関等で構成される「尾張旭市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめ防止等の連携を図ります。 ・ 弁護士・医師・臨床心理士などによる「尾張旭市いじめ問題専門委員会」を設置し、いじめ防止等のための施策に関する調査研究を行います。 ・ 全児童生徒を対象にいじめ実態調査を実施するなど、児童生徒一人ひとりの心の様子を把握します。 ・ 各学校のいじめ・不登校対策委員会の事業を通して、家庭・地域への啓発に取り組むとともに、家庭と学校が緊密な連携を図り、いじめの早期発見・解決や未然防止に取り組みます。 ・ 児童生徒の日常的な悩みの相談や話し相手として、各学校に心の教室相談員※を配置するなどし、組織としていじめを未然に防止する体制を整えます。 ・ 教職員への研修を通して、資質の向上を図り、いじめの未然防止対策に努めます。 ・ 心の教育推進活動や人権週間を通して、共感できる力や思いやりの心を育てます。 ・ 児童生徒がタブレット端末を活用して、相談できる体制を整えます。 ・ 児童生徒やその保護者、教職員からの教育に関する相談事業の充実を図ります。 	

【用語説明】

心の教室相談員：児童生徒の生活全般についての悩み相談に対応するために各学校に配置される者

事業 概要	1-①-(4)不登校対策の充実	【学校教育課】
	<ul style="list-style-type: none"> いじめ不登校対策委員会を中心に、一人ひとりの児童生徒にとって心の居場所となるような魅力ある学校づくりに努めます。 対人関係にまつわる学校不適応の傾向を把握する検査（心の発達サポート検査）を実施し、指導に生かします。 スクールカウンセラー※や心のアドバイザー、スクールソーシャルワーカー※と連携し、具体的な悩みや問題に応え、専門的な立場から適切な助言を行い、児童生徒の心のケアに努めます。 校内に別の教室を用意してこどもの居場所の一つとする「教育支援センター」を設置し、居場所づくりの体制を整えます。 不登校児童生徒を対象に、集団活動に適応できるよう支援します。 不登校児童生徒の家庭に、大学生等をメンタルフレンド※として派遣し、良き相談者の立場から接し、児童生徒の社会性の向上を図るよう支援します。 不登校児童生徒を対象とした情操教育を行います。 児童生徒やその保護者、教職員からの教育に関する相談事業の充実を図ります。 不登校や不登校気味の子を抱える保護者に対し、同じ悩みを持つ方と集う相談会を実施し、寄り添った対応を進めます。 	

事業 概要	1-①-(5)体力の向上と健康の増進	【学校教育課】
	<ul style="list-style-type: none"> 健やかな心身の育成を図るために、児童生徒の実態把握に努め、分析内容を指導に生かします。 規則正しい生活習慣の確立や心の健康を増進するため、早起きを推奨し、あいさつ運動を行います。 学校保健会を通じた学校保健事業を実施します。 	

事業 概要	1-①-(6)部活動改革の推進	【学校教育課】
	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒がスポーツや文化に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動の地域移行・地域連携を進め、継続的な活動を推進します。 計画的な部活動の地域移行・地域連携に向けて、検討委員会を設置し関係者を交えた検討を進めます。 検討に当たっては、子どもたちや保護者にアンケート等による意向調査を行うほか、検討状況や今後の予定などを随時発信します。 	

【用語説明】

スクールカウンセラー：児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることができる、臨床心理士のこと

スクールソーシャルワーカー：いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う者

メンタルフレンド：家庭に引きこもりがちな児童生徒を対象に、各家庭で話し相手になったり、一緒に遊んだりなどしてくれる人のこと

事業 概要	1 -①-(7)安全安心な学校給食の提供 施設管理 【学校給食センター・学校教育課】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全安心で栄養価に優れたバランスの良い学校給食を継続的に提供します。【学校給食センター】 ・ 学校給食センターの施設・設備等を計画的に修繕及び更新します。【学校給食センター】 ・ 異物混入対策や、食中毒への対策を実施します。【学校給食センター】 ・ 卵及び乳以外のアレルギー対応給食の検討を行います。【学校給食センター】 ・ 「あさひースマイル給食（8大アレルゲンの除去食）」を、より多くの児童生徒に対応できるよう、対応アレルゲン品目の拡大や信仰等に基づいた禁忌食※の対応を検討します。【学校給食センター】 ・ 各校でアレルギー検討委員会を設置し、アレルギーのある児童生徒への対応の検討と情報共有に努めます。【学校教育課】 ・ アレルギー対応マニュアルに沿った研修やシミュレーションを行い、有事の際の対応に努めます。【学校教育課】
----------	---

事業 概要	1 -①-(8)学校における食育※の推進 【学校給食センター・学校教育課・健康都市推進室】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元食材を積極的に学校給食の献立に取り入れ、地産地消※を推進します。【学校給食センター】 ・ 児童と地元生産者が給食と一緒に食べるふれあい給食を実施し、食材への愛着と感謝の気持ちを育みます。【学校給食センター】 ・ 食育講演会を実施するとともに、各学校に講師を派遣し、食育に関する学びの場を提供します。【学校給食センター】 ・ 学校給食試食会、親子料理教室、給食献立コンテストなどの取組を通じて、学校給食への理解促進と食に対する意識の醸成を図ります。【学校給食センター】 ・ 残された食品の現状や処理方法を伝え、食品残さの減少を図ります。【学校給食センター】 ・ 栄養教諭による食育指導や栄養管理を実施し、食を通じたこどもたちの健康な生活の基盤づくりを支えます。【学校教育課】 ・ 健康朝食メニューの募集を通じて、孤食を防ぎ、健康的な食生活習慣の普及・定着を図ります。【健康都市推進室】
----------	--

【用語説明】

禁忌食：信条や宗教などの理由から食べることを避けるべきとされる食物のこと

食育：様々な経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

地産地消：地域で生産されたものをその地域で消費すること

■ 主な取組 ■

1-② 確かな学力の育成

確かな学力を育成し、児童生徒の可能性を拓げる機会を創出するため、主体的・対話的で深い学びの推進ときめ細かな指導を充実します。

指標	「授業の内容がよく分かる」と感じる児童生徒の割合（国語、算数・数学）	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和15年度)
		小学校 国語 78.5% 算数 72.3%	小学校 国語 80.0% 算数 75.0%
		中学校 国語 76.3% 数学 76.6%	中学校 国語 80.0% 数学 80.0%

■ 現状と課題 ■

- 主体的・対話的で深い学び※の推進ときめ細かな指導の充実や、学級担任と一定の技能を有した専科教員※による、より専門的な指導を進めることにより、こどもたちの確かな学力を育成していく必要があります。
- デジタル化、グローバル化への対応や、こどもたち自身の未来を切り開く力を養うため、ＩＣＴ教育、外国語教育などの学力の育成する取組が求められています。

【用語説明】

主体的・対話的で深い学び：学ぶことに自ら関心を持ち、他者との協働や対話などを通じて自らの考えを広げ、学びを深めること
 専科教員：学級の枠を超えて担任教員以外の教員が特定教科の授業を行う教員のこと

個別事業

事業	1 -②-(1)基礎的・基本的な知識・技能の定着	【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な学び方の定着を各校の重点指導目標として取り組みます。 ・ 児童生徒の発達段階や特性を把握し、学習内容の系統性や指導方法などを吟味することで分かる授業が行えるよう、市の教科等研究員を活用した授業研究などに取り組みます。 	
事業	1 -②-(2)思考力・判断力・表現力等の育成	【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各教科等の授業で、体験から感じ取れたことを表現したり、情報を分析・評価し論述したりするような、言語活動を充実させます。 ・ 学校教育における質の高い学びを実現するために、授業研究などの研修や授業改善を実施し、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業力の向上を目指します。 	
事業	1 -②-(3)個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実	【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「令和の日本型学校教育の構築を目指して（令和3年1月答申）」で示された、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。 ・ 一体的な充実に向け、児童生徒に1人1台配布されたタブレット端末等を活用した学習指導や新しい時代の学びを支える学校内外の環境整備等を進めます。 	

事業	1 -②-(4)教育DXの推進	【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> 1人1台端末を活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、教育の質を向上させます。 デジタル教科書・教材・ソフトウェアなどの活用を進め、時代に応じた指導を行います。 情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力と位置付け、論理的に考えていく力を育成するため、各教科等の単元に関連してプログラミング的思考※を養う教育を実施します。 学年に応じて、情報通信技術の役割や影響を理解させ、情報モラルについて的確な判断ができる能力を育成します。 教育課題の解決に向けて、A I（人工知能）などの先端技術の利活用を検討します。 	

事業	1 -②-(5)外国語教育の充実	【学校教育課・教育政策課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> A L T※の派遣（ネイティブスピーカーによる英会話指導等）や英語専科教員による授業により、小学校における外国語教育の充実を検討します。【学校教育課】 中学校における英語による実践的なコミュニケーション能力を高め、「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」の4技能を、総合的・系統的に伸ばします。【学校教育課】 外国の自然や文化に直接触れ、国際的視野に立って主体的に行動できる人材育成の機会として、中学生を対象とした海外研修事業を実施します。【教育政策課】 	

【用語説明】

プログラミング的思考：自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、どのように組み合わせていくことが良いのかなどを論理的に考えしていく力

A L T：Assistant Language Teacher（外国語指導助手）の略であり、児童生徒の英語発音や国際理解教育の充実を目的に小中学校に派遣される者

■ 主な取組 ■

1-③ 多様な教育ニーズへの対応

特別支援教育など、個に応じた支援や、キャリア教育をはじめとした多様な学びを提供します。

指標	基準値 （令和5年）	目標値 （令和15年）
	小学校	中学校
地域や社会をよくするために何かしてみたいと考えている児童生徒の割合	69.7%	71.0%
	中学校	中学校
	59.3%	62.0%

■ 現状と課題 ■

- 特別支援教育※を受ける障がいのある子どもが増加傾向にあり、これまで本市では、医療的ケア児※に対する支援などに取り組んできました。引き続き、一人ひとりの多様な背景を理解した上で、個に応じた支援を行う必要があります。
- 自己の将来に関する課題、環境に関する課題に向かい、こどもたち自身の未来を切り開く力を養うため、キャリア教育※、環境教育などの多様な教育ニーズへの対応が求められています。

【用語説明】

特別支援教育：障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育のこと

医療的ケア児：日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である子どものこと

キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を促す教育のこと

個別事業

事業 概要	1-③-(1)特別支援教育の充実 【学校教育課】
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法に基づき、障がいのある児童生徒に、必要に応じて合理的配慮の提供を進めます。 ・ 学校運営支援員※を各校に配置し、特別な配慮が必要な児童生徒の学校内での生活や学習を支援します。また、肢体不自由児の生活や学習、野外活動などをサポートする学校運営補助員※を配置します。 ・ 発達障がいに関する専門知識を有する大学院生等を、各小学校に派遣し、発達障がいについての詳細な観察や記録をもとに、発達障がいについての理解と指導方法の改善を行い、その成果を共有します。 ・ 通級指導教室を通して、特別な支援が必要な児童への個別指導を行います。 ・ 痰の吸引や導尿などの医療的ケアが必要な児童生徒に対する看護師配置を行い、学校における生活支援のほか、野外活動などの支援も進めます。 ・ 特別な配慮が必要な児童生徒が、一人ひとりの障がいの状況に応じた教育が受けられるよう、瀬戸特別支援学校に通学する児童生徒数等に応じ、財政的な負担を行います。 ・ 個に応じた適切な支援を行うために、こどもの発達センターと連携します。

事業 概要	1-③-(2)キャリア教育の推進 【学校教育課】
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成します。 ・ キャリアパスポート※などを活用して、小中学校での活動を記録・蓄積し、児童生徒が学ぶことと自己の将来についてビジョンを持ち、将来のキャリア形成に活用することができるようになります。 ・ 市商工会と連携し、市内企業の協力のもと、小学校では「職業にふれる」機会づくりを、中学校では「職場体験学習」を進めます。

【用語説明】

学校運営支援員：児童生徒の生活・学習支援や学校運営支援などの学校運営を円滑にするため配置される者

学校運営補助員：肢体不自由児童生徒の介助などの障がい等により支援を必要とする児童生徒に適切な教育的支援を行うため配置される者

キャリアパスポート：児童生徒が、キャリア教育に関わる諸活動について、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと

事業 概要	1 -③-(3)環境教育の推進 【学校教育課・教育政策課・公園農政課】
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校での授業等を通じて、S D G s の理解と取組を進め、持続可能な社会づくりを進めます。【学校教育課】 ・ 学校におけるごみの分別収集やリサイクル、省エネルギーなど環境についての意識の向上を図ります。【学校教育課】 ・ 地域の清掃活動への参加を促し、環境教育の推進を図ります。【学校教育課】 ・ 学校施設に、太陽光発電の設備を整備し、非常時の電源確保を図るとともに環境教育に役立てます。【教育政策課】 ・ 全国植樹祭の理念を継承し、学校施設を整備する際、森林や緑の大切さが次の世代に引き継がれるようにします。【教育政策課】 ・ 緑化推進機運の醸成や緑化活動の普及を進めるため、各学校におけるみどりの少年団の活動を引き続き実施します。【公園農政課】

事業 概要	1 -③-(4)防災教育の推進 【学校教育課・危機管理課・消防総務課・予防課・消防署】
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校ごとに、ハザードマップを作成し、児童生徒、家庭、地域等と協力して、危険箇所の把握や防災教育を行います。【学校教育課】 ・ 学校における避難訓練において、実践的な取組を進めます。【学校教育課】 ・ 市防災担当課及び市小中学校 P T A 連絡協議会と連携して作成したこども防災手帳※を配布し、災害を我がこととして考える防災意識の向上を図ります。【危機管理課・学校教育課】 ・ 市防災担当課と連携し、防災訓練へのボランティア参加を促します。【危機管理課・学校教育課】 ・ 小中学校の要望に応じ、防災出前授業を実施することにより、防災意識の向上を図ります。【危機管理課】 ・ 命や暮らしを守ることの大切さを理解し、地域や消防関係者と交流する少年少女消防団※の活動への小中学生の参加を促します。【消防総務課】 ・ 少年消防クラブ員※（小学校 5、6 年生）が、地震体験や救急体験等を体験し、消防についての関心と知識を深めることにより、防火・防災意識の向上を図ります。【予防課】 ・ 小学生を対象とした応急手当講習会や、中学生を対象とした普通救命講習会の実施等により防災意識の向上を図ります。【消防署】

事業	1 -③-(5)防犯教育・交通安全教育の推進 【学校教育課・市民活動課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> 警察署の協力を得ながら防犯教室を行います。【学校教育課】 防犯ブザーの配付や「かけこみ110番※」の場所を児童生徒に周知することにより防犯意識の高揚に努めます。【学校教育課】 交通安全教育や薬物乱用防止教育などを通じ、自らの命を自ら守る危機回避能力の育成を進めます。【学校教育課】 交通安全ボランティア活動や街頭奉仕活動を行う交通少年団の活動への小学生の参加を促します。【市民活動課】

【用語説明】

こども防災手帳：尾張旭市小中学校 PTA 連絡協議会の協力を得て作成した、こどもの防災意識向上すること等を目的として、地震や風水害の時に必要な知識をまとめた手帳のこと

少年少女消防団：命や暮らしを守ることの大切さを学び、地震や災害に備えて自分たちができる考え行動し、災害等発生時に適切な対応ができることを目的として設置された組織のこと

少年消防クラブ員：総務省消防庁が推奨する防火・防災の知識を身につけるために活動している組織のこと

かけこみ110番：誘拐・連れ去り・痴漢などの犯罪からこどもや女性を守るため、緊急避難場所として登録された協力世帯のこと

■ 主な取組 ■

1-④ 学校における指導体制の充実

児童生徒がより良い指導を受けられるよう、専科指導の実施や教員が授業に注力できる環境づくりのほか、ICT環境の充実などを推進します。

指標	現状	基準値 (令和5年) 実現度	目標値 (令和15年) 実現度
		小学校 100%	小学校 100%
	ICT機器の活用について、十分サポートを受けられていると思う割合	中学校 100%	中学校 100%

■ 現状と課題 ■

- 教員の多忙な状況を改善し、子どもと向き合う時間を確保するため、引き続き、教員の働き方改革を進めていく必要があります。

個別事業

事業	1-④-(1)小学校専科教員の配置	【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> 教科担任制※による授業の実施に当たり、小学校高学年において、専科教員の配置に向け学校体制を整備していきます。 	

事業	1-④-(2)教職員研修の充実	【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> 様々な教育課題に対し、教育の各分野の優れた指導者を講師に招へいした研修を行い、教職員の資質の向上を図ります。 教育フォーラム、各種研修、教育論文の募集事業などを通して、教職員の資質の向上を図ります。 教育研究指導、教職員への相談活動や学校支援ボランティア※のコーディネートを通じ、学校を取り巻く様々な課題に対応します。 教職員を対象にしたICT教育や情報セキュリティ教育に取り組みます。 ICTを活用した効率的な事務処理の方法や授業での活用方法などを支援し、教職員の資質の向上を図ります。 新任教職員を対象に郷土の歴史について触れる郷土教育研修を実施します。 	

事業	1-④-(3)教員の負担軽減の推進	【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> 長期休業中に学校閉校日を設け、教員の夏季休暇や年次休暇の取得を推進し、心身の健康増進など教員の負担軽減を図ります。 長時間労働の是正に向けて、業務改善策を検討し、負担軽減を図るとともに、教員の意識改革に取り組みます。 校務支援システム※や保護者連絡システム※に加え、デジタル技術やAIを活用した新たな仕組みを活用し、業務の効率化を図ります。 授業研究とこどもたちへの支援に注力できるよう教員の業務を精選し、効率化を図ります。 教員が児童生徒の指導や教材研究等に注力できるよう、業務を支援します。 業務改善委員会を設置し、教職員の働き方改革を進めます。 	

【用語説明】

教科担任制：授業の質の向上、小・中学校間の円滑な接続等を目的として、学級担任が全教科を指導していた小学校において、専科教員による指導を行うこと

学校支援ボランティア：こどもたちの教育のために、学校の教育活動や環境整備等を支援するボランティア活動のこと

校務支援システム：出席の管理や成績処理、学校事務等の様々な作業を効率化するためのシステムのこと

保護者連絡システム：保護者と学校、教育委員会をつなぎ、緊急情報の提供や出欠連絡を行うことができるシステムのこと

■ 主な取組 ■

1-⑤ 安全安心で質の高い学校施設の整備

老朽化した施設を長寿命化改良などにより安全安心で質の高い学校施設に整備し、児童生徒の快適な教育環境を提供します。

指標	施設維持管理上の不具合による教育支障件数	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和15年度)
		0件	0件

■ 現状と課題 ■

- 安全安心で質の高い教育環境を確保するため、教育施設の適切な維持管理や計画的な老朽化対策を行うとともに、施設の質的向上、防災減災対策、環境への配慮、緑化・木材の利用促進等の視点で整備を進める必要があります。
- 本市においても、少子超高齢化が進みその対応が求められています。そのため、今後の児童生徒数の推移を適切に把握し、今後の施設のあり方を検討する必要があります。

個別事業

事業	1-⑤-(1)学校施設の環境整備	施設管理【教育政策課・学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化した学校施設の損耗、機能低下の改善を図るとともに、学校施設の整備に当たっては、将来の学校像を検討し、施設の長寿命化や質的向上を図ります。【教育政策課】 少子超高齢化が進む中、学校施設の有効利用を図るため、今後の児童生徒数の推移を適切に把握し、施設の複合化など地域と連携した取組を検証するなど、今後の施設のあり方を検討します。【教育政策課】 施設を整備する際は、全国植樹祭の理念を継承し、緑や豊かな自然環境を活かした整備を推進します。【教育政策課】 環境に配慮した学校施設（エコスクール）の考え方に基づき、施設面、運営面及び教育面に留意し、脱炭素に向けた取組やZEB化※、省エネルギー化、再生エネルギーの活用を推進します。【教育政策課】 学校施設の老朽化に伴い、水泳の授業の民間委託の成果を踏まえ、プール施設のあり方を検討します。【学校教育課】 	
事業	1-⑤-(2)通学路の危険箇所への対応	【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> 尾張旭市通学路交通安全プログラムに基づき、継続的に通学路の安全を確保するため、通学路安全点検を実施して、通学路安全対策の検討・実施・効果把握・改善及び充実を図ります。 児童生徒が安全に登下校できるように、防犯や防災などの観点からも危険がある箇所を把握し、その改善を図ります。 	

【凡例】

施設管理：施設の維持管理に関する個別事業を示しています。

【用語説明】

ZEB化：Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。建物で消費する年間の一次エネルギーの収支ゼロをめざした建物のこと

施策2 総合的な教育連携・協働の推進

主な取組

2-① 学校・家庭・地域の連携

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取組などを通じて、学校・家庭・地域の交流や教育支援を推進します。また、地域の方々の知識・技能・経験などを生かした連携を検討します。

指 標	地域や保護者との相互理解が深まったと思う学校の割合	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和15年度)
		小学校 66.7%	小学校 100%
		中学校 66.7%	中学校 100%

現状と課題

- 学校と地域が力を合わせて学校の運営に取り組み、「地域とともににある学校」への転換を図るため、全小中学校区において学校運営協議会※を設置した、コミュニティ・スクールの取組を引き続き進めます。
- 地域と学校が連携・協働し、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域のつながりを深め、自立した地域基盤の構築・活性化を図るために、地域学校協働活動※を推進し、「学校を核とした地域づくり」を目指していくことが求められています。
- スクールガードによる登下校の見守りや学校支援ボランティア、地域未来塾※による学習支援など地域の力を生かした取組が求められています。
- 地域における人間関係の希薄化が懸念される中で、地域における「学び」を通じて、人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係を醸成しておくことが、これまで以上に求められています。
- 地域のボランティアがこれまで培ってきた技能や経験を生かして、こどもたちにものづくりの楽しさを教える尾張旭市少年少女発明クラブ※の活動など、地域の教育資源を活用した取組を引き続き進めます。

【用語説明】

学校運営協議会：地域住民や保護者等が一定の権限と責任を持ち、学校運営に参画する仕組みのこと

地域学校協働活動：幅広い住民の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携協力して行う活動のこと

地域未来塾：大学生や教員OB等の地域の皆さんの協力で、学習習慣の確立や居場所づくりを目的として児童生徒の学習を支援する活動のこと

少年少女発明クラブ：モノづくりや科学技術に親しみながら、学校では学べないことや家庭で経験できることを楽しみながら学ぶ教室のこと

個別事業

事業	2-①-(1)コミュニティ・スクールの推進	【学校教育課・生涯学習課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会を通じて、地域と学校が共に支えあい、共に成長し、活性化していく「地域とともにある学校づくり」を目指します。【学校教育課】 学校運営協議会では、保護者や地域の委員が権限と責任をもって学校運営に参画し、そのニーズを学校運営に反映させ、保護者・地域・学校が一体となって、よりよい教育の実現に取り組みます。【学校教育課】 国が示す地域学校協働本部※や地域学校協働活動推進員の考え方を踏まえ、地域と学校の連携・協働体制を構築し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を図ります。【学校教育課・生涯学習課】 	
事業	2-①-(2)地域に根差した学校づくり	【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> 学校が地域の行事などに積極的に係わり、児童生徒が、社会の一員であることの自覚を促すとともに、意識の向上を図ります。 保護者やスクールガード等と協力して見守り活動を実施し、児童生徒の登下校時の交通安全・防犯上の安全確保を行います。 地域ボランティアの協力のもと学校運営の充実や教育の質の向上を図ります。【学校教育課】 学校支援ボランティア登録制度を周知し、地域の方々など様々な知識や能力を有する人材を各小中学校に派遣します。 	
事業	2-①-(3)地域と連携した独自の学校運営	【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> 地域の伝統文化を学ぶなど地域との連携を図り、創意工夫を活かした学校づくりに取り組みます。 学校の将来像を描き、その実現に向けての課題等を整理し、取り組むべきことを明確に表現したグランドデザインを作成します。 学校運営協議会を核として、学校の教育目標や指導方針などに様々な視点を取り入れます。 開かれた学校を目指し、学校の情報を積極的にホームページや学校だよりを通して発信します。 PTAと連携し、地域や保護者の力を学校運営に生かします。 	

【用語説明】

地域学校協働本部：学校と地域がつながり、緩やかなネットワークを形成して地域学校協働活動を推進するための体制のこと

事業	2-①-(4)放課後児童対策の充実	【こども課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公設児童クラブの運営の充実と民間学童クラブへの支援を行うとともに、各小学校区の放課後児童の状況に応じた運営方法等について検討します。 ・ 放課後を安全安心に過ごせる居場所づくりの一つとして、学校から直接児童館に行くことができる「ランドセル来館」を引き続き実施します。 	

事業	2-①-(5)青少年の健全育成活動の推進	【少年センター】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「こどもたちの居場所づくり」、「地域の大人とのふれあい・関わりを持つこと」を目標とした事業を実施し、こども同士及び地域の大人との交流をする機会の充実を図ります。 ・ ポスターや意見作文の表彰、意見発表、善行青少年の表彰などを行い、青少年の健全育成と非行防止を進めます。 	

事業	2-①-(6)地域の教育資源を活用した取組の推進 【生涯学習課・教育政策課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ P T A活動に参加する成り手が不足する中で、活動が円滑に進むよう、必要な範囲において支援を行います。また、ジェンダー平等に配慮した活動が進むよう、必要な支援を行います。【生涯学習課】 ・ 地域のボランティアの技能や経験を生かして、少年少女発明クラブを実施し、こどもたちにものづくりを教える場を設けます。【生涯学習課】 ・ 大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとすることを祝い励ますとともに、ふるさと尾張旭を再度認識する場として、尾張旭市二十歳の集いを開催します。【生涯学習課】 ・ 中学生・高校生の学習意欲の充実及び向上を図るため、教員OBや教員を目指す大学生などによる学習支援事業（地域未来塾）を実施します。併せて、様々なニーズに対応できる児童生徒を支える居場所づくりを展開します。【教育政策課】

事業	2-①-(7)地域に開かれた公民館を目指す事業の展開	【生涯学習課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区公民館職員を校区担当職員※として併任し、自治会をはじめ各種地域団体に積極的に関わり、地域づくりアドバイザーとして、活動の支援や行政と地域との関係づくりに努めます。 ・ 地域の特性を生かした生涯学習や地域振興の拠点としての利用を進めるため、公民館利用者協議会を設置し、地区公民館を利用する各種団体の連携調整を図ります。 ・ 地区公民館で実施する地域ふれあい講座等を通じて、各地域の生涯学習活動を支援するとともに、地域住民のつながりの場を提供します。 	

【用語説明】

校区担当職員：地域と行政をつなぐ架け橋として、地域情報の提供や地域が抱えるさまざまな問題を地域の皆さんと一緒に解決するため、各地区公民館に配置された職員のこと

主な取組

2-② 家庭教育力の向上支援

児童生徒と保護者が参加できる講座や教室の開催により、家庭教育力を高めるきっかけをつくるとともに、発達段階に応じた教育が適切に実施されるよう支援します。

指 標	家庭教育に関する講座の参加者数	基準値	目標値
		(令和5年度)	(令和15年度)
		973人	1,100人

現状と課題

- 家庭内だけでは相談や解決しにくい、悩みや不安、負担感を、保護者同士が相互に情報交換や相談を行うことができる場の提供や家庭教育を支援する講座の実施が求められています。

〔関連計画等〕

尾張旭市子ども・子育て支援事業計画（令和2（2020）年度～6（2024）年度）

個別事業

事業	2-②-(1)家庭教育学級の推進	【生涯学習課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> 家庭内だけでは解決しにくい問題に対して相互に助け合うことができるよう、「家庭教育学級」を開設し、家庭教育に関する学習を計画的、継続的かつ集団的に行います。 社会教育主事や生涯学習アドバイザーを活用し、学校、PTAと連絡調整を取りながら、保護者の働き方やデジタル化等社会の変化に合わせ、参加しやすい家庭教育学級の開催方法を検討します。 	
事業	2-②-(2)思春期子育て講座の推進	【生涯学習課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> 思春期の子を持つ親に対し、思春期の特徴や子どもの心と体の変化を学習する機会の提供と家庭での教育のあり方を考えもらうため、大学教授等専門家による講座を開催します。 いつでも、どこでも学ぶ機会を提供するため、オンライン開催や講座内容の配信等を検討し、参加促進を図ります。 	
事業	2-②-(3)子育て支援の充実	【子育て相談課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> 育児やしつけ、養育など家庭内での子育てに関する相談を行う「こども・子育て相談」の更なる周知を図ります。 子育て家庭の孤立を防ぎ、育児不安の解消や子育て力向上の支援を行うため、子育て相談、子育て関連情報の提供、子育て講座等を実施します。 市民相互により子育てを応援するファミリーサポートセンター※の充実を図ります。 子どもの発達センターにおいて、発達に関する各種相談、親子支援教室や研修等を実施するとともに、関係機関等と連携を取り、発達支援を必要とする子どもとその保護者の相談・支援の充実を図ります。 	

【用語説明】

ファミリーサポートセンター：子育て中のかたが、仕事や急な用事で子どもの世話ができない時、子育てを援助して欲しい人（依頼会員）と、子育ての援助をしたい人（援助会員）が、お互いに助け合いながら活動する会員制の組織のこと

主な取組

2-③ 多様な教育機関との連携

高等学校や大学などの教育機関との連携により、専門知識を生かしたこどもたちの支援、市のイベントやボランティアへの参加、講座・研修などの企画運営の充実を図ります。また、架け橋期の学び[※]を支えるため、幼稚園・保育園と小学校の連携を図ります。

指 標	大学と連携した講座などの開催回数	基準値	目標値
		(令和5年度)	(令和15年度)
		17回	20回

現状と課題

- こどもたちが安心して小学校などに入学できるよう、幼稚園・保育園・小学校・特別支援学校との情報共有の取組を引き続き実施する必要があります。
- 地域の高等教育機関等との連携により、こどもたちの支援や専門知識を生かした生涯学習・公開講座等の開催などを引き続き求められています。

個別事業

事業	2-③-(1)幼稚園・保育園と小中学校との連携	【保育課・学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園・幼稚園職員と学校職員などの連絡会議を活用して、架け橋期の育ちや学びなどの情報連携を進めます。【保育課・学校教育課】 ・ 小学校見学・給食センター見学などを通して、保育園児・幼稚園児の小学校への進学が円滑に行われるよう連携を図ります。【保育課】 ・ 中学生職業体験の受入先として、保育園・幼稚園での活動を実施します。【学校教育課】 	
事業	2-③-(2)高等学校との連携	【保育課・こども課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の中で開催される市イベントへの関わりや、市立保育園や児童館における活動において、旭野高等学校との連携を深めます。 	
事業	2-③-(3)大学・短期大学との連携	【学校教育課・生涯学習課・図書館】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育の充実を図るため、大学院生等を各小学校に派遣し、児童生徒の支援を行います。【学校教育課】 ・ 教育活動の支援を行うボランティア学生又はインターンシップの受け入れを行うことにより、本市の教育活動の活性化を図ります。【学校教育課】 ・ 小中学校の教職員に対する資質向上研修を実施するほか、本市の教育の充実を図ります。【学校教育課】 ・ 大学等の教授陣の専門知識を生かした生涯学習・公開講座等の企画、運営のさらなる充実を図ります。【生涯学習課】 ・ 地域活動の場を提供する市事業への大学生の参加について、さらなる充実を図ります。【生涯学習課・図書館】 ・ 名古屋産業大学・名古屋経営短期大学との図書館施設の開放による相互利用の促進を図ります。【図書館】 ・ 図書館の利用促進イベントの実施に関して、学生のボランティアの参加を受入れます。【図書館】 	

主な取組

2-④ 就学の支援

就学に係る保護者の経済的な負担を軽減するための費用を援助するとともに、新就学児に適切な支援が実施されるように取り組みます。

指 標	就学支援希望への対応率	基準値	目標値
		(令和5年度)	(令和15年度)
		100%	100%

現状と課題

- 就学時における保護者の経済的な負担の軽減が、引き続き求められています。

個別事業

事業	2-④-(1)私立幼稚園の振興	【保育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育の増進を図るため、私立幼稚園などに通園する園児の保護者の保育料などの負担を軽減します。 ・ 尾張旭市内で私立幼稚園を開園している設置者に対し、こどもたちの健全育成に資する事業を実施する場合に、補助を行います。 	

事業	2-④-(2)就学援助の推進	【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的な理由によって就学困難な児童生徒に対し、給食費、学用品、校外活動費などの就学に必要な費用を援助します。 ・ 特別支援学級に就学する児童生徒に対し、給食費、学用品、校外活動費などの就学に必要な費用を援助します。 	

事業	2-④-(3)私立学校へ通う児童生徒を持つ保護者等の支援	【教育政策課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立学校へ通う児童生徒を持つ保護者等に対して助成を行うことにより、教育に係る経済的負担の軽減を図ります。 	

施策3 生涯学び続ける教育の推進

主な取組

3-① 生涯学習活動の推進

誰もがライフスタイルに合わせて、主体的に学ぶことで、楽しみや、地域の人とのつながりを持ち、自分らしく生きがいのある生活を送ることができる機会を提供します。また、オンラインなどのデジタル技術を活用した講座を開催するとともに、地域住民が取得した知識などを還元できる取組を行います。

指標	生涯学習講座の参加者数	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和15年度)
		51,342人	60,000人

現状と課題

- 社会が持続的に発展していく上で最も大切なことは「人」の力であり、自らが学んできた知識、技能、経験などの自分らしさを認め、発揮していくことが大切です。
- 人生100年時代※への対応や予測が難しい時代を生きていくためには、誰もが、いつでも、どこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができる環境を構築し、「人づくり」をサポートしていくことが必要です。中でも、若年層や社会人の学び直しや、個人のキャリアに基づいた人生設計に結び付く仕組みづくりが求められています。
- 社会の多様化が進む中、家庭環境や年齢、障がいの有無などに関わらず、誰もが生き生きと人生を歩むことができる共生社会の実現が求められています。
- 地域の教育資源を活用した取組や、相互に学び合うプロジェクト型の学び※が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う新しい生活様式の実践やデジタル化の急速な進展により、新しい生涯学習や生涯学習施設のあり方が求められています。

〔関連計画等〕

尾張旭市生涯学習推進活動目標（令和6（2024）年度～）

※ 第2次尾張旭市教育振興基本計画を、本市における生涯学習活動推進計画に位置付け、その活動目標を定め、進行管理を行います。

【用語説明】

人生100年時代：高齢者から若者まで、多くの人が活躍する場があり、100年以上生きることが当たり前になる時代のこと
プロジェクト型の学び：各自で目標を設定し、チームとなって相互に目標の実現に向けて考え方行動する中で、思考力や実践力など様々なスキルを身に付けることができるとされる学習方法のこと

■ 個別事業 ■

事業 概要	3-①-(1)生涯学習機会の提供	【生涯学習課】
	<ul style="list-style-type: none"> 市民の多様な学習意欲に応じるため多種多様な講座を開催します。また、オンラインなどのデジタル技術を活用した講座を提供します。 公民館講座修了者に対し、同じ趣味を持つ仲間づくりのきっかけとして、サークル活動につなげるよう働きかけを行い、コミュニティ構築の支援を行います。 講師から教わるだけの講座から、受講生が講座終了後も研鑽を重ね、学んだことを講師として他の人に教えたり、ボランティアとして講座の企画、運営に参画したりする市民塾「あさひーなび」などを積極的に推進します。 こどもから高齢者まで、多様な学習機会を提供することで、生涯にわたって継続的に学べる環境を整備します。 高齢者が、健康で生き生きとした人生を送り、時代にあった課題にも対応できるよう学習メニューを検討します。 障がいのある方々が生涯を通じて教育・文化・スポーツなどに親しめるよう、障がい者の生涯学習の支援に取り組みます。 	
	3-①-(2)生涯学習活動の支援	【生涯学習課】
	<ul style="list-style-type: none"> 学びたいと思う講座等の情報を市民により分かりやすく提供するため、市や各種団体主催の教室・講座・イベント等の情報を一元化し、情報提供を行います。 生涯学習を始めるきっかけづくりや学習活動を促進するため、学びを求める人や提供したい人に学習情報、指導者、学習グループの紹介などの相談を行います。 生涯学習の講師登録の仕組みを生かして、学校を核とした地域づくりや地域の人材を発掘育成していく仕組みを検討します。 	
	3-①-(3)生涯学習の成果発表の機会の提供	【生涯学習課】
	<ul style="list-style-type: none"> 学習効果を高め、その成果を広く市民に伝える場として、生涯学習フェスティバルや公民館まつりを開催します。 公民館や文化会館に加え様々な場を生かした活動発表の機会創出を検討します。 	
	3-①-(4)天体観測室を活用した尾張旭の魅力増進	【生涯学習課】
	<ul style="list-style-type: none"> 県内有数の天体望遠鏡を有するスカイワードあさひ天体観測室の利活用を進め、尾張旭市の魅力を増進する取組を進めます。 夜間天体観望会や各種天体教室をサポートする「スカイワードあさひ星の会」を支援する取組を進めます。 	

■ 主な取組 ■

3-② 生涯学習施設の環境整備と利用促進

施設の老朽化対応に取り組み、公民館・図書館を誰もが安心、快適に利用できる環境を整備します。

指標	公民館の利用者数	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和15年度)
		257,254人	300,000人
指標	図書館の来館者数	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和15年度)
		180,000人	200,000人

■ 現状と課題 ■

- 生涯学習施設の老朽化が進んでおり、施設の長寿命化や誰もが安全で使いやすい施設になるようバリアフリー化などに適切に対応していくことが求められています。

個別事業

事業 概要	3-②-(1)公民館の充実・整備	施設管理	【生涯学習課】
	<ul style="list-style-type: none"> 施設の状況確認に努めるとともに、長期的な施設修繕計画に基づき、計画的、かつ効率的な施設の改修を実施します。 高齢者、障がい者、乳幼児とその保護者などが、公民館施設を円滑に利用できるよう努めます。 風水害時の地域避難所となっている公民館の利活用を周知するとともに、安全安心に利用できる環境を整えます。 		
事業 概要	3-②-(2)天体観測室の充実・整備	施設管理	【生涯学習課】
	<ul style="list-style-type: none"> 施設の状況確認に努めるとともに、平成28年度に実施したリニューアル工事及び令和3年度に実施したスカイワードあさひの外壁修繕工事を受け、引き続き計画的、かつ効率的な施設の改修を実施します。 スカイワードあさひ天体観測室の望遠鏡をはじめ、専門性の高い設備・備品の保守点検を実施し、必要に応じ更新を行います。 		
事業 概要	3-②-(3)図書館施設の充実・整備	施設管理	【図書館】
	<ul style="list-style-type: none"> 施設の状況確認に努めるとともに、長期的な施設修繕計画に基づき、計画的、かつ効率的な施設の改修を実施します。 市民にとって必要かつ充分な資料提供ができるよう、書架の配置、スペースの有効利用に努めます。 高齢者、障がい者、乳幼児とその保護者などが、図書館施設を円滑に利用できるよう努めます。 令和3年度に検討した図書館のあり方を踏まえ、今後の図書館の運用に活かします。 		

■ 主な取組 ■

3-③ 図書館サービスの充実

図書館を活用し、市民が主体的に学ぶことのできる環境をつくります。また、図書館資料の収集・整理・保存を図り、地域の情報拠点としての役割を果たします。

指標	市民一人当たりの図書の個人貸出点数	基準値 (令和5年3月)	目標値 (令和15年の時)
		6.9点	7.0点

■ 現状と課題 ■

- 図書館に対する市民のニーズは多様化しており、基本的な閲覧・蔵書スペースの確保や来館者に対する情報提供、これまで実施してきたボランティアの参画などに加えて、図書館に来館できない方に対する非来館型のサービスの提供を検討していくことが求められています。

〔関連計画等〕

尾張旭市子ども読書活動推進計画（改定2版）（令和4（2022）年度～8（2026）年度）

個別事業

事業	3-③-(1)資料の提供	【図書館】
概要	<ul style="list-style-type: none"> 図書、逐次刊行物、視聴覚資料及びデータベース等の資料を適切に選定し、かつ計画的に受け入れます。 利用者の調査、研究の支援及び読書相談等のレファレンスサービス※を適切に行なうことができるよう職員の育成を行います。 在館予約システムや、地区公民館等を活用した予約資料の取次サービス、返却資料の受付サービス等の利用者の利便性向上に係る取組を進めます。 本市の健康都市の取組と連携した健康に関する資料の適切な管理を行います。また、愛知医科大学及び近隣3市（瀬戸市、日進市、長久手市）と連携し、医学・健康情報の発信（めりーらいん）を引き続き行います。 多様化する市民ニーズなどの変化に伴い、来館が困難な利用者へのサービス提供や電子書籍など、ＩＣＴを活用した運用方法を検討します。 	
事業	3-③-(2)読書の奨励	【図書館】
概要	<ul style="list-style-type: none"> 子ども読書活動推進計画に基づき、幼い頃から読書に親しむための活動を推進します。 図書館に関わる多くのボランティアと連携して、読み聞かせなどの読書の奨励を進めます。 読書の奨励と図書館の利用促進を図るため、特集コーナーの設置や各種催し物を開催します。 読んだ本を記録する「読書通帳」のさらなる活用を進めるとともに、より使いやすい仕組みを検討します。 学校図書館との連携を進め、読みたい本をこどもたちに届ける取組を進めます。 	

【用語説明】

レファレンスサービス：図書館職員が利用者の問い合わせに応じて、情報提供するサービスのこと

施策4 文化・スポーツの振興

主な取組

4-① 文化財の保護・保存及び次世代への継承

市文化財の保護・継承・保存、郷土の歴史の伝承に取り組み、市民の郷土愛の醸成を図ります。

指標	無形民俗文化財保存会員数	基準値 (令和5年3月)	目標値 (令和15年3月)
		1,045人	1,150人

現状と課題

- 無形民俗文化財などの伝統文化の保存継承を通じて、ふるさとの伝統文化への理解を深め、こどもから大人までの本市に関わる多くの方に、ふるさと尾張旭に愛着を持つもらうための取組が求められています。
- 高齢化による後継者不足や、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う活動の停滞が課題となっている無形民俗文化財保存会活動支援や後継者の育成が急務となっています。
- 指定・登録文化財や市民から寄贈された貴重な資料などを適切に管理し続けるとともに、これまで進めてきたウェブサイトやSNSを通じた情報発信や、イメージキャラクターの活用、出前講座の実施等、より身近に感じてもらうための工夫を継続することが求められています。

個別事業

事業	4-①-(1)無形民俗文化財の継承	【文化スポーツ課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無形民俗文化財保存会に、無形民俗文化財の「伝承・後継者育成」「伝承啓発」「保存」を委託するとともに、後継者育成を目的とした必要な支援を行います。 ・ 無形民俗文化財保存会の紹介情報や活動予定を公開するなど、無形民俗文化財に触れることのできる機会の創出に努めます。 ・ 学校や保育園・幼稚園での出前講座等の保存会活動を支援します。 ・ 多様な方々が無形民俗文化財に関する活動に参加できるよう、保存会と連携して機会の創出に努めます。 	

事業	4-①-(2)伝統文化や郷土の歴史の保存と公開	【文化スポーツ課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座や展示等により郷土の歴史や文化を分かりやすく伝え、市内に残る史跡や文化財に触れることができる機会を創出し、認知度の向上を図ります。 ・ ボランティア団体の活動、文化財の見学情報を公開するなど、伝統文化に触れることのできる機会の創出と内容の充実に努めます。 ・ 文化振興や郷土の歴史に関する施設をより多くの方が活用する方法を検討します。 ・ イメージキャラクターの活用や、尾張旭ふるさとカルタ等、こどもの頃から市内の文化財に触れるができる取組を進めます。 ・ 近隣市町と文化振興や郷土の歴史に関する取組を連携して実施します。 	

■ 主な取組 ■

4-② 芸術文化の振興

地域文化活動団体の支援や、文化会館での魅力的なイベントの開催及び適切な管理により、地域の芸術文化活動を充実させます。

指標	芸術文化イベント参加者数	基準値 （令和5年基）	目標値 （令和15年基）
		12,015人	13,200人

■ 現状と課題 ■

- 自分らしく生きるためのリベラルアーツ*の視点での文化振興が求められており、誰もが気軽に文化に触れ、取り組むことができる仕組みが求められています。
- 文化芸術活動の普及促進のため、地域文化活動団体との連携強化を図るとともに、活動の活性化を引き続き進めます。

【用語説明】

リベラルアーツ：ローマ時代に自由人として生きるための学問が起源。幅広い分野を横断的に学び、教養を身につけること

■ 個別事業 ■

事業	4-②-(1)地域文化活動団体の育成	【文化スポーツ課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の芸術文化活動の担い手である文化協会の活動に必要な支援を行い地域の芸術文化活動を充実させます。 	

事業	4-②-(2)文化活動を行うための場の提供	【文化スポーツ課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の文化活動の日頃の成果を発表し、鑑賞できる市民文化祭等の参加型イベントを活性化させることにより地域の芸術文化活動を充実させます。 ・ 市内で活動している芸術家や市民の発表の場の提供を検討します。 	

事業	4-②-(3)指定管理者制度の活用	【文化スポーツ課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化会館の管理・運営に引き続き指定管理者制度を活用し、より効率的でより質の高いサービス提供を行います。 	

事業	4-②-(4)文化会館の適切な維持管理	施設管理	【文化スポーツ課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が安心で快適に施設を使うことができるよう、適切な施設の維持管理に努めます。 ・ 施設の状況確認に努めるとともに、長期的な施設修繕計画に基づき、計画的、かつ効率的な施設の改修を実施します。 		

■ 主な取組 ■

4-③ スポーツの振興

健康や生きがいづくりにつながる市民スポーツ大会などのイベント開催やアスリートとの交流、全国大会出場者の応援を実施し、暮らしの中に楽しさを感じられるよう市全体のスポーツ振興を図ります。

指標	スポーツイベント参加者数	基準値 (令和5年実績)	目標値 (令和15年実績)
		6,900人	7,600人

■ 現状と課題 ■

- 第20回アジア競技大会（2026／愛知・名古屋）※の開催を控え、スポーツ気運の盛り上がりが想定されています。誰もが気軽にスポーツ活動に参加できるきっかけづくりや、継続できる環境を整えることで、スポーツの裾野を拡大していくことが求められています。
- 家庭環境や年齢、障がいの有無などに関わらず、誰もがその適性や健康状態に応じてスポーツに取り組めるよう、合理的な配慮が必要とされています。また、ライフスタイルの多様化に応じたスポーツの場づくりや個人のライフステージを通じたスポーツとの関わりを支援していくことが求められています。

【用語説明】

第20回アジア競技大会：2026年（令和8年）に愛知・名古屋で開催されるアジア最大のスポーツの祭典であるアジア競技大会のこと

個別事業

事業	4-③-(1)スポーツを通じた生きがい・健康づくり 【文化スポーツ課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりを進め、健康増進や生きがいづくりを支援します。また、スポーツ推進員※を各種団体へ派遣し、気軽に取り組めるスポーツの指導を行います。 ウォーキングや、ラジオ体操等、市民が健康づくりを始めるきっかけを作り、日常的に、気軽にスポーツにふれあう事業を行います。 高齢者、障がい者、乳幼児とその保護者などが、スポーツに親しむことができるように努めます。
事業	4-③-(2)市民スポーツ大会の開催 【文化スポーツ課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> 市民のスポーツ活動の目標として、市民誰もが気軽に参加でき、日頃の成果を発揮できる市民スポーツ大会等を活性化させることにより、地域のスポーツ活動を充実させます。 スポーツ大会を開催するため、大会の運営をスポーツ協会に委託します。
事業	4-③-(3)スポーツ協会への継続的な支援 【文化スポーツ課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> 地域のスポーツ活動の担い手であるスポーツ協会の活動に必要な支援を行い、地域スポーツ活動を充実させます。 スポーツ協会へ指導者の育成を委託し、指導者の確保を進めます。
事業	4-③-(4)総合型地域スポーツクラブの充実 【文化スポーツ課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が身近にスポーツ活動ができるよう総合型地域スポーツクラブ※「スポーツクラブあさびー」の自主的・主体的な事業運営の定着に向けて支援を行います。 種目数の増加や活動日の追加などの活動内容の充実を、団体と連携して検討します。

【用語説明】

スポーツ推進員：スポーツの推進のため、市民に対してスポーツの事業に係る連絡調整、実技の指導などを行う市の委嘱を受けた者
 総合型地域スポーツクラブ：誰もが身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、多世代、多種目、多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと

事業	4-③-(5)アジア競技大会によるスポーツの振興	【文化スポーツ課】
概要	<ul style="list-style-type: none">・ アジア競技大会の開催に伴い、スポーツを通じた地域活性化を目指します。また、スポーツへの関心を高め、スポーツに親しむ人を増やします。・ 大会の開催に向け、関係機関と必要な連携・協力を進めます。	

事業	4-③-(6)アスリートの発掘・育成支援	【文化スポーツ課】
概要	<ul style="list-style-type: none">・ アスリートとこどもたちの交流機会を作り、スポーツの楽しさや競技力の向上などを教える機会を創出します。・ 愛知県市町村対抗駅伝大会に参加する選手の発掘と支援を進めます。・ 各スポーツ競技で輝かしい成績を残した全国大会出場者等への報償を通じて、スポーツ活動の活性化を図ります。	

■ 主な取組 ■**4-④ スポーツ活動の環境整備と利用促進**

多くの市民がスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設の環境を整えます。

指標	スポーツ施設の利用者数	基準値 (令和5年版)	目標値 (令和15年版)
		551,000人	551,000人

■ 現状と課題 ■

- 多くの文化・スポーツ施設で老朽化が進んでおり、施設の長寿命化や誰もが使いやすい施設になるよう、適切に対応していく必要があります。

個別事業

事業	4-④-(1)学校体育施設の開放の継続	【文化スポーツ課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育施設の不足を補う事業として、学校体育施設の空き時間帯を利用した、一般利用者への貸し出し業務を引き続き行います。 ・ 学校体育施設開放の管理方法の検討を行います。 	

事業	4-④-(2)指定管理者制度の活用	【文化スポーツ課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育施設の管理・運営に引き続き指定管理者制度を活用し、より効率的でより質の高いサービスの提供を行います。 ・ 体育施設以外で運動施設を有している、東部市民センターなどとの連携を図り、当該施設のスポーツ活動の情報を提供します。 	

事業	4-④-(3)体育施設の適切な維持管理	施設管理	【文化スポーツ課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が安心で快適に施設を使うことができるよう、適切な施設管理に努めるとともに、今後の施設のあり方について検討します。 ・ 施設の状況確認に努めるとともに、長期的な施設修繕計画に基づき、計画的、かつ効率的な施設の改修を実施します。 		

計画推進のために

1 計画の進行管理

本計画を効果的に推進し、継続的な改善を行っていくために、計画（PLAN）→実行（DO）→点検・評価（CHECK）→見直し（ACTION）のPDCAサイクルに基づく適正な進行管理を行います。

2 教育委員会の機能強化・活性化

地域住民の中から選ばれた教育委員による意思決定の仕組みをより強化するため、重要事項や基本方針を決定するに当たっては、教育委員会において協議を行い、住民の意向を反映した取組を進めます。

また、教育委員会の主体的な活動が推進できるよう教育委員会委員、事務局職員の研修や視察を実施するとともに、情報収集に努め、先進的で効果的な取組などを、本市でも導入できるよう検討します。

3 関係部局との連携

市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本市の教育課題やあるべき姿を共有して取組を進めるため、総合教育会議※の場などを活用して、教育行政を連携して推進します。

また、本計画の個別事業の推進に当たり、教育委員会事務局の課等のみならず、市長部局を含めた関係部局と連携・調整を図りながら、より効果的な事業の推進に努めます。

4 多様な主体との連携・協働

教育が、より深く、より広がりのあるものとなり、本当の意味で本計画を推進するためには、「自前主義からの脱却」が必要です。

地域、学校、団体、企業などの教育を担う主体との対話や、コーディネーターとしてつなぐ役割を担うことなどを通じて連携・協働を進めます。

5 子どもの意見表明・参加の促進

子ども基本法に掲げる、子どもたちが意見を表明する機会や、多様な社会的活動に参画する機会の確保に努めます。

6 積極的な情報発信

より多くの方に、取組に関わってもらえるよう、積極的に情報発信や情報開示に努めます。

【用語説明】

総合教育会議：地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市長と教育委員会の連携を強化し、両者が教育政策の方向性を共有して事を執行するため、市長主催により設置される会議のこと

資料編

尾張旭の教育を考える協議会

尾張旭市教育振興基本計画策定会議

策定経緯

尾張旭の教育を考える協議会

尾張旭の教育を考える協議会設置条例

平成15年条例第26号

（設置）

第1条 尾張旭市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育について諮問又は調査のため、教育委員会の附属機関として、尾張旭の教育を考える協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、教育委員会の諮問等に応じて、教育に関し必要な事項を協議し、答申する。

（組織）

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る答申を行った日をもって満了とする。

（会長）

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（雜則）

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

尾張旭の教育を考える協議会委員（15名）

(任期：令和5年3月30日～同年11月20日)

区分	氏名	所属団体	役職等
学識経験者	大村 恵	愛知教育大学教授	会長
	大蔵 純子	名古屋経営短期大学准教授	職務代理
	新川 成哲	瀬戸旭医師会	
教育関係者	永村 元宏	愛知県教育委員会	
	(竹内 政一)	同上	前任者
	深谷 泰司	愛知県立旭野高等学校	
	竹内 文人	東春暁幼稚園	
	石田 慎二郎	尾張旭市小中学校PTA連絡協議会	
	(佐野 智一)	同上	前任者
各種団体の代表者	大野 喜弥子	瀬戸市立瀬戸特別支援学校	
	北角 富貴子	尾張旭市文化協会	
	藤松 佐登司	尾張旭市スポーツ協会	
	(吉田 与十六)	同上	前任者
	清水 まさみ	尾張旭市民生委員児童委員協議会	
	森 修	尾張旭市社会福祉協議会	
	谷口 和成	尾張旭市自治連合協議会	
教育委員会が必要と認める者	奥田 智洋	公募委員	
	山田 啓子	公募委員	

尾張旭市教育委員会から尾張旭の教育を考える協議会への諮問

4教第450号

令和5年3月30日

尾張旭の教育を考える協議会

会長 大村 恵 殿

尾張旭市教育委員会

第2次尾張旭市教育振興基本計画（案）について（諮問）

尾張旭の教育を考える協議会設置条例第2条の規定に基づき、第2次尾張旭市教育振興基本計画（案）について、貴協議会の意見を求める。

尾張旭の教育を考える協議会から尾張旭市教育委員会への答申

令和5年11月20日

尾張旭市教育委員会 様

尾張旭の教育を考える協議会
会長 大村 恵

第2次尾張旭市教育振興基本計画について（答申）

尾張旭市の教育の基本となる「尾張旭市教育振興基本計画」の計画期間が令和5年度で終了することから、令和5年3月、次期教育振興基本計画に関して協議・検討を行うよう、尾張旭市教育委員会から尾張旭の教育を考える協議会に対して諮問があり、これを受け、6回にわたり会議を開催し、慎重に審議を重ねてまいりました。

新型コロナウイルス感染症の発生や世界情勢の不安定化など、私たちを取り巻く環境が大きく変化する中で、節目となる市制50周年を迎えた本市もその影響を受けました。しかし、本市には、これまで幾多の困難を乗り越えて、ともにまちづくりを進めてきた先人たちから受け継いだこのまちという大きな財産があります。

教育は、社会全体の根や幹となる部分であり、その根幹は普遍的なものと言えます。今回、これまでの計画の教育理念などの基本的な考え方を継承しつつ、教育を取り巻く変化を適切にとらえて見直しを行うという視点で、委員の皆さんから広く意見を募り、計画に反映させるよう努めきました。

デジタル技術の進歩などに伴い、暮らしや学びの場において新たな社会の恩恵を受けられる可能性が高まる一方で、不登校や家庭像の変化などによって困難を抱える個人や家庭に対応していくことが求められています。多様な住民がこの地域で暮らし、誰一人取り残されることなく、みんなが幸せを感じられる尾張旭の教育を目指していく必要があります。

また、令和5年4月に施行されたことでも基本法の理念に基づき、こども・若者に向けて計画（素案）の意見募集を行う取組を実施しました。このことは、今後、市の施策を計画・推進していくに当たり、試金石となるものであり、本計画の実施段階においても、こどもの意見表明・参加の促進を進め、生かしていただきたいと思います。

「つながり合い 伸びる 尾張旭の教育」の実現を目指し、尾張旭の教育が推進されることを期待します。

添付資料

第2次尾張旭市教育振興基本計画（協議会案）

尾張旭市教育振興基本計画策定会議

尾張旭市教育振興基本計画策定会議設置要綱

（設置）

第1条 本市における教育基本法（平成18年法律第120号）に定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、基本的な考え方、施策の体系等について検討を行い、原案を策定するため、尾張旭市教育振興基本計画策定会議（以下「策定会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 策定会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画の原案策定に係る調整・協議に関すること。
- (2) その他基本計画の原案策定に関すること。

（組織）

第3条 策定会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 会長は、教育部長をもって充てる。

3 副会長は、会長が指名する者とする。

（会長）

第4条 会長は、会務を総理し、策定会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 策定会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 策定会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 策定会議は、必要に応じて関係職員等の出席を求め、説明を聞くことができる。

（作業部会）

第6条 策定会議に、その所掌事務に関する事項の調査、研究及び素案作成のため、作業部会を置く。

2 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長及び部会員は、会長が指名する。

4 作業部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

5 作業部会は、必要に応じて関係職員等の出席を求め、説明を聞くことができる。

（報告）

第7条 会長は、策定会議において取りまとめた基本計画の原案を、教育委員会に報告しなければならない。

（庶務）

第8条 策定会議及び作業部会の庶務は、教育政策課教育政策係において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月6日から施行する。
- 2 この要綱は、基本計画の策定及び公表をもって、その効力を失う。

別表（第3条関係）

教育委員会	教育部長
教育委員会	管理指導主事
学校教育課	課長
学校給食センター	所長
生涯学習課	課長
図書館	館長
文化スポーツ課	課長
文化スポーツ課	主幹
企画課	課長
こども未来課	課長
尾張旭市立小中学校	校長代表

策定経緯

年	月 日	実施事項
令和4年	4月	第2次教育振興基本計画策定事務に着手
	5月20日から 6月17日まで	まちづくりについての中学生アンケート ※企画課との合同実施 <回収数：1,997件>
	5月25日	教育委員会（5月）定例会 策定事務着手を報告
	6月6日	尾張旭市教育振興基本計画策定会議（作業部会）を設置
	6月17日から 7月11日まで	まちづくりについての市民アンケート ※企画課にて実施 <回収数：1,334件>
	7月6日	第1回尾張旭市教育振興基本計画策定会議
	8月2日	第1回尾張旭市教育振興基本計画策定会議作業部会
	9月9日	第2回尾張旭市教育振興基本計画策定会議作業部会
	10月3日	第3回尾張旭市教育振興基本計画策定会議作業部会
	10月31日	まちづくりについての高校生インタビュー ※企画課にて実施
	11月8日	第2回尾張旭市教育振興基本計画策定会議
	11月24日	第4回尾張旭市教育振興基本計画策定会議作業部会
	12月16日	第3回尾張旭市教育振興基本計画策定会議
	12月22日	第5回尾張旭市教育振興基本計画策定作業部会
令和5年	1月25日	教育委員会（1月）定例会 本市の教育理念等を協議
	2月22日	教育委員会（2月）定例会 協議会への諮問を議決
	3月30日	第1回尾張旭の教育を考える協議会 教育委員会から諮問
	5月17、18日	個別事業ヒアリング
	5月29日	第2回尾張旭の教育を考える協議会
	6月28日	教育委員会（6月）定例会 計画（施策・案）を協議
	7月3日	第3回尾張旭の教育を考える協議会

年	月 日	実施事項
令和5年	8月8日	第4回尾張旭の教育を考える協議会
	8月16日	教育委員会（8月）定例会 パブリックコメントの実施を報告
	8月31日	第5回尾張旭の教育を考える協議会
	9月15日から 10月16日まで	パブリックコメント ※市内高等学校、大学にも実施を周知 <提出者数：6人、意見件数：29件・うち1件は高校生>
	9月26日から 10月16日まで	小中学校で「これから10年間の教育」に関する意見募集 <提出者数：143人>
	11月20日	第6回尾張旭の教育を考える協議会 教育委員会へ答申

第2次尾張旭市教育振興基本計画（令和6年2月）

発行：尾張旭市教育委員会

編集：尾張旭市教育委員会 教育政策課

電話 0561-53-2111

電子メール kyoiku@city.owariasahi.lg.jp

第2次尾張旭市教育振興基本計画【概要】（令和6年度～15年度）

教育振興基本計画

- ・尾張旭市教育委員会では、教育基本法に定める目標の実現を目指し、教育分野における取組を計画的に進めていくため、同法第17条第2項の規定に基づき、地域の実情に応じた教育振興施策の基本的な計画として、「第2次尾張旭市教育振興基本計画」を策定
- ・計画の策定に当たり、国及び県の計画を参考するとともに、上位計画である尾張旭市総合計画の教育分野における具体的な計画として位置付け。また、教育分野の個別計画との整合を図り、教育部門を越えた分野においても密接な関わりがある計画と連携

本市の教育理念

- ・超スマート社会（Society5.0）の到来と技術の進歩
- ・持続可能な社会づくり（SDGsの推進）
- ・地方創生の進展と地域を超えた連携
- ・社会的危機の発生と社会の変化（災害、新型コロナウイルス感染症の発生）
- ・令和の日本教育の推進
- ・幸せや豊かさを感じられる暮らしへの意識の高まり

本市教育の目標とする内容

- ・つながり合い伸びる尾張旭の教育
～ こどもから大人へ 家庭から社会へ ～
- ・『教育』は社会全体の根幹や幹となる部分で、その根幹は普遍的
- ・今回、これまでの計画の教育理念などの基本的な考え方方は継承
- ・教育を取り巻く環境変化を適切に捉えて見直し

施策の体系

1 主体的に学ぶ教育の推進

- ①豊かな心と健やかな体の育成
- ②確かな学力の育成
- ③多様な教育ニーズへの対応
- ④学校における指導体制の充実
- ⑤安全安心で質の高い学校施設の整備

2 総合的な教育連携・協働の推進

- ①学校・家庭・地域の連携
- ②家庭教育能力の向上支援
- ③多様な教育機関との連携
- ④就学の支援

3 生涯学習活動の推進

- ①生涯学習施設の環境整備と利用促進
- ②生涯学習の充実
- ③図書館サービスの充実

計画達成のための

- ①計画の進行管理
- ②教育委員会の機能強化・活性化
- ③関係部局との連携
- ④多様な主体との連携・協働
- ⑤ごどもの意見表明・参加の促進
- ⑥積極的な情報発信

今後10年間の施策の主な取組と別別事業

施業	主な取組	指標
個別事業		
①豊かな心と健やかな体の育成	○道徳教育の充実 ○人権教育の推進 ○はじめ対策の充実 ○不登校対策の充実 ○体力の向上と健康の増進 ○安全安心な学校給食の提供 ○学校における食育の推進	・学校へ行くのが楽しいと感じる児童生徒の割合
②確かな学力の育成	○基礎的・基本的な知識・技能の定着 ○思考力・判断力・表現力等の育成 ○個別最適な学びひき活動的な充実 ○カリキュラム教育の推進 ○防犯教育・交通安全教育の推進	・「授業の内容がよく分かる」と感じる児童生徒の割合 (国語・算数・数学)
③多様な教育ニーズへの対応	○放課後児童対策の充実 ○環境教育の推進 ○防災教育DXの推進 ○外國語教育の充実	・地域や社会をよくするために何かしてみたいと考えている児童生徒の割合
④学校における指導体制の充実	○小学校専科教員の配置 ○教職員研修の充実 ○教員の負担軽減の推進	・ICT機器の活用について、十分サポートを受けていると思う割合
⑤安全安心で質の高い学校施設の整備	○学校施設の環境整備 ○通学路の危険箇所への対応	・施設維持管理上の不具合による教育支障件数
⑥生涯学習施設の環境整備	○コミュニティ・スクールの推進 ○地域に根差した学校づくり ○地域と連携した独自の学校運営 ○放課後児童対策の充実 ○青少年の健全育成活動の推進	・地域や保護者との相互理解が深まつたと思う学校の割合
⑦生涯学習活動の推進	○家庭教育の連携 ○家庭・家庭・地域の連携 ○家庭教育学級の推進 ○思春期子育て講座の充実 ○地域の教育資源を活用した取組の推進 ○地域に開かれた公民館を目指す事業の展開	・家庭教育に関する講座の参加者数
⑧生涯学習施設の環境整備	○生涯学習施設の環境整備 ○生涯学習施設の充実・整備 ○図書館施設の充実・整備 ○天体観測室の充実・整備 ○天体観測室を活用した尾張旭の魅力増進	・生涯学習講座の参加者数
⑨生涯学び継ぐる教育の推進	○生涯学習施設の環境整備と利用促進 ○生涯学習施設の環境整備と利用促進 ○生涯学習施設の環境整備と利用促進	・市民一人当たりの図書の貸出点数
⑩芸術文化の振興	○文化財の保護・保存及び次世代への継承 ○芸術文化の振興 ○図書館サービスの充実	・無形民俗文化財保存会員数
⑪スポーツの振興	○文化会館の適切な維持管理 ○地元文化活動団体の育成 ○文化活動を行つた場合の場の提供 ○指定管理者制度の活用	・芸術文化イベント参加者数
⑫生涯学び継ぐる教育の推進	○生涯学習施設の環境整備と利用促進 ○生涯学習施設の環境整備と利用促進 ○生涯学習施設の環境整備と利用促進	・スポーツイベント参加者数
⑬生涯学び継ぐる教育の推進	○生涯学習施設の環境整備と利用促進 ○生涯学習施設の環境整備と利用促進 ○生涯学習施設の環境整備と利用促進	・スポーツ施設の利用者数

第24号議案

尾張旭市文化財保護審議会委員の委嘱について

下記の者を尾張旭市文化財保護審議会委員に委嘱するため、尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和55年教育委員会規則第6号）第3条第1項第7号の規定に基づき、付議するものとする。

令和5年12月20日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

記

氏名	年齢	住所	所属団体等	新任・再任の別
桐原 千文	68歳	尾張旭市平子町東71番地	元名古屋市蓬左文庫文庫長	再任
奥野 絵美	42歳	犬山市大字犬山字東畠36番1	財団法人岩田洗心館学芸員	再任
岡本 直久	63歳	名古屋市中村区深川町3-79-2	公益財団法人瀬戸市文化振興財団 埋蔵文化財センター 所長	再任

任期 令和6年2月1日から令和8年1月31日まで

提案理由

この案を提出するのは、令和6年1月31日で任期満了となる尾張旭市文化財保護審議会委員に上記の者を委嘱するため必要があるからである。

尾張旭市文化財保護審議会委員名簿

(任期 令和4年2月1日から令和6年1月31日まで)

氏 名	年 齢	住 所	所属団体等
桐原 千文	68歳	尾張旭市平子町東71番地	元名古屋市蓬左文庫 文庫長
奥野 絵美	42歳	犬山市大字犬山字東畑36番1	財団法人岩田洗心館 学芸員
岡本 直久	63歳	名古屋市中村区深川町3-79-2	公益財団法人瀬戸市文化振興財団 埋蔵文化財センター所長

(任期 令和5年6月1日から令和7年5月31日まで)

氏 名	年 齢	住 所	所属団体等
水野 茂	62歳	尾張旭市東大道町原田16番地	元東中学校長



第25号議案

令和6年度教育委員会当初予算案に関する意見の申出について
尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和55年教育委員会規則第6号）第
3条第1項第9号の規定に基づき、委員会の意見を求める。

令和5年12月20日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

提案理由

この案を提出するのは、令和6年度当初予算案を調整するため必要があるか
らである。

教育委員会 岁入歳出予算

【歳入】

(単位: 千円)

款	項	目	令和6年度 予算要求額 A	令和5年度 当初予算額 B	比較 増 減	
					差額(A-B)	A/B(%)
14 使用料 及び手数料	1 使用料	8 教育使用料	24,852	24,349	503	102.1
15 国庫支出金	2 国庫補助金	6 教育費国庫補助金	40,202	6,370	33,832	631.1
16 県支出金	2 県補助金	7 教育費県補助金	24,874	22,921	1,953	108.5
	3 県委託金	6 教育費委託金	115	1,968	△ 1,853	5.8
17 財産収入	1 財産運用収入	1 財産貸付収入	640	657	△ 17	97.4
		2 利子及び配当金	1	1	0	100.0
18 寄附金	1 寄附金	1 寄附金	800	800	0	100.0
19 繰入金	1 繰入金	1 繰入金	500	500	0	100.0
21 諸収入	5 雑入	1 雑入	356,515	357,954	△ 1,439	99.6
22 市債	1 市債	3 教育債	61,000	0	61,000	—
計			509,499	415,520	93,979	122.6

【歳出】

(単位: 千円)

款	項	目	令和6年度 予算要求額 A	令和5年度 当初予算額 B	比較 増 減	
					差額(A-B)	A/B(%)
10 教育費	1 教育総務費	1 教育委員会費	2,680	2,774	△ 94	96.6
		2 事務局費	707,358	634,569	72,789	111.5
		3 教育振興費	122,588	142,672	△ 20,084	85.9
	2 小学校費	1 学校管理費	679,088	270,962	408,126	250.6
		2 教育振興費	118,727	107,875	10,852	110.1
	3 中学校費	1 学校管理費	173,759	134,711	39,048	129.0
		2 教育振興費	80,850	70,589	10,261	114.5
	4 給食センター費	1 給食センター費	719,995	659,521	60,474	109.2
	5 社会教育費	1 社会教育総務費	9,106	7,613	1,493	119.6
		2 社会教育振興費	4,681	5,281	△ 600	88.6
		3 公民館費	158,419	120,829	37,590	131.1
		4 図書館費	42,830	39,805	3,025	107.6
		5 文化財保護費	12,474	12,300	174	101.4
	6 保健体育費	6 文化会館費	92,426	74,628	17,798	123.8
		1 保健体育総務費	11,357	10,188	1,169	111.5
	2 体育施設管理費		259,582	95,691	163,891	271.3
13 諸支出金	1 諸費	1 過年度収入返還金	200	200	0	100.0
計			3,196,120	2,390,208	805,912	133.7

教育委員会 歳入歳出予算（課別）

【歳入】

(単位：千円)

区分	令和6年度 予算要求額	令和5年度 当初予算額	比較増減
教育政策課	92,447	5,227	87,220
学校教育課	377,835	379,285	△ 1,450
学校給食センター	823	840	△ 17
生涯学習課	20,278	21,037	△ 759
図書館	214	214	0
文化スポーツ課	17,902	8,917	8,985
合 計	509,499	415,520	93,979

【歳出】

(単位：千円)

区分	令和6年度 予算要求額	令和5年度 当初予算額	比較増減
教育政策課	1,211,529 (588,587)	703,251 (118,760)	508,278 (469,827)
学校教育課	680,277	667,479	12,798
学校給食センター	713,239 (683,735)	652,943 (623,883)	60,296 (59,852)
生涯学習課	167,924	128,908	39,016
図書館	42,830	39,805	3,025
文化スポーツ課	380,321	197,822	182,499
合 計	3,196,120	2,390,208	805,912

※ () 内は、人件費を除いた金額。

教育政策課

令和6年度当初予算概要

事務事業コード	事務事業名	事業の説明	令和6年度 予算要求額(千円)	令和5年度 当初予算額(千円)	令和5年度 当初予算額(千円)	比較増減(千円)
21-0902	中学生海外研修事業	中学生を海外で研修させ、外国の自然や生活、文化の違い等を直接体験させ、幅広い視野と国際感覚を育むことを目的とした事業を実施する。	7,230	0	0	7,230
21-0908	派遣指導主事負担金	県費負担教職員に関する人事事務(負担金の支払) (い)	11,054	11,054	0	0
22-0506	小学校施設保守修繕事業	各種設備の保守点検を実施する等、安全で快適な教育環境の実現のため施設維持管理を行う。 良好な教育環境及び設備の整備を行う。	95,797	59,221	36,576	
22-0507	小学校施設整備事業	各種設備の保守点検を実施する等、安全で快適な教育環境の実現のため施設維持管理を行う。 良好な教育環境及び設備の整備を行う。	382,873	1,900	380,973	
22-0509	中学校施設保守修繕事業	各種設備の保守点検を実施する等、安全で快適な教育環境の実現のため施設維持管理を行う。	39,179	25,186	13,993	
22-0510	中学校施設整備事業	良好な教育環境及び安全で安心な学校生活が送れるように、施設設備の整備を行う。	31,700	1,200	30,500	
23-0303	地域未来塾開催事業	家庭の事情等により、学習が遅れている中高生を対象に自主学習スタイルによる学習支援事業を実施する。	7,350	7,350	0	0
23-0404	私立学校修学支援事業	私立学校に在籍する児童生徒の保護者に対して、その学業に必要な資金を支給することにより保護者負担を軽減し、教育の機会均等を図る。	8,500	7,400	1,100	
29-0901	教育委員会運営事業	合議制の執行機関として、地方教育行政の適正かつ円滑な運営を確保する。	2,680	2,774	△ 94	
29-0905	教育委員会所管施設設計監理事業	教育委員会の所管施設の設計及び監理事業	1,200	1,200	0	
99-0801	教育政策課庶務事務	所属内の庶務事務を行う。	1,024	1,475	△ 451	
	計		588,587	118,760	469,827	

学校教育課

令和6年度当初予算概要

事務事業コード	事務事業名	事業の説明	令和6年度予算要求額(千円)	令和5年度当初予算額(千円)	令和5年度当初予算額(千円)	比較増減(千円)
21-0101	いじめ・不登校対策推進事業	「いじめ・不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、スクールソーシャルワーカー、心のアドバイザー、心の教室相談員等を配置する。	21,585	21,188	397	
21-0102	適応指導教室(つくしんぼ学級)運営事業	適応指導教室を開設し、不登校児童生徒の支援事業を行う。	529	534	△ 5	
21-0201	学校体育・部活動推進事業(小学校)	小学校の音楽部活動における外部講師の派遣を実施し、支援する。	2,520	3,020	△ 500	
21-0202	学校体育・部活動推進事業(中学校)	中学校の部活動等における部活指導員、外部講師の派遣、楽器運搬料、自動車借上料、大会参加費の支援を行う。	7,964	6,610	1,354	
21-0203	児童健全管理事業(小学校)	各種検査等を実施して、児童の健康管理に努める。児童に対して災害共済給付を行う。	40,619	40,735	△ 116	
21-0204	生徒健康安全管理事業(中学校)	各種検査等を実施して、生徒の健康管理に努める。生徒に対して災害共済給付を行う。	17,965	18,279	△ 314	
21-0205	学校体育支援事業	児童生徒の体力向上を図るため、県、東尾張支部愛日地区、瀬戸旭の中学校体育連盟に負担金を支払う。	672	674	△ 2	
21-0206	児童生徒健康管理事業	市学校保健会に学校保健事業を委託し、小中学校における学校保健の研究、調査並びに普及充実を図る。就学時健康診断を実施する。	4,513	4,537	△ 24	
21-0303	学校給食費管理事業	給食費徴収システムにより、給食費の徴収を行う。	6,756	6,578	178	
21-0903	就学児童・生徒調査事業	学齢簿、就学通知書等、児童・生徒に係る就学事務処理を行う。	1,055	971	84	
21-0904	小学校入学・卒業報償事業	入学時に黄色帽子等を配布して交通安全や防犯の啓発をするとともに、入学を祝う。	1,467	1,420	47	
21-0905	中学校卒業報償事業	卒業時に記念品を配布して卒業を祝う。	432	449	△ 17	

学校教育課

令和6年度当初予算概要

事務事業コード	事務事業名	事業の説明	令和6年度 予算要求額(千円)	令和6年度 当初予算額(千円)	令和5年度 当初予算額(千円)	比較増減(千円)
22-0101	学習支援事業(小学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生へ副読本を購入し配布する。 ・多種多様な講師を招いて体験や関わりを豊かにした学習を行う。 ・外国語科の授業及び外国語活動の時間に英語教育支援員を派遣する。 	23,544	14,070	9,474	
22-0102	学習支援事業(中学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生へ副読本を購入し配布する。 ・多種多様な講師を招いて体験や関わりを豊かにした学習を行う。 	1,140	1,043	97	
22-0202	特別支援教育支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の適正な就学及び教育支援を図るために児童生徒支援委員会を開催する。 ・特別支援学級の交流事業を実施し、特別支援教育の支援を図る。 	33,592	25,192	8,400	
22-0203	学校運営支援員等派遣事業	児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うために、学校運営支援員等を学校に派遣する。	9,030	13,200	△ 4,170	
22-0301	特色ある学校づくり推進事業	地域や児童生徒の実態を踏まえた各学校の創意工夫を生かした教育活動を開催する。	1,108	1,142	△ 34	
22-0401	教職員研修・研究推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員を対象に、指導方法等の研修、自主研修を奨励するほか、教育論文の募集や発表を行う。 ・教職員に教師用教科書、指導書を配布する。 	26,611	52,289	△ 25,678	
22-0402	教職員健康管理事業	教職員の健康の維持増進を図る。	6,248	6,196	52	
22-0501	教育ネットワーク整備事業	教育委員会事務局と各小中学校とを結ぶネットワークを維持管理する。	69,617	34,911	34,706	
22-0502	情報化教育環境整備事業(小学校)	各小学校において、インターネット等情報化教育の向上とその環境整備に努める。	57,477	59,905	△ 2,428	
22-0503	情報化教育環境整備事業(中学校)	各中学校において、インターネット等情報化教育の向上とその環境整備に努める。	28,384	29,636	△ 1,252	

学校教育課

令和6年度当初予算概要

事務事業コード	事務事業名	事業の説明	令和6年度 予算要求額(千円)	令和5年度 当初予算額(千円)	令和5年度 当初予算額(千円)	比較増減(千円)
22-0508	小学校施設維持運営事業	小学校の維持管理及び運営を行い、快適な教育環境を維持する。	137,351	143,559	△ 6,208	
22-0511	中学校施設維持運営事業	中学校の維持管理及び運営を行い、快適な教育環境を維持する。	70,402	75,255	△ 4,853	
22-0512	小学校教材備品整備事業	快適な教育環境のため、教材整備を行う。	8,950	7,080		1,870
22-0513	小学校校用備品整備事業	快適な教育環境のため、校用備品の整備を行う。	5,590	6,377	△ 787	
22-0514	中学校教材備品整備事業	快適な教育環境のため、教材整備を行う。	6,070	4,200		1,870
22-0515	中学校校用備品整備事業	快適な教育環境のため、校用備品の整備を行う。	3,599	3,434		165
23-0301	学校地域連携事業	地域住民の学校運営に参画する仕組みとして、地域と学校とが一体となった教育の推進を図る。	2,850	2,970	△ 120	
23-0402	小学校児童就学援助事業	経済的な理由により就学困難な児童の保護者を対象に、学用品費や給食費等を支給し、就学援助に努める。	41,627	41,550	77	
23-0403	中学生徒就学援助事業	経済的な理由により就学困難な生徒の保護者を対象に、学用品費や給食費等を支給し、就学援助に努める。	40,049	40,008	41	
99-0811	学校教育課庶務事務	所属内の庶務事務を行う。	466	467	△ 1	
91-0015	採点システム導入事業	中学校3校へAI採点システムの導入を行う。	495	0	495	
計		680,277	667,479	12,798		

学校給食センター

令和6年度当初予算概要

事務事業コード	事務事業名	事業の説明	令和6年度 予算要求額(千円)	令和5年度 当初予算額(千円)	令和5年度 当初予算額(千円)	比較増減(千円)
21-0301	学校給食センター運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なメニューの給食の提供や食品管理など民間のノウハウを活用して効率的な運営を図るため、調理・配達業務を専門業者に委託する。 ・学校と連携し、アレルギーのある児童生徒の状況を確認・検討の上で卵、乳のアレルギー対応給食を提供する。 ・外部講師による食育講座の開催、地元野菜農家とのふれあい給食の実施、その他学校及び委託業者と連携を図り食育事業を進める。 	576,862	521,521	55,341	
21-0302	学校給食センター維持管理事業	<p>安全で安心な学校給食を定期的及び安定的に提供するため、施設や設備機器の監視点検及び修繕を実施する。</p> <p>課の庶務に関すること</p>	106,021	101,277	4,744	
99-0812	学校給食センター庶務事務	<p>※当該事務事業新設(令和3年度までは、21-0301 学校給食センター事業に含む。)</p>	852	1,085	△ 233	
計			683,735	623,883	59,852	

生涯学習課

令和6年度当初予算概要

事務事業コード	事務事業名	事業の説明	令和6年度 予算要求額(千円)	令和5年度 当初予算額(千円)	令和5年度 当初予算額(千円)	比較増減(千円)
23-0101	家庭教育・地域教育推進事業	講座・教室・イベント等を通じて、家庭教育・地域教育への理解を深めるとともに、子育ての仲間づくりや地域づくりを行う。	1,224	1,274	△ 50	△ 50
23-0901	社会教育委員設置事業	地域における社会教育に関する諸課題に取り組み、社会教育行政に広く意見を反映させるため、社会教育委員会設置する。	418	402	16	16
24-0102	社会教育団体等支援事業(生涯学習課)	社会教育の振興を図るため、社会教育団体の自主性を尊重し、活動に必要な援助を行う。	560	560	0	0
24-0104	公民館講座開催事業	市民の多様な学習需要に対応した各種の講座を開催する。	4,737	4,698	39	39
24-0107	高齢者教室開催事業	60歳以上の高齢者を対象に教養、健康、趣味など日常生活での生きがいを見出すための教室を開催する。	540	540	0	0
24-0108	二十歳の集い開催事業	20歳を迎えた方に対し、大人、地域の担い手としての自覚を持ち、社会の一員として責任ある行動がとれるように願い、二十歳の集いを開催する。	2,460	2,430	30	30
24-0110	生涯学習フェスティバル開催事業	各種団体の日ごろの学習活動の発表の場を提供するとともに生涯学習の啓発と参加を促すため生涯学習フェスティバルを開催する。	800	580	220	220
24-0112	公民館まつり等開催事業	自主活動団体が、日頃の活動成果を発表する場として、作品展等を開催し、自主活動の活性化を図る。	80	80	0	0
24-0302	公民館維持管理事業	公民館施設の施設環境整備を図り、市民が快適に学習できるように施設管理に努める。	149,008	111,369	37,639	37,639
24-0305	天体観測事業	天体観測室の維持管理を行い、市民に宇宙への興味を深めてもらう天体観測事業を行う。	3,278	2,068	1,210	1,210
71-0102	公民館利用者協議会支援事業	公民館利用団体で組織する利用者協議会に補助をするなど、地域活動を支援する。	630	630	0	0

生涯学習課

令和6年度当初予算概要

事務事業コード	事務事業名	事業の説明	令和6年度 予算要求額(千円)	令和5年度 当初予算額(千円)	比較増減(千円)
99-0804	公民館庶務事務	所属内の庶務事務を行う。	3,964	4,052	△ 88
99-0807	生涯学習課庶務事務	所属内の庶務事務を行う。	125	125	0
82-0923	還付金・返納金	公民館使用料の過年度還付を行う。	100	100	0
計			167,924	128,908	39,016

図書館

令和6年度当初予算概要

事務事業コード	事務事業名	事業の説明	令和6年度 予算要求額(千円)	令和5年度 当初予算額(千円)	比較増減(千円)
24-0401	読書奨励事業	読書の推進と図書館の利用促進を図るため、各種事業を行う。	524	524	0
24-0402	図書館施設維持管理事業	来館者が安全で快適に図書館を利用できるよう、施設・設備の維持管理を図る。各保守業務の委託や修繕等を行う。	14,076	11,107	2,969
24-0403	図書館資料提供事業	図書館資料の充実を図るため、新刊を中心とした図書や新聞、視聴覚資料を購入し、整備する。	27,685	27,536	149
99-0808	図書館庶務事務	所属内の庶務事務を行う。	545	638	△ 93
計			42,830	39,805	3,025

文化スポーツ課

令和6年度当初予算概要

事務事業コード	事務事業名	事業の説明	令和6年度(千円) 予算要求額(千円)	令和5年度(千円) 当初予算額(千円)	令和5年度(千円) 比較増減(千円)
25-0101	文化財保護審議会事業	尾張旭市における文化財の保護について審議する。 県・市指定の無形民俗文化財を保護するとともに後継者の育成を行うため、保存会の指導、支援を行う。	52	52	0
25-0103	無形民俗文化財保護育成事業	市内に残る歴史的に価値のある資料や史跡、文化財を保護、活用するため、市民へ積極的に公開することにより保護意識の高揚を図る。	2,906	2,906	0
25-0105	史跡等保存公開事業	どうだん亭の維持管理事業全般を行う。	4,286	4,112	174
25-0106	どうだん亭維持管理事業	市民に芸術文化の発表と鑑賞の場及び機会を提供することにより地域文化の開心を高める。また、文化振興を図るために、文化芸術に関する団体の自主性を尊重し、文化振興事業を委託する。	5,230	5,230	0
25-0202	社会教育団体等支援事業(文化スポーツ課)	施設維持管理及び施設修繕等を行う。(平成19年4月1日から指定管理者制度を導入)	3,820	4,420	△ 600
25-0301	文化会館維持管理事業	文化振興計画の進行管理を行う。重点事業の施策を行っていく。	92,426	74,628	17,798
25-0901	文化振興計画推進事業	市スポーツ協会が主催するスポーツ大会に対して市長杯を交付する。	301	301	0
26-0101	市長杯争奪大会事業	市民へのスポーツ普及のため、誰でも気軽にできるレクリエーションスポーツの体験会等を開催する。	190	131	59
26-0102	レクリエーションスポーツ運営事業	市民スポーツ大会・ゴルフ大会・ジョギング大会についてスポーツ協会に委託し事業を実施する。	300	330	△ 30
26-0104	市民スポーツ大会運営事業	市民スポーツ普及のため、レクリエーションスポーツやウォーキング等の事業を企画運営するとともに、愛知県等で実施される研修会へ参加し委員の資質向上を図る。	4,010	3,630	380
26-0201	スポーツ推進委員事業	・スポーツ指導者育成及び少年スポーツ指導等をスポーツ協会へ委託し実施する。 ・全国大会出場者へ激励費を交付する。	1,157	1,277	△ 120
26-0202	社会体育振興事業		3,360	2,480	880

文化スポーツ課

令和6年度当初予算概要

事務事業コード	事務事業名	事業の説明	令和6年度 予算要求額(千円)	令和5年度 当初予算額(千円)	令和5年度 当初予算額(千円)	比較増減(千円)
26-0203	スポーツ協会支援事業	市民スポーツ普及のため、スポーツ協会が実施する事業に対して補助を行う。	2,340	2,340	2,340	0
26-0301	学校体育施設開放事業	体育施設の不足を補う事業として、学校体育施設の空き時間帯を利用して、一般利用者への貸し出し業務を行う。	9,327	9,450	9,450	△ 123
26-0304	体育施設整備事業	施設改修工事等	55,000	293	293	54,707
26-0305	体育施設維持管理事業	施設維持管理及び施設修繕等を行う。 (体育施設は平成20年度から、市民プールは平成19年度から指定管理者制度を導入)	195,255	85,948	85,948	109,307
99-0810	文化スポーツ課庶務事務	文化スポーツ課に関する庶務事務を行う。	261	194	194	67
82-0923	還付金・返納金	過年度に領収した施設使用料の還付を行う。	100	100	100	0
計			380,321	197,822	197,822	182,499

令和6年度当初予算まとめ資料（教育政策課）

重点事業	①第2次教育振興基本計画の進行管理【No2 教育政策課庶務事務】		
	・令和6年度を始期とする第2次計画の進行管理を適切に実施します。		
②小中学校の施設環境整備【No3、4 小中学校施設設備整備事業】	・小中学校施設環境を整備し、教育環境の改善を図ります。		

主な事務事業（重点事業、新規・拡充事業、縮小・廃止事業など）

No	事務事業コード	事務事業名	R6 勿求額 (千円)	事業の方向性、内容等
1	21-0902	中学生海外研修事業	7,230	・新型コロナの影響により中止していた海外研修を再開し、生徒の国際理解を図ります。 ・対象学年を全学年とし、8月下旬に実施します。 ・代替事業として実施していたオンライン交流についても、引き続き実施します。
2	99-0801	教育政策課庶務事務 (教育施策全般に関係)	1,024	・令和6年度を始期とする第2次計画の進行管理を適切に実施します。
3	22-0507	小学校施設設備整備事業	382,873	・小学校施設の改修を行い、教育環境の整備を進めます。 トイレ改修工事（本地原小、城山小） 校舎内部改造工事（5校） 防犯設備設置工事設計委託（9校） 渋川小学校エレベーター改修工事設計委託
4	22-0510	中学校施設設備整備事業	31,700	・中学校施設の改修を行い、教育環境の整備を進めます。 屋外施設整備工事（3校） 防犯設備設置工事設計委託（3校）

令和6年度当初予算まとめ資料（学校教育課）

重点事業	①不登校対策の強化【No.1 いじめ・不登校対策推進事業】 ・適応指導教室や教育相談窓口をまとめた教育支援センターへの組織改編を行います。 ・旭中学校での校内教育支援ルームを他の中学校へも拡充します。		

主な事務事業（重点事業、新規・拡充事業、縮小・廃止事業など）

No	事務事業コード	事務事業名	R6 要求額 (千円)	事業の方向性、内容等
1	21-0101	いじめ・不登校対策推進事業	21,585	適応指導教室や教育相談窓口をまとめた教育支援センターへの組織改編や今年度より始めた旭中学校での校内教育支援ルームの他中学校への拡大を進める。
2	21-0201	学校体育・部活動推進事業（小学校）	2,520	小学校運動部活動の廃止に伴い、令和5年度に試行的に市の委託により実施したスポーツ教室委託事業については、民間の団体等による代替事業も少しずつ出てきており、地域移行を促進するため、文化スポーツ課の社会体育振興事業に予算を組み替える。
3	22-0101	学習支援事業（小学校）	23,544	水泳授業の民間委託について、令和5年度から開始した旭小及び本地原小で委託を継続するとともに、令和6年度からは城山小及び瑞鳳小でも委託を開始する。
4	22-0501	教育ネットワーク整備事業	69,617	令和元年度に導入した教育ネットワークの更新時期を迎えるため、教育ネットワークに関する機器の更新を行う。

令和6年度当初予算まとめ資料（学校給食センター）

重点事業	①安全で安心な学校給食の提供【No.2 学校給食センター維持管理事業】 ・経年劣化による不具合や突発的な故障等を回避し学校給食を安定的に提供するため、施設や設備機器の監視点検及び修繕を実施します。		
	②教育の推進【No.1 学校給食センター運営事業】 ・栄養バランスのとれた学校給食を提供とともに、地産地消を推進し、食に対する意識の醸成を図ります。		

主な事務事業（重点事業、新規・拡充事業、縮小・廃止事業など）

No	事務事業コード	事務事業名	R6 要求額(千円)	事業の方向性、内容等
1	21-0301	学校給食センター運営事業	576,862	・栄養バランスのとれた学校給食を提供とともに、地産地消を推進し、食に対する意識の醸成を図ります。 物価高騰による給食費値上げ相当分の保護者負担軽減のため、賄材料費の増額 調理業務等を専門業者に委託 「ふれあい給食」「愛知を食べる学校給食の日」「愛知の秋の味覚週間」の実施 食育推進講演会の開催
2	21-0302	学校給食センター維持管理事業	106,021	・経年劣化による不具合や突発的な故障等を回避し学校給食を安定的に提供するため、施設や設備機器の監視点検及び修繕を実施します。 厨芥処理システム1台のオーバーホール 真空冷却器2台のオーバーホール

令和6年度当初予算まとめ資料（生涯学習課）

重点事業	①生涯学習フェスティバル30回記念事業の開催【No1 生涯学習フェスティバル開催事業】 ・30回記念事業として、オープニングイベントを拡大して実施します。		
	②公民館設備の質向上【No2 公民館維持管理事業】 ・公民館の空調設備及びトイレ改修工事（洋式化等）を行い、環境整備を進めため、設計委託を実施します。		

主な事務事業（重点事業、新規・拡充事業、縮小・廃止事業など）

No	事務事業コード	事務事業名	R6要求額 (千円)	事業の方向性、内容等
1	24-0110	生涯学習フェスティバル開催事業	800	30回記念事業として、オープニングイベントを拡大して実施します。
2	24-0302	公民館維持管理事業	149,008	公民館の空調設備及びトイレ改修工事（洋式化等）を行い、環境整備を進めため、設計委託を実施します。

令和6年度当初予算まとめ資料（図書館）

重点事業	(①図書館の空調設備工事と公共下水道切替工事に向け、設計委託を行います。【No 2 図書館施設維持管理事業】)		
-------------	---	--	--

主な事務事業（重点事業、新規・拡充事業、縮小・廃止事業など）

No	事務事業コード	事務事業名	R6 要求額 (千円)	事業の方向性、内容等
1	24-0401	読書奨励事業	524	・本を読むきっかけに繋がる各種おはなし会、図書館見学や出前講座、図書館や学校図書館等の読書環境を支えるボランティア養成講座、読書通帳や読書感想文・画の表彰等の事業を実施し、市民の読書活動を推進します。
2	24-0402	図書館施設維持管理事業	14,076	・施設の維持管理に必要な各種委託業務や修繕等を行い、安全で快適に利用できる環境整備を進めます。 公共下水道切替工事設計委託、空調設備改修工事設計委託
3	24-0403	図書館資料提供事業	27,685	・図書館システムの保守委託をはじめ、図書・新聞・雑誌・視聴覚資料等を選定購入等を行い、貸出しや蔵書管理に必要な資料設備を施すほか、新聞や法令データベース等の電子資料を市民に提供します。

令和6年度当初予算まとめ資料（文化スポーツ課）

重点事業	
①電気設備の改修工事【No1 文化会館維持管理事業】 ・施設の安定稼働環境の確保及び長寿命化を図るため電気設備の改修工事を実施します。	

主な事務事業（重点事業、新規・拡充事業、縮小・廃止事業など）

No	事務事業コード	事務事業名	R6 要求額 (千円)	事業の方向性、内容等
1	25-0301	文化会館維持管理事業	92,426	・個別施設計画に基づく公共施設の計画的な改修として、電気設備の改修工事を実施し、施設の安定稼働環境の確保及び長寿命化を図る。（非常用発電機更新、高压受変電設備更新、非常照明直流電源装置、調光設備更新）

